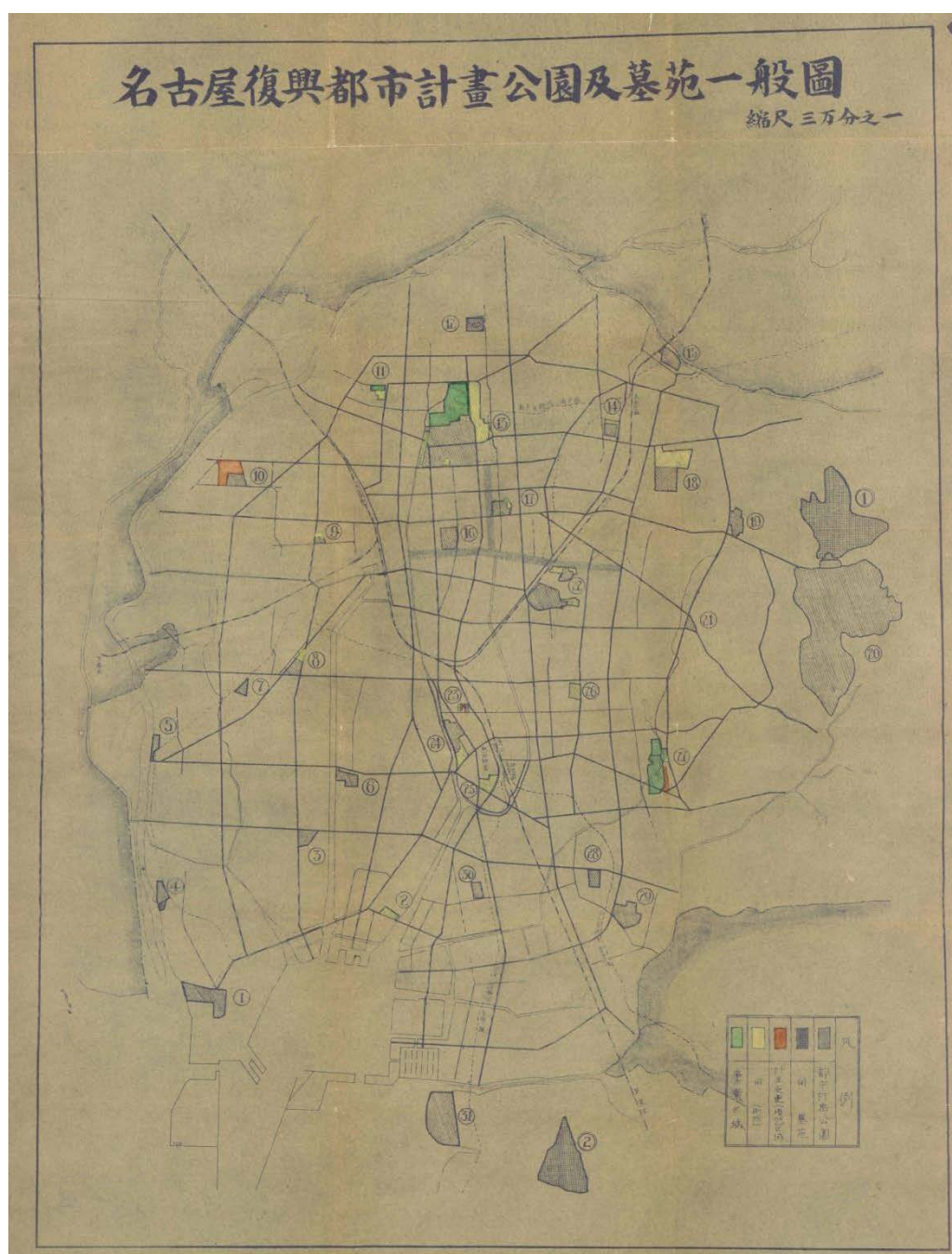


名古屋都市計画公園緑地等の歴史 (戦後～昭和 44 年)



昭和 25 年 3 月 15 日都市計画愛知地方審議会付議図

名古屋都市計画公園緑地等の歴史(戦後～昭和 44 年)

目 次

はじめに	3
1 昭和 20 年 8 月以前のふりかえり	3
2 第 2 次大戦後の都市計画	4
第 1 章 公園の都市計画	7
1 戦後の当初決定	7
2 中村公園の変更(昭和 22 年 5 月 27 日)	10
3 昭和 25 年から昭和 29 年 6 月までの変更	11
4 復興土地区画整理事業により留保される公園の追加と変更	17
5 昭和 30 年から 32 年の変更	19
6 都市計画区域及び名古屋市域の拡大に伴う変更に至る経過	19
7 市域拡大による追加及び既決定の見直し(第 1 次)(昭和 33 年 2 月 15 日の変更・追加)	21
8 名古屋都市計画区域外または名古屋市域外での決定変更	21
9 昭和 33 年度以降の昭和 30 年代中盤の動き	23
10 土地区画整理事業による公園整備	29
11 昭和 30 年代半ば以降の名城公園の変更	32
12 第 2 次公園緑地の見直しについて	33
13 守山市、鳴海町合併に伴う追加及び新茶屋川公園、明德公園の変更(昭和 40 年 1 月 27 日)	34
14 既決定公園の変更と追加(昭和 40 年 12 月 28 日、昭和 43 年 8 月 3 日)	34
15 大高町、有松町の合併に伴う追加(昭和 41 年 10 月 13 日)	34
16 名古屋環状 2 号線に関連する変更(昭和 42 年 3 月 17 日、昭和 43 年 8 月 23 日)	34
17 昭和 44 年 5 月 20 日の変更(稲永東公園他)	35

追記.....	35
第2章 緑地の都市計画	37
1 戦前の緑地の計画	37
2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代、見直し遅れる)	38
3 昭和 30 年代の変更(大幅見直しと追加)	40
4 昭和 40 年代の変更(主に河川敷緑地).....	43
第3章 墓地の都市計画	49
1 墓地の都市計画決定前の経過	49
2 墓地の都市計画決定（3 か所の墓地構想）	49
3 東墓苑の変更（昭和 31 年度～昭和 33 年度）	51
4 南墓苑の変更.....	52
第4章 風致地区	54
1 戦前の風致地区について	54
2 戦前・戦中の風致地区の決定、追加及び規制について	55
3 戦後の風致地区について	59
年表、資料、図集	64

はじめに

本論は、名古屋市において第2次大戦後から昭和44年に都市計画法が改正施行されるまでに決定、変更等された都市計画のうち、都市緑化に係るもの、すなわち公園、緑地、墓地、風致地区について、その計画や変更の経緯などについて、現在名古屋都市センターにおいて編纂中の「名古屋都市計画史Ⅱ」の調査過程で得られた資料を基にしつつ、追加調査し論じたものである。この期間の名古屋市の都市計画史全般については「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター、平成11年3月発行)に詳しいが都市計画全般を総括的に扱っているため、分野ごとの詳細については省略も多い。したがって、都市緑化に係る分野の足らざるところを本論で補うことが出来れば幸いである。

また、「戦前の名古屋都市計画公園史について」(2013.3 名古屋都市センターレポート(青木公彦))において大正期の名古屋都市計画公園の当初決定から昭和の戦前・戦中期までの名古屋都市計画公園および都市計画緑地の決定、変更経緯を述べたので、本論はその続編となる。また、風致地区については戦前に決定されたが上記レポートでは扱っていないので、戦前の決定、変更を含め本論で述べた。

なお、現在からわずか45年ないし70年程度以前のことはとはいえ、第2次大戦後の混乱期を含むため、計画の詳細やその考え方などを記した資料が残っていないことも多く、また、昭和22年および25年に行われた都市計画決定および同変更について、都市計画決定図書の内、告示文や計画書、理由書などは確認できるが、計画図が名古屋市や愛知県あるいは国立公文書館デジタルアーカイブなどで見つけられない。但し、昭和25年6月5日変更告示した都市計画の「案」を同3月15日開催の都市計画愛知地方審議会¹に付議した際の総括的な計画図は最近発見した。したがって、昭和22年の公園の都市計画決定区域は、昭和24年名古屋市復興局発行(1/30,000)の「名古屋復興都市計画公園配置図」及び昭和25年3月審議会付議図から推定するか、昭和26年以降の都市計画決定や同変更における変更前後対照図などから当初決定区域等を推定できるものはそれによるしかない。それらを併せても詳細な計画決定区域が分からない公園もある。それら詳細が不明な公園については、特に詳細に立ち入らずそのまま論を進めている公園もあるが、各種資料と通常の方から推定される当初決定区域を、筆者の推定により論じている公園(港、栄、熱田、滝子等)があること、また挿入してある図についても、昭和22年の決定区域については筆者の推定に係る部分があること(名城、栄、瑞穂等)を、あらかじめ断っておきたい。

1 昭和20年8月以前のふりかえり

第2次大戦後の都市計画を述べる前に、その導入として戦前の経過について少し振り返る。

まず公園については、大正11年7月5日決定公告された「名古屋都市計画区域」において、大正15(1926)年1月28日に全国に先駆け、公園系統の考え方に基づき24カ所の公園が公園網として決定された。その後、戦前戦中を通じ、昭和12年10月8日をはじめとし、既決定公園の区域変更(削除または追加による区域の修正)、緑地への種別変更による公園の削除(2公園)や、公園の追加(3公園)など11回の都市計画変更が行われ、都市計画公園は25カ所の指定で終戦を迎えた。

¹「都市計画法施行令等の一部を改正する政令」(昭和24年5月31日政令第188号)により、従来の「都市計画委員会」は「都市計画審議会」に改められた。同政令にて「都市計画委員会官制」(大正8年勅令第483号)も名称を「都市計画審議会令」に改められ、「都市計画地方委員会」は「都市計画審議会」に改められた。これにより、「都市計画愛知地方委員会」は「都市計画愛知地方審議会」となった。

緑地は、昭和 15(1930)年 12 月 7 日に、名古屋市の防空施設として環状緑地帯を造成し、また平時には市民の健康休養体位向上を図るために名古屋市を取り巻く拠点ごとに 5 緑地 7 箇所(公園から種別を変えて決定された 2 カ所を含む)が決定され、昭和 20(1945)年 4 月 9 日にはそのうち 4 緑地が区域変更されている。

墓地は、戦前・戦中を通じて都市計画決定されていなかった。但し、あえて言えば類似施設として忠霊塔という名称の第 2 次大戦中の戦死者のための施設を建設するため、昭和 18 年 5 月 27 日に東山公園の北端部が追加変更され、さらに昭和 19 年 1 月 26 日にその区域を更に拡大変更している。

風致地区は名古屋都市計画区域では昭和 14(1939)年 2 月 24 日に主に都市計画公園の区域に重ねた地区、及び八事保勝会を前身としつつ東部丘陵地の樹林地等の地区において 23 か所、約 2,454.19ha が決定告示された。その後、昭和 17(1942)年 2 月 27 日都市計画区域の拡張に伴い新たに編入された名古屋市域外(猪高村、天白村、大高町、上野町)の東部、東南部の丘陵地一帯に 5 か所、約 3,286.58ha が追加告示され、計 28 か所約 5,740.77ha となっていた。昭和 17 年 3 月 13 日告示の風致地区の区域図のうち決定告示図は巻末図集その 4 に、その決定過程で作成された都市計画愛知地方委員会付議図(大高町役場文書より)は巻末図集その 5 に示した。

2 第 2 次大戦後の都市計画

第 2 次大戦後の昭和 20(1945)年 12 月 30 日、国において戦災復興計画基本方針が閣議決定されたことを受け、名古屋市は「名古屋市復興計画の基本」を決定し、昭和 21 年 3 月 14 日に発表した² (以下「復興計画の基本」と呼ぶ)。この「復興計画の基本」は昭和 21(1945)年 3 月の市会や、その後夏から秋にかけ更に具体化しつつ新聞紙上にも登場³ している。

この「基本」によれば、公園関係については、「公園は現在の東山、中村、鶴舞、白川、県庁跡、徳川園等を拡大せんとす。」「国民学校敷地は 3,000 坪見当又は之と道路を隔て同面積の小公園を配置せんとす。」「焼け跡の墓地は一定区へ移転整理せんとす。」というように公園及び墓地の配置方針を示していた。また「復興計画の基本」には、「市域 1、天白川、庄内川に囲繞される区域を市域とし外周部に緑地帯を幅員約 5 軒程度を設け徒らなる膨張を防がんとす。」というように緑地の方針についても示していた。

つまり、特別都市計画法(昭和 21 年 9 月 11 日法律第 19 号)に規定される「緑地地域」の指定も、法律の制定に先んじて指定を目指していたことがわかり、また、既存の供用済み大公園等を基本に公園計画を拡大すること、更に近隣の児童等向けの用に供する公園を配置する計画だったこと、そして、墓地移転を計画していたことなどが、この昭和 21 年 3 月発表の「復興計画の基本」において示されていたことがわかる。⁴ また、戦災復興計画としての公園計画については、類似の計画を「名古屋の復興都市計画概要」(名古屋区画整理協会、昭和 21 年 10 月)にも見る事が出来る。⁵

大戦終了直後の都市計画の動きは以上のようなものであるが、この後の都市計画の経過は、公園、緑地、墓

² 「都市計画史」名古屋都市センター、平成 11 年 3 月発行 本編 p246、年表編 p64

³ 中部日本新聞、昭和 21 年 8 月 30 日、同 9 月 5 日など

⁴ 結果としては、緑地地域は名古屋市では指定されなかった。その事情については「都市計画史」名古屋都市センター、平成 11 年 3 月発行 p319 を参照されたい。また、本論の第 2 章緑地の都市計画 2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代)にても若干触れた。

⁵ 「都市計画史」名古屋都市センター、平成 11 年 3 月発行 p270、p271

地、風致地区に分け順次記述したい。

なお、巻末年表等資料として、大正期の公園当初決定から都市計画法が大改正され施行される昭和 44 年 6 月までの間の旧都市計画法の時期の公園、緑地、墓地、風致地区の決定、変更等の経過について、本論末に「年表その1 公園・緑地・風致地区の決定・変更(大正～昭和 20 年 8 月まで)」と「年表その2 公園・緑地・墓地・風致地区の決定・変更(戦後～昭和 44 年まで)」と題し、告示の年月日順に計画の内容等もあわせ、一覧表として付けた。

また、図についても、図集その1「名古屋都市計画公園、緑地、風致地区配置図」昭和 18 年 11 月発行、図集その2「名古屋都市計画公園配置図」昭和 24 年名古屋市復興局発行、図集その3「名古屋復興都市計画公園及墓苑一般図」昭和 25 年 3 月 15 日都市計画愛知地方審議会付議図、のほか風致地区に関する昭和 17 年 2 月告示図、同告示の決定過程の愛知都市計画地方委員会付議図、昭和 31 年 8 月告示の風致地区廃止・変更・追加一般図もつけたので参考とされたい。

表-1 新旧都市計画公園比較表

旧都市計画決定				新都市計画決定(昭和22.5.6)			
番号	名称	面積(ha 換算)	当初(T15.1.28)決定以後 の変更概要	番号 (第、号)	名称	地積 (約ha)	決定内容
1	鴨浦または 稲永	33.0	S14区域拡大(40.0)	1	稲永	39.93	従前計画区域を継承
				2	港	5.61	新規区域
2	土古	7.92		3	土古	7.92	従前計画区域を継承
				4	宝浦	9.50	新規区域(戦前の民間遊園地(海水浴場)をゆかり とすると推定される)
				5	松陰	5.43	新規区域(S12.3.1設置の松蔭公園(2,909.34坪(約 0.96ha))を種としている。戦前、民間遊園地(海水浴 場)が有った辺りでもある)
				6	昭和橋	7.00	新規区域
4	荒子	3.63	(荒子観音寺や荒子城跡 の南西区域)	7	荒子	7.71	従前区域と隣接するが、北東区域に移動(荒子観音 境内地を含む)
5	篠原または 松葉	5.94		8	松葉	5.94	従前計画区域を継承
				9	米野	6.07	新規区域(S14.11.10設置の茶ノ木島公園(427.22坪 (約0.14ha))を含む)
7	中村	10.76		10	中村	10.76	従前計画区域を継承
10	押切	3.47		11	押切	4.85	ほぼ従前計画地(南側縮小、西側拡大)
12	志賀	7.89		12	志賀	7.89	従前計画区域を継承
				13	名城	130.02	新規区域(名古屋城本丸、二・三の丸(一部)、北練 兵場等。準公園としてS6.2.11公開の名古屋城 (43,962.98坪(約14.51ha))が有った)
				14	葵	7.19	新規区域(徳川美術館を含む区域。準公園として S7.11.3公開の徳川園(8,945.24坪(約2.95ha))が有っ た)
14	長母寺	9.44		15	木崎	9.44	従前計画区域を継承
8	白川	7.33		16	白川	13.64	従前計画区域を西及び北へ拡大し、整形化
28	県庁舎跡ま または栄	3.6	S16追加	17	栄	8.25	従前計画区域に西側を拡大し、整形化
				18	千種	39.60	新規区域(旧国有軍用地)
15	城山	13.07		19	城山	13.07	従前計画区域を継承
16	東山	267.3	S15区域削除と追加 (312.3) S18区域拡大(313.75) S19 " (316.07)	20	東山	315.51	従前計画区域を継承
				21	川名	3.86	新規区域
17	鶴舞	28.05		22	鶴舞	40.43	従前計画区域に、東側および北(飛び地)を追加
26	高蔵	1.2	S14追加	23	高蔵	1.16	従前計画区域を継承
21	断夫山	7.43	S14区域拡大(8.5)	24	白鳥	18.91	従前計画区域に、南側を大幅追加
20	熱田	6.47	S15区域縮小(2.84)	25	熱田	5.45	熱田神宮外周から南側に区域変更
				26	滝子	8.09	新規区域(現在は市立大学(山の畑)が在る区域)
18	萩山	24.19	S12区域縮小(19.6) S17区域削除と拡大 (19.67)	27	瑞穂	41.91	従前計画区域(萩山と運動公園を合わせた区域)を ほぼ継承
19	田光(変更 し運動公園 と改称)	9.34	S12田光を位置・名称・面 積変更し、萩山と隣接させ た(15.6) S17区域拡大(18.99) S20区域拡大				
22	呼続	8.78	S17区域整正と一部削除 (7.72)	28	呼続	9.87	従前計画区域をほぼ継承(南へ拡大)
23	笠寺	4.55		29	笠寺	24.49	従前計画区域に東部、北部を拡大
24	道徳	8.45		30	道徳	8.45	従前計画区域を継承
				31	港南	62.70	新規区域(天白川河口左岸、上野町内)
この他に、3号小碓(6.20)、6号横井山(17.16)、11号庄 内(14.65)、13号建中寺(11.39)、25号鳴尾(36.30)、 27号宮ノ腰(0.9)が決定されていた。このうち、6号及び 11号は昭和15年に緑地に変更されている。							

第1章 公園の都市計画

1 戦後の当初決定

(1) 配置計画等

戦後の当初決定は昭和22(1947)年5月6日である。

当初決定の手続き経過について現在確認できる資料で見ると、まず、昭和21年10月25日戦復第2171号にて、内閣総理大臣吉田茂が都市計画愛知地方委員会に「名古屋復興都市計画公園及び墓苑決定の件」として、公園31か所の決定と既定都市計画公園の廃止、および3か所の墓苑の決定案を付議し、昭和22年1月23日に同委員会が開催され、同年5月6日戦災復興院告示第69号にて公園31か所の決定と既定都市計画公園の廃止、および墓苑は付議された案に比べ1か所減って、2か所の墓苑が決定告示されたというものである。

決定された公園と、それら公園と廃止された旧都市計画公園との関係等を一覧にし、表-1に示した。

なお、墓苑のことは別途第3章 墓地 にて述べる。

新たに決定された31公園の区域については、主に昭和24年発行の「名古屋復興都市計画公園配置図」(3万分の1)の計画図によって検討したが、栄公園は都市計画決定後2年を経過し、復興土地区画整理事業の影響も大きいと思われるので別資料も参考にした。

決定された31公園は大きく5分類できる。まず、廃止された従前の都市計画公園に対しほぼ同じ区域を継承しているものは12公園(稲永、土古、松葉、中村、志賀、木崎、城山、東山、高蔵、瑞穂、呼続、道徳)である。

次に、区域がある程度変っている、または大幅拡張されたが核となる位置は同じ場所にある、ないし位置がずれているが近接しているものは8公園(荒子(図-17参照)、押切、白川、栄、鶴舞、白鳥、熱田、笠寺)である。

3番目に、都市計画公園ではなかったが公園として一部供用されていた公園を核とするものは、松陰(供用された公園名は「松蔭」である。なお、都市計画公園名の「陰」については、「蔭」と表示されている場合もあるが、当初決定の際の字体に従った)、および米野(公園名「茶ノ木島」)の2公園である。

4番目として、同じく、準公園⁶として供用されていたものを核とするものは、名城(名古屋城)、葵(徳川園)の2公園(カッコ内は供用公園名称)である。

なお、少し脇にそれるが、松蔭公園は下之一色町が名古屋市に昭和12年3月1日合併の際、町から名古屋市に引継がれ同日付で名古屋市の公園として開園(2,909.54坪、=約0.96ha))されている。一方、茶ノ木島公園は、名西土地区画整理組合(設立昭和2年7月19日、解散昭和17年3月18日、施行面積59.6ha)から寄付を受け、昭和14年11月10日開園(427.22坪)されている。名古屋城は、名古屋離宮が昭和5年廃止、下賜され、昭和6年2月11日公開(43,962.98坪)された。徳川園は尾張徳川家より昭和6年寄付があり、昭和7年11月3日公開(8,945.24坪)された。

5番目として、残り7公園(港、宝浦(後に多加良浦と改名)、昭和橋、千種、川名、滝子、港南)は従前に既存公園、ないし公園の既存計画が存在せず、公園配置論などに基づき新規に計画し決定したものである。

⁶ 「土木局重要施設の概要」昭和16年4月、土木局 p62 の分類表による表現による

公園計画の考え方にさらに検討を加える。昭和 22 年 5 月 6 日の名古屋復興都市計画公園の計画書にある計画理由としては、「名古屋復興都市計画における街路、土地区画整理の決定に続き、新都市構成上必要な公園を全市に亘り新に復興都市計画として決定せんとするものである」とあるのみで、大正 15 年の決定時のような詳細な考え方や計画理由の説明がない。そこでここにおおむね推定してみる。

まず、大正 15 年の計画論をかなり意識していると考えられること。すなわち、大正 15 年の計画においては、「①自然公園や大公園等であって各々約 3ha 以上の公園を、②公園系統の考え方で③都市計画区域全体に、④合計面積としては計画区域面積の約 3% 強を配置する。⑤その際、樹林地や社寺境内地などで風致に勝れた土地、または市街地内で将来公園とするに適当な場所を中心に計画配置し、各公園への誘致距離は 2km 以内とした。⑥これらの公園を根幹とし、今後更に小公園を配置し整備する」というような計画の考え方が計画書に述べてある。新計画においても前記「名古屋市復興計画の基本」を参考にし、配置等を概観し数量を検討すると、計画公園面積の都市計画区域に対する割合は 3.84% (約 880.65 ha/約 22904ha、ちなみに当時決定済みの緑地約 828.07ha を加えると約 7.5% となる) であり、その他の条件を見てみると①～⑥を概ね踏襲した計画となっている。

(2) 社寺境内地との関係

次に新憲法との関係を検討したい。新憲法は名古屋市の公園計画決定と同時期の、昭和 21 年 11 月公布、昭和 22 年 5 月 3 日施行された。その第 89 条には「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」とある。いわゆる政教分離の原則を定めたもので、明治 6 年の太政官布達以来社寺境内地等の風致景勝地を公園としてきた日本の公園の考え方に転換を迫るものだった⁷。

しかし、憲法第 89 条は国有地等公有地であってかつ社寺境内地である区域を、公園として供用することはしてはいけないというようにも読める。つまり『供用されている公園』と「都市計画されたのみの公園」は別という事である。おそらくそのような考え方で、名古屋都市計画区域の新しい都市計画公園の計画を、一旦は立案したのではないかと推定される。新都市計画公園 31 か所の中で、神社・寺院境内地(祠程度のものを除く)を計画区域に含む公園は、宝浦、荒子、中村、木崎、城山、白鳥、熱田、呼続、笠寺の 9 公園を数える。なかでも荒子公園などでは、従前計画では含まれなかった寺院境内地を新たに取り込んだ計画としている(図-17 参照)。従って、あたらしい都市計画公園計画は、むしろ積極的に社寺境内地を取り込んだ戦前の計画を継承しているものともみることができる。しかし、新しい公園計画における社寺境内地の取扱い方針について当時の考え方を説明する資料等は未見のため、断定はできないし、昭和 20 年代において考え方は次のように揺れていたように感じる。

すなわち、荒子公園及び笠寺公園では昭和 33 年 2 月 15 日の変更の際、境内地等は計画公園区域から削除された。また、中村公園では後述するように、当初決定の 3 週間後の昭和 22 年 5 月 27 日に社寺境内地部分が一旦削除変更され、さらに昭和 25 年 6 月 5 日の変更では都市計画案の図面では、既に削除したはずの「豊国神社」あたり及び清正公ゆかりの「常泉寺」あたりの区域が「削除区域」の表示がされている。

⁷ 「日本の公園緑地 120 年の歩み」佐藤昌、(社)日本公園緑地協会H5、p20

一方、白鳥公園や熱田公園でも社寺境内地と思われる部分を戦後の計画では含めているが、復興土地区画整理事業区域内のため、換地による移転の取り扱いがありうることも理由の一つに想像される。しかしながら、昭和 25 年 6 月 5 日の都市計画変更等において、該当区域はいずれも公園計画区域の縮小ないし廃止により除外されており、計画公園に対する考え方が変化したか、区画整理事業上の取扱いが変わったのか、いずれかの方針変更があったものと考えられる。

この様に、当初決定区域においては未だ戦前の考え方を踏襲し、風致景観の好い社寺境内地は公園計画区域に取り込む考え方が生きていたが、新憲法施行に従い、徐々に見直していったとも思える。

当時の状況をさらに述べると、公園における社寺境内地の取扱い方針が国において決定され、通達等が発せられたのは、名古屋都市計画公園の案が都市計画愛知地方委員会に付議開催された昭和 22 年 1 月を既に 2 か月過ぎた、昭和 22 年 3 月であった。同通達の内容を以下に簡略に説明したい。

通達は、「公園地内にある社寺等の境内地処理について」(昭和 22 年 3 月 6 日内務省発会第 134 号知事あて内務、文部次官、戦災復興院次長)と題するもので、その内容は、「「寺院等は無償にて貸付しある国有財産の処分に関する件」(昭和 14 年法律第 78 号)が近く改正され⁸、社寺上地、地租改正等で国有財産となったもので、現に社寺等は無償で貸し付けてあるものの内、宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等に譲与できることとなる。このことを受け、都市計画法等により国有地を公園に指定したる為社寺境内地が公園区域に編入されたものについては(中略)宗教活動を行うに必要な最小な範囲を都市計画の見地に基いて検討し、その境内地を決定し、速やかにこの地域を公園地域より解除の手続きをなすこと」という方針であった。また、その具体的取扱いを指示する通達「公園地内にある社寺等の境内地について」(昭和 22 年 3 月 13 日内務省国土局計画課長他)も引続き発せられている。

当時の名古屋都市計画公園中の社寺境内地の所有や帰属関係について個々の事情を詳らかにしないので論じ難いが、通達に該当する社寺はあったものと推定される。実際、前述したように当初決定の 3 週間後の昭和 22 年 5 月 27 日に中村公園において上記法律改正に基づく区域変更がされている。(巻末決定・変更一覧表の、22 年 5 月 27 日の計画理由欄等参照)

なお、社寺境内地を都市計画公園に含めることについて、昭和 26 年の国の照会回答があるので参考に要約して紹介しておきたい。

「宗教法人令による神社境内地を都市計画公園として指定することについて」(昭和 26 年 12 月 24 日、山口県知事あて建設省都市局長)において「宗教法人の所有地を都市計画上の必要により公園として決定することは憲法並びに地方自治法の規定に違反するものではない。(中略)当該土地を都市計画上の必要により公園として決定することは、宗教法人に何等の特権、又は便宜を与えるものではない。又社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律施行に関する件第 1 条の規定は、社寺等に国有財産を譲与する場合の要件を定めたものにすぎないものであるから宗教法人の所有地を都市計画の必要上公園として決定することはこの規定の趣旨に背馳しない。」

この様に、社寺境内地を都市計画公園に含めることについての国の見解を示している。

(3) 復興土地区画整理との関係

⁸ 「社寺等は無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」昭和 22 年 4 月 12 日法律第 53 号、同年 5 月 3 日施行された

当初決定の名古屋都市計画公園計画の大きな特徴として、復興土地区画整理事業との関係がある。

名古屋都市計画区域では「復興都市計画土地区画整理」が昭和21年6月27日都市計画決定された。同日付の「復興土地区画整理の具体的方針」では「公園緑地は総地積の10%以上を目途とし～」⁹という高い目標を掲げていた。そして、当初決定の31公園の中に、復興土地区画整理の区域内に含まれる公園が13カ所(港、米野(一部)、押切、名城、葵、白川、栄、千種、鶴舞、高蔵、白鳥、熱田、滝子)を数えた。これら公園は、当初決定時においては、戦災による焼け野原の中で区画整理事業に着手するなかで、概ね理念先行で公園等の都市計画が進められたためか、後になって復興土地区画整理事業そのものの見直しや、事業における調整により、大幅な区域変更がなされた公園がある。個々の公園変更については時点毎または公園毎に次項以降で検討を加えたい。

(4) 民有地の関係

また、計画区域内に多数民有宅地や建物が含まれたという事も特徴である。大正15年決定においても「市街地内で将来公園とするに適当な場所」という事で一般市街地ないし民有田畑等を計画区域に含めていたが、今回の場合は、社寺境内地で計画に含まれている区域は前述の事情から、戦前の官有境内地とは違い基本的に民有地となっており、その他に、かなりの面積の一般民有地ないし民有建付け地を含む計画であった。昭和21年から昭和24年頃撮影の航空写真((財)日本地図センター発行(極東米軍撮影)を、名古屋市住宅都市局建築指導部で閲覧)で調査してみると、各計画公園区域内に民家20～30棟以上が数えられる公園は、宝浦、松陰、米野、城山、東山、川名、笠寺などが挙げられる。なお、市中心部等では市街地の大半が焼失しており、さらに復興土地区画整理事業施行中のためか航空写真では棟数は確認できなかった。これらについての計画論としての考え方、又は決定の際の都市計画愛知地方委員会の場などで議論があったのかどうかなどは、記録未見のため不明である。大正期の当初公園決定の際には、建物や建付け地の都市計画としての規制や買取などの取り扱いが議論されている。

この項の最後に、当初決定の昭和22年から25年頃の決定変更に係る決定図書について、都市計画決定の計画書や告示などは公文書館などで確認できるが、決定図については公表資料等で未だ存在を確認できていないのが現状であるため詳細な区域検討が難しい公園があることを付記したい。

いずれにしても、戦後の当初決定は、全国に先駆け都市計画区域全体に公園系統として決定した大正15年の計画に勝るとも劣らぬ積極的な公園網を形成すべく、大胆な都市計画を行ったものと考えられる。

2 中村公園の変更(昭和22年5月27日)

昭和22年5月27日の都市計画変更の理由書を以下に引用すると、

「昭和14年法律第78号寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律の改正に伴い、中村公園内に存する社寺境内地を都市計画公園より解除しようとするものである」

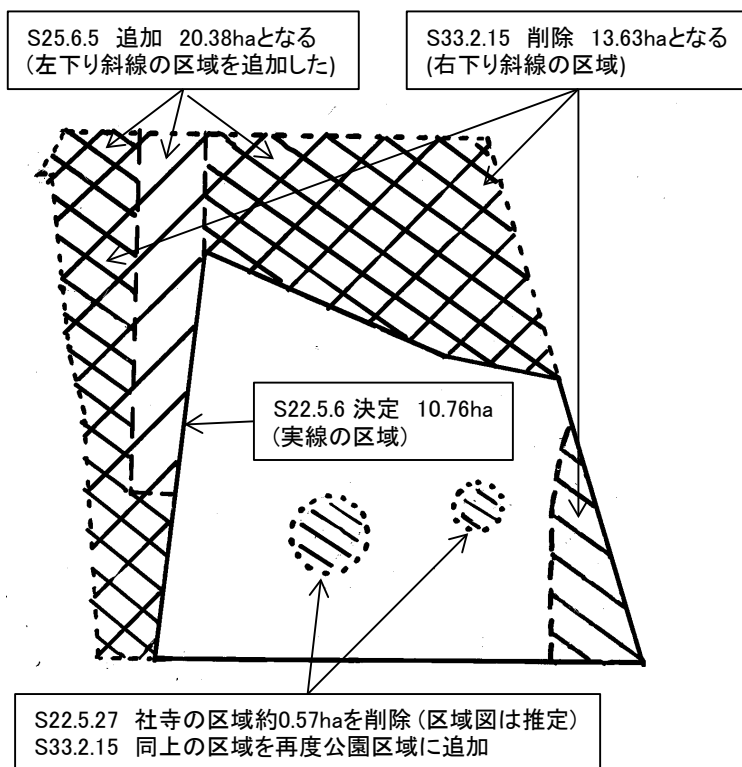
とあり、当初決定の項で述べた、公園内の社寺境内地に関する国の取扱い方針が昭和22年3月6日付けで出され、その方針に従い都市計画を見直し、その結果として中村公園の見直しとなったものである。通達等の詳細は当初決定の項で既に述べたとおりである。計画区域内にある主な社寺としては豊国神社、

⁹ 「戦災復興史」名古屋市計画局 昭和59年3月30日 p55

八幡社、常泉寺、妙行寺があるが、変更告示の計画図が見つからないため、いずれの区域が解除されたのかは不明である。

なお、図-1に中村公園の変更経緯を示した。この図では、昭和25年の変更時の都市計画愛知地方審議会の議案の付図(付図の説明は次項で述べる)から推定した概ねの位置を示した。

図-1 第10号 中村公園の決定、変更



3 昭和25年から昭和29年6月までの変更

(1) 昭和25年の変更(大幅見直し)

復興土地区画整理事業にいち早くとりかかり、着実に進めていた名古屋市では、国における昭和23年の「戦災地復興計画基本方針の再検討」に伴う全国的な戦災復興都市計画の見直しにおいても、土地区画整理事業は若干の見直しにとどめた。¹⁰ しかし昭和25年6月5日に至り復興土地区画整理事業の進捗に伴い、主に当該事業推進上の必要から都市計画公園の見直しを行った。

見直し計画の最初の理由書の表現は以下のようなようだった。「戦災復興都市計画事業の再検討に基づき、本市の特別都市計画土地区画整理案の作成を見たので、これが事業の進捗に資するため、戦災による焼け残り家屋のある地区及び区画整理により減歩率の高い地区並びに将来都市計画公園として不適当となった地区の公園は、一部を削除または廃止して復興土地区画整理事業に急速な完成を期せんとするものである」。区域変更の事例として、第11号押切公園および第18号千種公園を図-2および図-3に示した。

この都市計画変更等について昭和25年6月5日の決定告示に先立ち、同年3月15日に開催された都市計画愛知地方審議会に付議された都市計画案の付図「名古屋復興都市計画公園及墓苑一般図」が最近見つかった。この図は都市計画の決定過程のものであって、決定告示図ではないが、昭和25年の都市計画案の実像が推定しやすくなった。参考のために全体図は巻末図集その3に、部分拡大図を図-4に掲げた。この図があることで昭和22年の当初決定の姿がより推定しやすくなったが、同図は一般図

¹⁰ 前出「都市計画史」p257～258

で、概略表示のためか米野公園など詳細な区域表示がないので、変更区域については若干疑問が残るものもあり、さらなる調査が必要である。

さて、昭和 25 年の変更等で、見直し変更された内訳は以下のとおりである。

- ・公園を見直し廃止したものは港、熱田、滝子の 3 公園
- ・およそ半分の区域に縮小したものは押切、千種の 2 公園
- ・およそ 2/3 に縮小したものは栄、白鳥の 2 公園
- ・およそ 3/4 に縮小したものは米野、葵、鶴舞の 3 公園
- ・逆に拡大したものもあり、中村(復興土地区画整理事業区域外)が約 2 倍に、高蔵が約 1.5 倍(同事業区域内)となっている。名城は若干の縮小であり、瑞穂(同事業区域外)は若干の拡大だった。

変更廃止されたものを合計すると、計画面積約 327.73ha が、約 254.97ha になっている。

以上のうち、港、米野、押切、名城、葵、栄、千種、鶴舞、高蔵、白鳥、熱田、滝子の 12 公園は復興土地区画整理事業の見直しによって行われた公園の変更である。この中で、名城および千種は復興土地区画整理事業における国有地の事業上の取扱いから当該国有地が区域除外されたことに伴い、公園も計画変更したものである。更にこの後にも、両公園は国有地の土地区画整理事業での取扱上から変更されている。

瑞穂公園は昭和 25 年の秋に愛知県で開催された国体の主会場として整備するため南東部の拡大を主とする変更であった。(図-7 参照)

図-2 第11号 押切公園の決定、変更

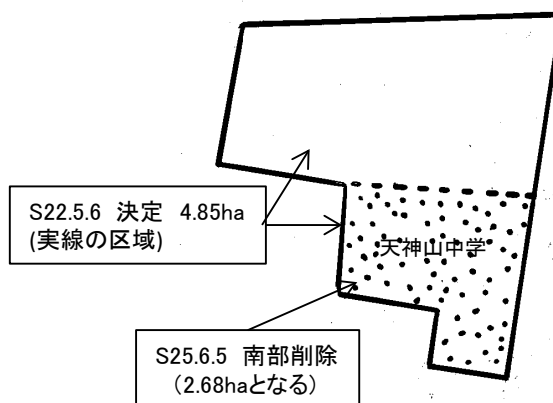
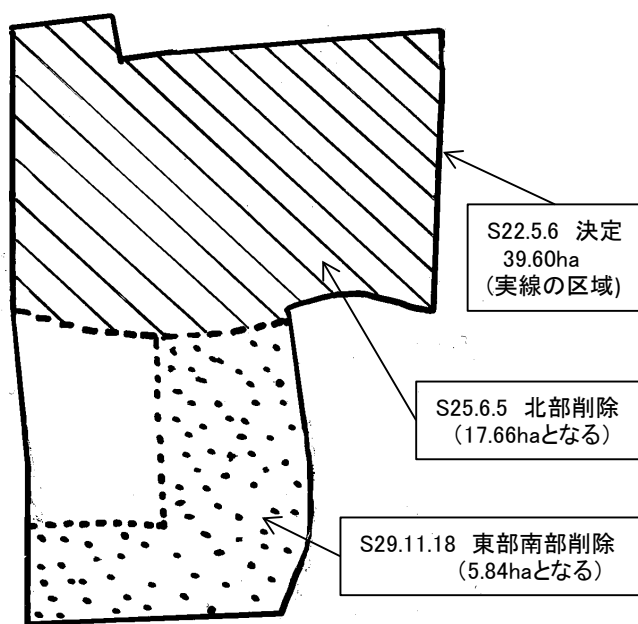


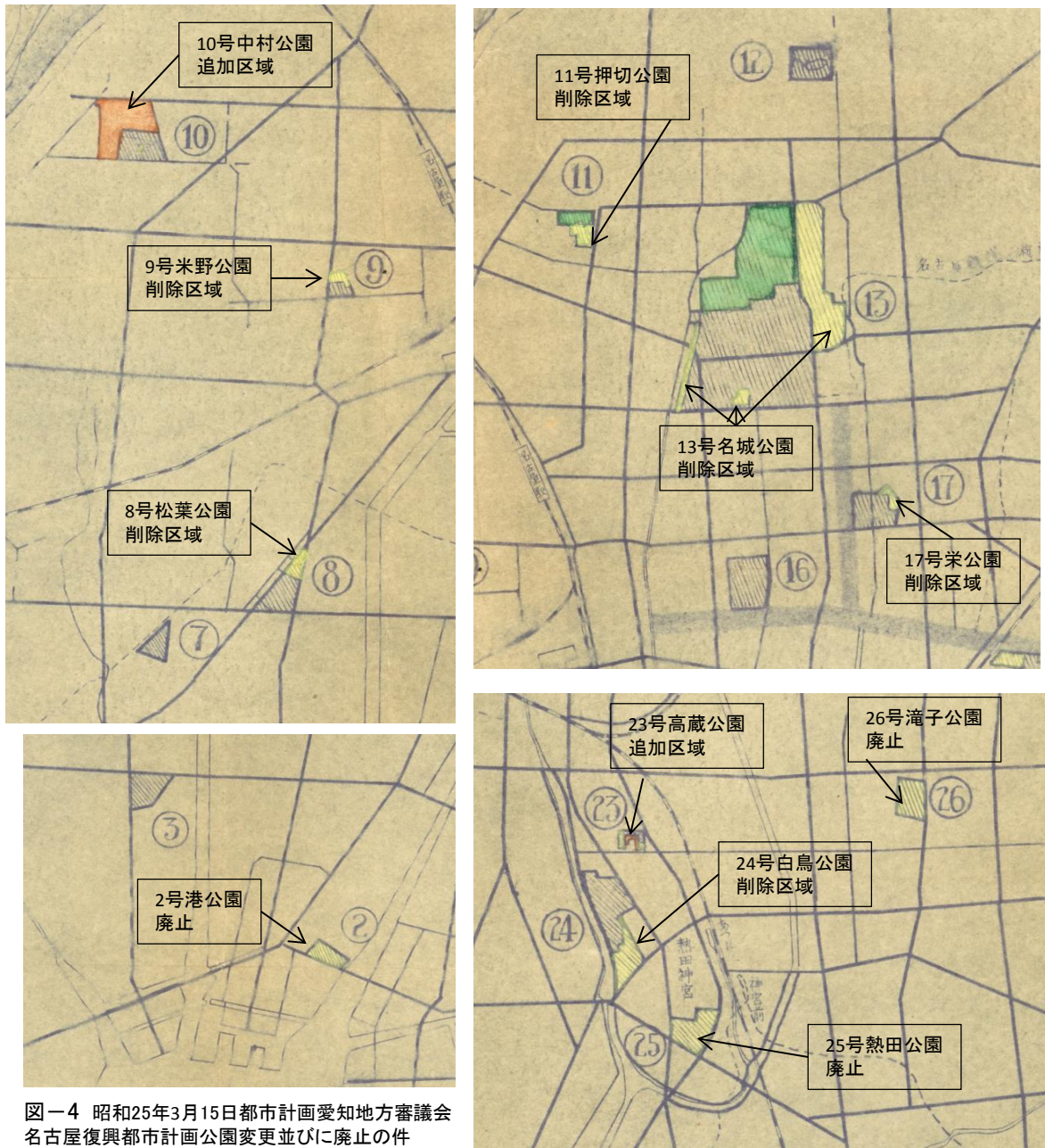
図-3 第18号 千種公園の決定、変更



一方、中村公園を大幅に拡張したが(図-1 参照)その理由は計画理由書には記していない。同時に変更した他の公園のほとんどが縮小ないし廃止であったのでそのバランス上追加したのであろうか。また、このとき中村公園の地方審議会付議図をよく見ると、現地では豊国神社と常泉寺に相当する辺りに削除区域の黄色表示がある。これは解釈が難しいが、昭和 22 年 5 月 27 日に削除した社寺境内地の区域と昭和 25 年削除区域との関係は疑問である。なお、昭和 33 年 2 月 15 日の中村公園の変更告示計画図においては、いずれの社寺も都市計画公園区

域に取り込まれている。

松葉公園の小規模な削除についても理由は不明だが、北端の三角地に削除表示がある。



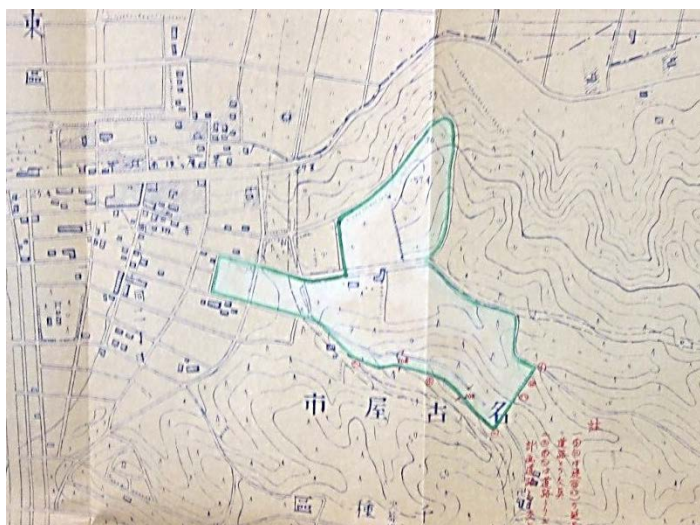
(2) 昭和 26 年から昭和 29 年 6 月までの変更

昭和 26 年 4 月 23 日に茶屋ヶ坂公園(計画面積約 11.55ha)が追加された。昭和 22 年の公園決定以降初めての大公園の追加である。その計画理由書には、「本公園は名古屋市東部丘陵地帯の最北端に位置し、北は庄内川を隔てて右に春日井方面の緑の連丘、左には遠く濃尾平野を一望に納め、又眼下には市の北部主要部を指呼の間に納める等、眺望絶佳の地で内に池を懐いて地形の変化に富み、市民の四季の慰楽には最適地である。他方付近には住居地として又好適のため急速に市街化する傾向にあ

るので、この際この地を計画公園として決定せんとするものである。」とある。計画理由として、計画地の位置、自然、景観、地形及び市街化の状況などを簡潔に述べ、この当時の公園設置への意気込みが伝わってくる表現である。(図-5 参照)

このほか、戦後初の小公園(現街区公園相当)の決定として昭和28年に道徳東部公園が追加された。この公園は道徳東部区画整理組合(昭和11年3月12日設立、施行面積 8.8ha)から留保されたものである。

図-5 第32号茶屋ヶ坂公園 計画図(昭和26.4.23追加)



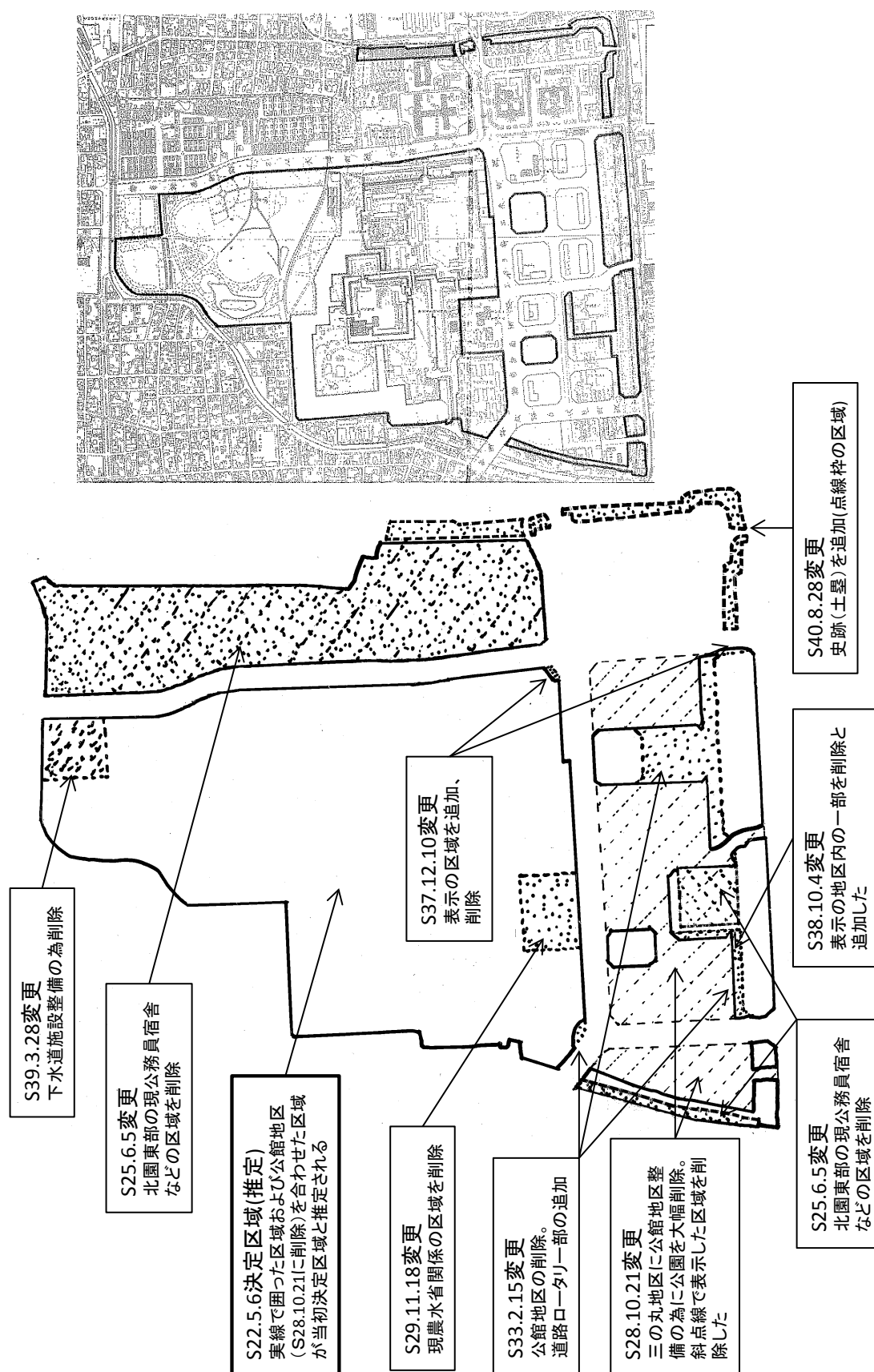
次いで、昭和28年から昭和29年6月にかけて、名城、瑞穂、稲永、栄が事業上の理由等で変更されたほか、土地区画整理事業で確保された小公園が追加決定された。告示日等の詳細は巻末年表その2に示した。

なかで、**名城公園の変更**は、昭和25年6月5日の区域縮小(名城北園の内、のちに国家公務員宿舍、名古屋法務局、国立名古屋病院等となった地区および堀川沿いと護国神社の削除)があったが、昭和28年10月21日及び昭和29年11月18日には三の丸地区について国、県、市等の公館地区とするために、名古屋城三の丸の該当地区を公園から削除し、街区及び接する街路を整備することとなった。なお、名城公園の一連の変遷については図-6に模式図として示した。

この三の丸地区の削除変更にあたり、現地在旧名城郭内であって本来公園に予定されていた地区であることから、その後の土地利用についても国、県、市でその雰囲気を保つべく関係者で協議し進めることとなった。この協議機関は昭和31年2月14日に「名古屋城郭内処理委員会」という名称となり、法定の形態規制のほかに、申し合わせ事項を定め制限することとなった。

申し合わせでは、新たに造る各街区ごとに建築物の壁面位置を指定し、同時に周りに建蔽されない広い空間を取り(=壁面後退、建ぺい率などの指定)、緑化を行い、地区全体として公園的な環境をつくることなどを定め、相互遵守することとなった。なお、この一連の経過は、「一団地の官公庁施設」の決定という側面から「名古屋都市計画史」(p485～p489)に記述がある。

図-6 第13号 名城公園区域変遷図



名城公園の、この後の変更については第 1 章 11 に記述した。

次に**瑞穂公園**の経過を述べる。
瑞穂公園は戦前に特殊な変更がされている。大正 15 年に第 18 号(萩山)公園、第 19 号(田光)公園の 2 公園が決定されたが、昭和 12 年 10 月 8 日に運動公園を造成する目的で、土地区画整理事業により用地を確保する都合上から、第 19 号公園の位置を約 1.5km 東の第 18 号公園の南隣接地に移動させるとともに、両公園の区域面積を各々変更する都市計画変更を行った。更に運動公園として充実させる等のため昭和 17 年 11 月 21 日に両公園の区域変更を行い、昭和 20 年 4 月 9 日にも第 19 号公園の区域拡大を行った。

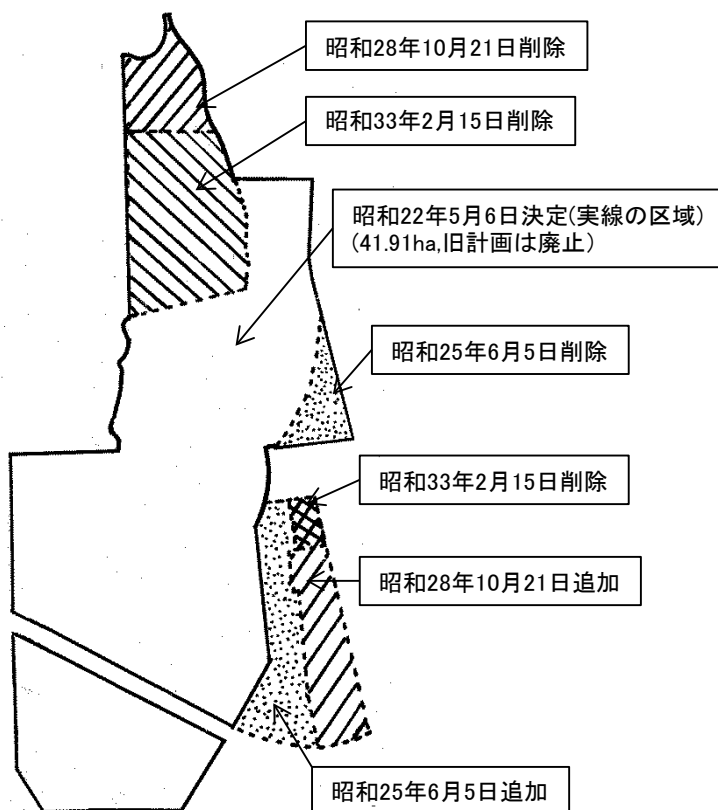
戦後の当初決定では、詳細な計画図で確認はできないが、公園計画面積の比較から見て、従前の第 18 号及び第 19 号公園を合わせた区域を引継ぎ、新しく第 27 号瑞穂公園として決定したものと思われる。

そして、昭和 25 年秋の第 5 回国民体育大会開催に向け整備が進められるなか、昭和 25 年 6 月 5 日に区域変更を行い、南部地区の施設整備の為に拡大や、山崎川河川改修に伴う用地整理による変更などを行い事業を進めている。¹¹

昭和 28 年 10 月 21 日にも公園拡張計画による南部区域の拡大と、北端部の一部に市立学校整備のため公園区域の削除を行っている。更に、昭和 33 年 2 月 15 日には、北部の住宅地として東郊耕地整理組合で基盤整備されていた地区を、公園区域から削除している。計画区域の変遷は図-7 に示した。

また、**稲永公園の変更**について、戦前からの経過について触れる。稲永公園は大正の当初決定で第 1 号公園として定められ、昭和 14 年に個人から地区内に約 5.6ha の土地寄付があり、昭和 15 年同じく計画地区内の隣接地 5.6ha を市が買収し公園整備事業が行われ、昭和 18 年開園された。戦後の昭和 22 年 5 月 6 日に、戦前の都市計画を一旦廃止し、再度同じ区域を引続き計画公園に決定した。しかし、戦後の住宅難に対応するため、戦前取得した公園用地のうち、東部を中心に約 10ha が住宅用地として名古屋市住宅部に貸し付けられ、昭和 22 年から市営稲永南住宅が建設された。そのため、昭和 29 年 6 月 11

図-7 第27号瑞穂公園区域変遷図



¹¹ 第 5 回国民体育大会に関連する公園の整備経過については「名古屋の公園 100 周年の歩み」名古屋市、昭和 22 年 3 月） p78 にも詳しい

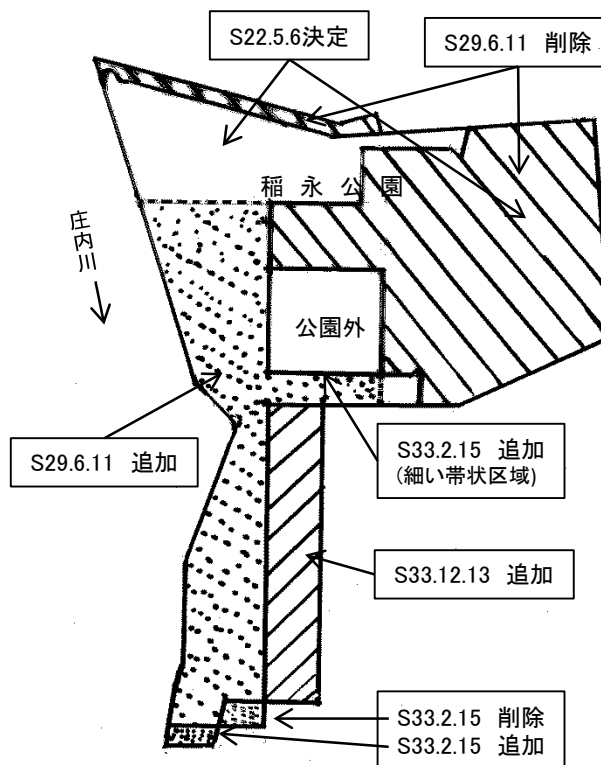
日の変更では、計画公園のうち住宅用地となっている区域など東半分強を公園から削除し、一方、庄内川沿いの区域を南へ大幅に広げ、全体面積は従前に比べかなり減少したが、河岸沿いの都市計画公園として確保された。計画公園から削除された区域および周り一帯には稲永荘はじめ市営住宅が多数建設された。なお、当地の市営住宅の建設経緯については「稲永・汐留地区住宅整備調査報告書」(昭和 63 年、建築局)に詳しい。

一旦市営稲永南住宅となっていた地区の一部はその後公園に返還され、昭和 43 年 8 月 23 日に第 284 号稲永東公園(10.0ha)として決定され公園として整備された。

稲永公園の変更経過は図-8 に示した。

昭和 29 年 6 月 11 日の栄公園の変更については昭和 35 年の変更の項でまとめて述べる。

図-8 第1号稲永公園変更説明図



4 復興土地区画整理事業により留保される公園の追加と変更

(1) 復興土地区画整理事業により留保される公園

昭和 29 年 11 月 18 日復興土地区画整理事業により留保される公園 98 箇所、計 37.25ha が追加された。その内訳をみると、約 1ha 以上の近隣公園規模の公園が六反公園はじめ 4 公園、その他は 1ha 未満の街区公園規模のものばかりで、水主町公園はじめ 94 公園だった。

昭和 22 年の決定においては、大正 15 年の都市計画公園決定の考え方と同様に、基幹となる公園のみを都市計画に定めたため、復興土地区画整理事業に関連する公園は 13 公園であったが、その後、国の指示により小公園も含め都市計画に定め事業を進めることとなり、この決定に至ったものと思われる¹²。

ちなみに復興土地区画整理事業により留保された公園は最終的に 215 箇所(平和公園=東墓園を含む)、約 140.8ha であるが¹³、そのうち都市計画決定されているものは 117 公園(名城、鶴舞、白川等含む)及び東墓園である。一方で、昭和 22 年の当初決定の 31 公園の内、復興土地区画整理事業に関連するものは 13 公園であったが、そのうち 4 公園(第 2 号港、第 9 号米野、第 25 号熱田(第 138 号熱田公園とは別)、第 26 号滝子)が、昭和 25 年 6 月 5 日の都市計画公園の変更および廃止において、復興土地区画整理事業の区域からはずれるないし公園廃止決定がなされている。従って、昭和 29 年時点では復興

¹² 前出「都市計画史」 p369 によれば、昭和 29 年 8 月 14 日付建設省都市計画課長通達で、「土地区画整理の設計に係る公園で 0.1ha 以上のもの、および国庫補助対象土地区画整理に係る公園のすべては都市計画決定するものとする」旨の指示がされている。

¹³ 前出「戦災復興史」 p266

土地区画整理事業に係る公園中、既に都市計画決定されていた公園は9か所のみとなっていたが、昭和29年11月の変更で復興土地区画整理事業において留保される公園の、公園面積で9割以上が都市計画決定されたことになった。なお、残りの都市計画決定されていない公園は、復興土地区画整理事業の執行上で生じたごく小規模な土地のため都市計画決定に至っていない公園である。

この他に、昭和40年代から50年代に至り最終的に復興土地区画整理事業の換地処分をするにあたって、事業上更に小規模ないし不整形な子供の遊び場が379箇所、合計面積10.4ha生み出された。¹⁴

また、昭和29年11月18日に千種公園を国有地(旧軍用地)の復興土地区画整理事業上の取扱いに関連し、また名城公園を公館地区の見直し関連で一部削除し、鶴舞公園を復興土地区画整理事業関連等で変更した。なお、鶴舞公園の変更に関連し当時の公園と学校との関連を次に述べる。

(2) 公園と学校との関係

戦後の学制改革により、義務教育が小学校までから中学校までとなった。そのため地方公共団体は新しい中学校敷地の確保と校舎建設を急速に迫られた。このため、既設公園用地をこれに充てようとする動きが全国で起きた。名古屋市もその例外ではなく、昭和25年時点で松陰公園に一色中学校、鶴舞公園に鶴舞小学校、呼続公園に新郊中学校(公園削除経緯を図-9に示した)、道德公園に大江中学校と道德小学校が建設されていた。

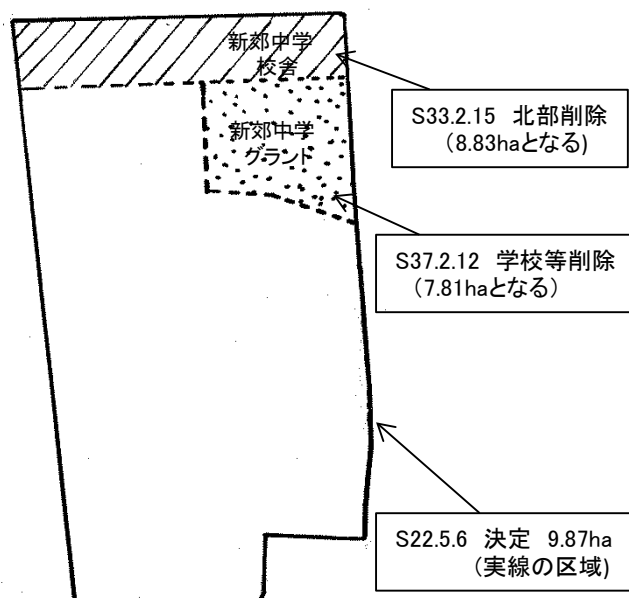
国では、こういう事態が起きるのは一つには公園に専用の管理法がないためであるとして、昭和31年4月20日に都市公園法を

制定し同年10月15日施行した。同法は、出発点において公園を守るという目的意識があったため、第16条において「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」旨の条項を設けることを始め、公園の占用等や都市公園施設の考え方などにわたり、法文のみならず解釈においても、全体的に防衛的性格の強い法律となった。

名古屋市では昭和25年以降でも類似事例がいくつか発生するとともに、既に起きている件も含め解決はなかなか難しく、後々まで懸案となっている事例も見られる。

それらのなかで、都市公園法制定前の昭和29年11月の鶴舞公園の変更においては、復興土地区画整理事業の関連の変更の中で、鶴舞小学校敷地を鶴舞公園区域から削除している。おそらく、都市公園法制定前のため削除について準拠すべき基準が明確でなかった、あるいは代替公園は復興土地区画整

図-9 第28号 呼続公園の決定、変更



¹⁴ 前出「戦災復興史」 p266

理事業の中で他に確保しているといった考え方により解決されたものではないかと考えられる。

5 昭和 30 年から 32 年の変更

その後も、復興土地区画整理事業区域内において昭和 30 年 12 月 9 日および昭和 31 年 10 月 27 日に白鳥、下茶屋、葉場、清明山の変更と、西川端、熱田、清明山第二の追加がされた。

昭和 32 年 3 月 30 日には昭和橋公園で(図-10を参照)、同年 9 月 24 日には多加良浦(同時に宝浦から名称変更した)公園、東山公園において、街路計画の変更に伴う一部削除がされた。なお、昭和 32 年 9 月は市域合併に伴う都市計画街路の変更が多数行われ、公園の他に 2 緑地 1 墓園でも都市計画街路の変更に関連する削除変更を行っている。

なお、この時点(昭和 32 年 9 月)では市域合併に伴う公園の本格見直しは、街路に比べ遅れていた様子でまだ行われていない。

6 都市計画区域及び名古屋市域の拡大に伴う変更に至る経過

昭和 30 年代初めの名古屋市の状況として、まず市町村合併があった。昭和 30 年 4 月 5 日に天白村と猪高町、同年 10 月 1 日に南陽町、富田町、山田村、楠村が名古屋市に合併された。

昭和 31 年 12 月 24 日には名古屋都市計画区域が従来の名古屋市と西枇杷島町、大高町、上野町に加え、名古屋市に合併した旧町村(南陽町、富田町、山田村、楠村)を含めた区域に変更された。その市町村合併に伴う公園緑地の変更は昭和 33 年 2 月 15 日に行われた。

なお、守山町および鳴海町はこの時点では、従前どおり守山都市計画および鳴海都市計画区域のままだった。両町が名古屋都市計画区域となったのは昭和 38 年である。従って、後述するが守山、鳴海の合併に伴う公園緑地の変更および追加は、昭和 40 年 1 月 27 日に行われ、大高、有松地区の合併(昭和 39 年 12 月 1 日大高町、有松町が名古屋市と合併)に伴う公園の追加は昭和 41 年 10 月 13 日に行われている。

さて、昭和 31 年 7 月発表の経済白書の「もはや戦後ではない」という言葉に象徴されるように、昭和 30 年代は日本が戦後復興の時代から経済成長の時代を迎えようとしている時期であった。名古屋市も、昭和 31 年 9 月政令指定都市となり、昭和 32 年 9 月には「名古屋市将来計画要綱」が策定され、周辺市町村との合併がすすめられる中で、これら名古屋市域拡大とそれに伴う従来の都市計画の見直しの機会において、公園および緑地の全般的な検討が必要とされていた。

その当時の検討課題の主なものは名古屋市資料によれば、①緑地と公園の性格についての整理、②市域および都市計画区域全体における公園緑地の配置目標量、③新市域における新規公園緑地の配置決定、④既決定公園における移転困難な建物の密集している地域および学校等の公共施設等が立地している区域あるいは社寺等境内地である区域などの取り扱いなどがあった。

また、昭和 31 年の地方自治法の改正により、都市計画に関する事務のうち知事に属する事務の一部が政令指定都市の市長に委譲され、都市計画建築等規制事務や風致地区の規制事務などは名古屋市長が行うこととなった。名古屋市では昭和 31 年 11 月 1 日に「名古屋市風致地区取締規則」を制定公布し同日から規制事務が開始された。そして、都市計画法第 11 条ノ 2 および都市計画法施行令第 11 条ノ 2

に基づく都市計画建築等の規制の運用は、戦前の都市計画決定以来、都市計画決定された公園区域内では原則新たな建築は禁止するといった厳しい姿勢で愛知県が取締り事務を担当してきた経過があり、戦後の都市計画決定以来でも既におよそ 10 年が経過する中、建築等規制事務を県の取締方針を基本的に引継ぎ名古屋市が行うこととなったが、そのことをきっかけに、関係市民等から都市計画公園決定とその公園整備事業の見直しとの関係を名古屋市としても課題とされ始めたようだ。

昭和 33 年 2 月の変更に先立って、「名古屋都市計画公園緑地の再検討」と称し、上述のような課題認識のもと、公園および緑地について、将来見直しと既決定公園緑地の見直し、および合併した新市域における追加決定の検討等がされた。具体的には、目標年次を約 30 年先の昭和 60(1985)年とし、市域面積 250.07 ㎢、市域人口は現在約 142 万人、将来 250 万人とし、都市計画区域については面積 278.39 ㎢、同人口は現在 147 万人、将来 270 万人に設定している。そして、現在市域の都市計画公園を見直し縮小する一方、新市域では公園緑地を追加するが、将来推計による目標人口の増加もあり、一人当たり面積は減少させる計画案だった。すなわち、対市域では人口一人当たり都市計画公園緑地面積を、現在 12.35 ㎡に対し将来 7.03 ㎡、対都市計画区域では、同じく現在 12.00 ㎡に対し将来 6.49 ㎡としている。

また、同じく「再検討」では都市計画公園の用地取得状況や、都市公園としての開設状況等調査の上、移転困難な建物の密集している地区や、土地利用上他の目的に利用されておりその変更が困難な地区等の削除、その一方で現在の公園配置状況からして特に必要な地区や、将来その地区で土地区画整理事業等が行われる際まで保留する地区、または社寺等境内地で今のままで公園目的を達しうる地区等の公園は検討を留保する、などの方針をたてた。そして、見直し対象とした公園 18 箇所、追加検討した公園 9 箇所、緑地については一旦既定計画 5 箇所のすべてを見直しとともに追加 4 箇所の検討を行っている。

同時に、都市計画公園緑地の取締りとして、都市計画法施行令 11 条ノ 2 の都道府県知事の許可に係る許可基準についても、名古屋市として具体的な基準作りの検討を行っている。なお、この許可基準について実際の所は、基本的に愛知県の行っていた基準を引継いだようであるが、名古屋市の新しい許可基準が内容として変わっていないかどうかは県基準が入手できていないので不明である。

名古屋市内部ではこのような将来見通しの基、公園緑地の計画案を一旦は立てたが、当時の都市計画法第 3 条は、「都市計画、都市計画事業(中略)は都市計画審議会の議を経て主務大臣これを決定し内閣の認可を受くべし」となっており、都市計画の決定変更等は実質的に県および国の管轄下にあった。政令指定都市として県から委譲された事務は、都市計画規制事務や風致地区の規制事務等であった。従って、名古屋市は内部的には上記のような公園緑地の再検討による方針をたてつつも、都市計画公園緑地の変更および追加等の協議を県や国と進め、新市域における都市計画公園緑地の追加決定並びに既決定公園の見直し縮小等を進めた。見直し変更や追加の詳細は次に述べたい。なお、都市計画法施行令 11 条ノ 2 に基づく規制事務に係る基準、事情や顛末は大変多くの課題を含む事項で、別に論ずる必要がある事項であるため本論では触れない。(都市計画公園緑地内の建築規制に関することは、「戦前の名古屋都市計画公園史について」(2013.3 名古屋都市センターレポート、青木)、及び「都市計画史Ⅱ」((公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター、平成 29 年度発行予定)の「都市緑化の地域地区篇」に概要を記した)

7 市域拡大による追加及び既決定の見直し(第1次)(昭和33年2月15日の変更・追加)

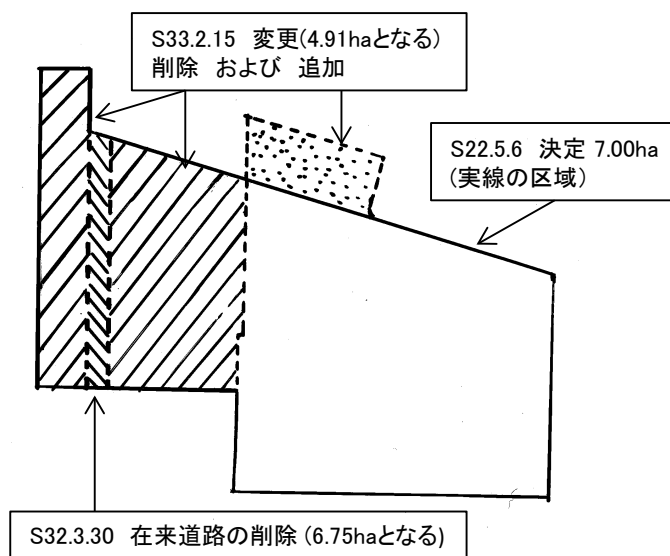
昭和33年2月の変更および追加では、前項の経過を経て、稲永公園はじめ16公園の区域縮小変更と日光川公園はじめ7公園の追加を行った。区域変更の理由として密集住宅地等の民有地や社寺境内地の削除に係るものは昭和橋(図-10を参照)、荒子、松葉、中村、志賀、城山、東山、瑞穂、呼続、笠寺の各公園である。学校その他公共施設に係るものは名城、木ヶ崎、鶴舞、道德、茶屋ヶ坂の各公園である。稲永公園は地積修正で数値は縮小しているが、区域削除1ヶ所と追加2カ所ではほぼ変わらない区域である。

追加されたのは日光川、新茶屋川、船頭場、富田、楠、明德、天白の各公園である。計画理由は、再検討資料などから見て、既定の公園緑地計画と調和し地区ごとに公園機能を発揮するよう、また市域西部と東部の地形等の特徴を生かす配置としたものである。そして、現在の公園分類でいえば総合公園に相当する「普通公園」¹⁵として新茶屋川、明德、天白の各公園を位置づけ、同じく当時の分類で「近隣公園」として日光川、船頭場、富田、楠の各公園を位置づけている。

計画公園面積は、既決定の16公園については変更前合計約621.48haが、変更後544.44haとなり、差引き77.04haの減少だった。それに対し、追加7公園の合計面積は99.11haであり、既決定公園の縮小分は追加決定で補うものとなっている。

また、このとき同時に緑地の見直し決定告示がされ、既決定5緑地すべての番号名称の変更とともに、縮小と面積見直しが各1緑地でされた。また合併した新市域にて4緑地が追加された。面積を見ると、既決定緑地は変更前は合計約838.35haであったものが、変更後は約823.09haとなり15.26haの減少だが、新設4緑地の合計約247.02haが増加となっている。公園と緑地を合わせれば、既決定公園緑地の見直しで92.3haの減少に対し、追加決定が346.13haの増加となっている。このように、大幅な新設追加の中で既決定公園緑地の見直しがされた。

図-10 第6号 昭和橋公園の決定、変更



8 名古屋都市計画区域外または名古屋市域外での決定変更

(1) 鳴海都市計画区域での決定、変更

昭和33年の名古屋都市計画における公園の追加と時を同じくして、隣接の鳴海都市計画区域の鳴海町においても公園が決定された。「従来から町民にボート池として親しまれてきた新海池を中心とした普通

¹⁵ 「都市計画調査資料及計画標準に関する件」(昭和8年内務次官通牒)には、「大公園、面積10ha以上」の一種に「普通公園」、「小公園」の一種として「近隣公園、2ha以上とし5haを中庸とす」とある

公園と、児童を対象とする小公園を4か所決定し、住民の保健厚生に資しようとするものである」という計画理由で、**昭和33年3月14日**に新海池公園約16.58haはじめ5公園の決定告示がされた。各公園の配置は図-11に示した。

当時の鳴海都市計画では、都市計画公園決定の理由書によれば面積2,657ha、人口約25,000人、将来人口を87,000人とし、一人当たり公園面積を将来7.16㎡とする計画で、鳴海都市計画区域の西部市街地地域に、既存の大高緑地を意識しつつ新たに大小の公園を現況土地利用や誘致距離等を考えた配置計画だった。

昭和35年3月5日には新海池公園の変更がされた。新海池公園の南側で住宅団地建設

計画に伴い新たに土地区画整理事業が立ち上がることとなり(鳴海中部土地区画整理事業、昭和35年8月15日設立認可、23.01ha)、公園計画区域の一部を土地区画整理事業区域に編入し、計画公園区域を整正(削除および追加)の上、同編入区域を公園用地として提供する計画となり、公園区域の変更手続きがされたものである。

図-11 鳴海都市計画公園の決定(昭和33年3月14日)
第1号新海池公園はじめ5公園、決定図書の内誘致距離図



(2) 上野町での都市計画公園の廃止および追加(昭和36年3月23日)

名古屋港管理組合では昭和31年度を初年度とする「名古屋港長期計画」(昭和31～40年度)を策定し、名古屋港を「工業港的商港」と位置付け、知多半島西側の上野町地先から横須賀町地先の海面を埋立て、工業港として整備する方針を立てた。そして、まず昭和34年には東海製鉄の立地が上野町、横須賀町の地先に決定した。このような臨海部の工業地帯建設の動きを受けたものであろう、公園の都市計画変更が行なわれた。都市計画公園変更の計画理由書から引用すると「最近、伊勢湾臨海工業地域の一環として本都市計画区域内知多郡上野町には、東海製鉄その他の関連産業等の誘致が決定し、一部はその建設が開始されているが、これら工場誘致にともない、当該後背地の都市建設のため、この地域の都市

計画の再検討を必要とされるに
いたった。」とある。そこで都市
計画に再検討を加え、既決定
の第 31 号港南公園は廃止し、
その機能は新たに追加する廻
間、平池、大池、上野の 4 公園
に分散させ、その他に自然地
形を生かした分離帯公園として
加家、南脇の 2 公園を追加する
としている。これにより、名古屋
復興都市計画第 31 号港南公
園(計画面積約 62.70ha)の廃
止と、名古屋都市計画公園とし
て廻間公園はじめ 6 公園合計
約 58.88haの追加が昭和 36 年
3 月 23 日告示された。

廃止および追加の位置は図
-12 に示した

9 昭和 33 年度以降の昭和 30 年代中盤の動き

(1) 白川公園の変更(昭和 33 年 7 月 7 日)

白川公園の戦前計画区域は、江戸時代に計画された市街地配置の中の南寺町地区にあたる地区の一角に計画され、約 18 ヲ寺が集中するほかに民家多数がある地区だった。昭和 15 年から公園事業が執行され、かなり進んだが、大戦中の空襲によりほとんどの寺院や民家が焼失し焼け野原となった。戦後は広小路通り沿いの大和生命ビル(平成 16 年頃取壊し)に米軍司令部が置かれ、その南側一帯は米軍家族住宅用地として接收されていた。都市計画公園は戦前の区域を少し西にずらし、更に西は伏見町線まで、北は広小路線近くまで広げ、以前の約 2 倍の区域(計画面積 13.64ha)が計画決定された。

そして戦後処理が進む中、昭和 33 年 6 月 30 日一帯は接收解除された。公園としては、「名古屋市の商業中枢部に立地する土地利用を考慮し、北部は高度な宅地利用を図るため公園区域から削除する」として、同年 7 月 7 日に約 8.95ha に公園区域を縮小変更した。同時に、計画公園区域とともに接收解除された周辺の一般市街地を合わせ、約 16.8ha が復興土地区画整理事業区域に編入された。また、これにより白川公園は復興土地区画整理事業により確保整備される公園となった。

なお、当公園の整備にあたっては、昭和 33 年に名古屋市で初めて一般公募による公園設計競技が行われ、同年 12 月に結果発表されている。公募には全国から 101 点の応募があり、後に奈良女子大学教授

図-12 第31号港南公園の廃止および6公園の追加
名古屋都市計画公園追加および廃止(上野町、昭和36年3月23日)
なお、図中「中川公園」は手続き中に削除されたため追加されていない



となった近藤公夫氏の作品が一等となったが、2等、3等作品の作者にも後に京都大学、千葉大学等の教授となった方々なども名を連ね、当時の一流の造園家などが応募したものであった。

(2) 東山公園の変更他(昭和33年12月13日)

東山公園の大正15年決定(計画面積約267.3ha)以降の変更経過を振りかえると次のとおりだった。なお以下の説明の参考図として図一13に、戦前戦中及び戦後に分けて概略変更区域を示した。

戦前・戦中の変更では、まず昭和15年に東山土地区画整理組合(昭和15年3月設立、施行面積44.4ha)と重なることとなる、現東山元町一帯約40haを削除し、一方天白村および猪高村(現天白区植田山および名東区藤巻町ほか)一帯約83haを追加した((計画面積312.3ha)。

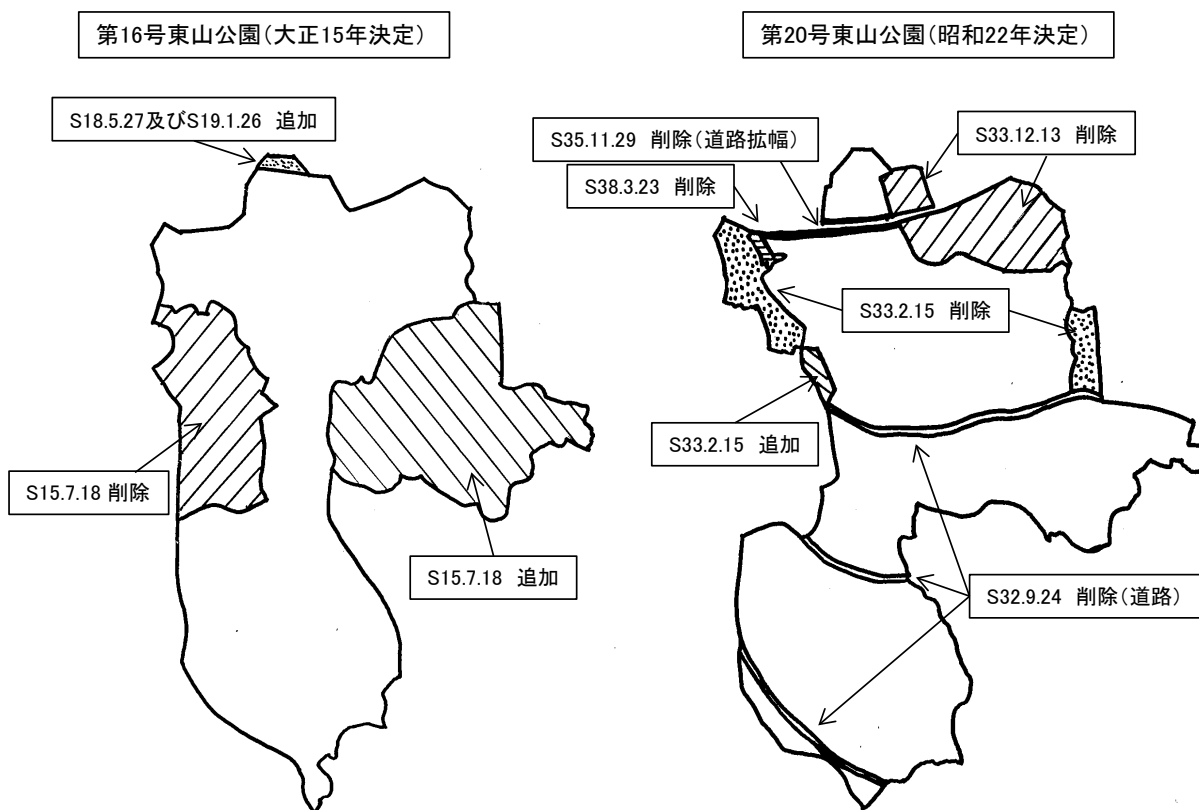
昭和18年および同19年新池北辺りににおいて忠霊塔建設等のため追加した(計画面積316.07ha)。

戦後の決定・変更では、昭和22年5月6日に旧計画を一旦廃止し、都市計画街路広小路線を除外しつつほぼ同じ区域で再決定した(計画面積315.51ha)。

昭和32年9月には都市計画街路東山公園線はじめ3路線の区域が削除された(計画面積306.36ha)。

昭和33年2月の都市計画区域拡大に伴う見直し時には、動植物園入口西側の千種区唐山町ほか一帯の既に市街化がかなり進行していた地区、および猪高西山土地区画整理事業に対応し区域が重なる一部が削除された(計画面積293.11ha)。

図一13 東山公園変更説明図



昭和 33 年 2 月の変更の約 10 か月後の、昭和 33 年 12 月には星が丘周辺の約 25ha が削除された。この変更の理由について具体的に書いたものは見ないが、以下に概ねの理由を推定してみる。

広小路線は名古屋市を東西に貫く幹線街路であり、それまでの市域境であった東山地区を抜け猪高地区の入り口に当たる星が丘には、昭和 30 年から住宅公団星が丘団地の建設が始まっており、星が丘から少し南へ別れた辺りに、現名東区が土地区画整理事業による基盤整備により発展したそのさきがけとなった、猪高西山区画整理事業が計画され進行していた(昭和 31 年 3 月都市計画決定、施行面積 105.6ha)。昭和 33 年 2 月には高速度鉄道覚王山線の栄～池下間が事業決定されており、昭和 34 年 3 月には、まず市電が星が丘まで延伸開通されている。こうした状況の中で広小路通りに沿って東西約 1.2km に亘る東山公園計画を一部縮小し、都市計画として、名古屋市が土地区画整理事業その他の方法で星が丘地区の開発を目論んだのではないかと推定できる。

このとき削除された地区では、東山東部区画整理組合(設立昭和 35 年 3 月、施行面積 17.32ha)が施行され、百貨店等や高校、大学が立地した。また、この都市計画変更において、広小路線北側の東山公園の一部削除と同時に、東墓苑も東山公園隣接地が削除され、その両者あわせた区域に市立東山工業高校が立地し、後に星が丘地区が文教地区に指定される基礎をつくっている。

東山公園については、その後、昭和 35 年 11 月 29 日に都市計画街路広小路線の拡幅に伴い拡幅分が削除された。

更に、昭和 38 年 3 月 23 日に、東山公園前土地区画整理事業(設立昭和 38 年 2 月 2 日、施行区域 2.28ha)を実施し公園正門前の道路やロータリー、駐車場等整備のため一部削除した。その際、公園正門前には日本住宅公団により店舗併用集合住宅が建設され、地下鉄東山公園駅の出入り口も整備された。

なお、昭和 33 年 12 月 13 日には同時に、稲永公園の南部市営住宅隣接地で若干の拡大がされている。追加区域は図-8 を参照されたい。

(3) 茶屋ヶ坂公園の変更(昭和 34 年 10 月 19 日)

茶屋ヶ坂公園は戦後の新たな公園決定に遅れること約 4 年の昭和 26 年に、当時すでに宅地開発やその計画等が見込まれていた名古屋市東北部丘陵地に計画された大公園である。(当初決定経緯は本章 3 (2)および図-5 を参照)

昭和 24 年に着手された千種台団地の開発は全体計画を立て実施された開発ではなく、徐々に進められていたが、昭和 29 年度から本格的に「千種台」として計画的に進められることとなった。¹⁶ そして昭和 29 年度からの千種台として住宅計画の北部拡張に伴い、北側に隣接することとなった茶屋ヶ坂公園も、関連する道路等が見直されることとなり、昭和 33 年 2 月 15 日の都市計画道路関連の整理変更に引続き、昭和 34 年 10 月 19 日に周辺の開発状況に合わせ公園を南北に分かつ道路区域の削除や区域整正がされている。昭和 37 年 3 月 22 日にも道路整備に合わせ一部削除された。昭和 42 年 12 月 15 日には茶屋ヶ

¹⁶ 「建築のあゆみ」 名古屋市建築局総務課 昭和 34 年 8 月 1 日

坂牛巻線を挟んで西に飛び地となっていた部分を茶屋ヶ坂公園から分離削除し、新たに弁天公園(約 0.6ha)として決定した。

(4) 栄公園の変更(昭和35年3月9日)

栄公園は戦前、第28号(県庁舎跡)公園として決定(昭和16年5月19日告示、3.6ha)されていた。(図-14 参照)

県庁舎跡は、県庁舎が名城三の丸に昭和13年完成し移転したことに伴い跡地処分が注目されていたところ、防空と市民体位の向上のための防空緑地公園を新設することにまとり、12,188.18 坪(約 40,221 m²)の用地を約 100 万円にて名古屋市が買収することとなった。そして名古屋市は、その内広小路沿いの約 1,307 坪(約 4,313 m²)は商店街用地とし、残りの約 10,800 坪(約 35,640 m²)を第28号公園(県庁舎跡)として決定し、同日都市計画事業の認可告示も得、整備が進められた¹⁷。事業の進捗程度は明らかでないが、空襲により焼け野原となった。

復興土地区画整理計画と対照させた県庁舎跡公園計画区域は図-15 に示した。

戦後の当初計画では、従来の県庁舎跡公園を中心としつつ、県立女学校や中消防署跡を含め、東及び北東側へ元の県庁のあったブロック全体まで、西は武平町通を越え、南久屋町通まで(=100m通りに面するところまで)、南は正確な計画図が確認できないが現在の錦通り

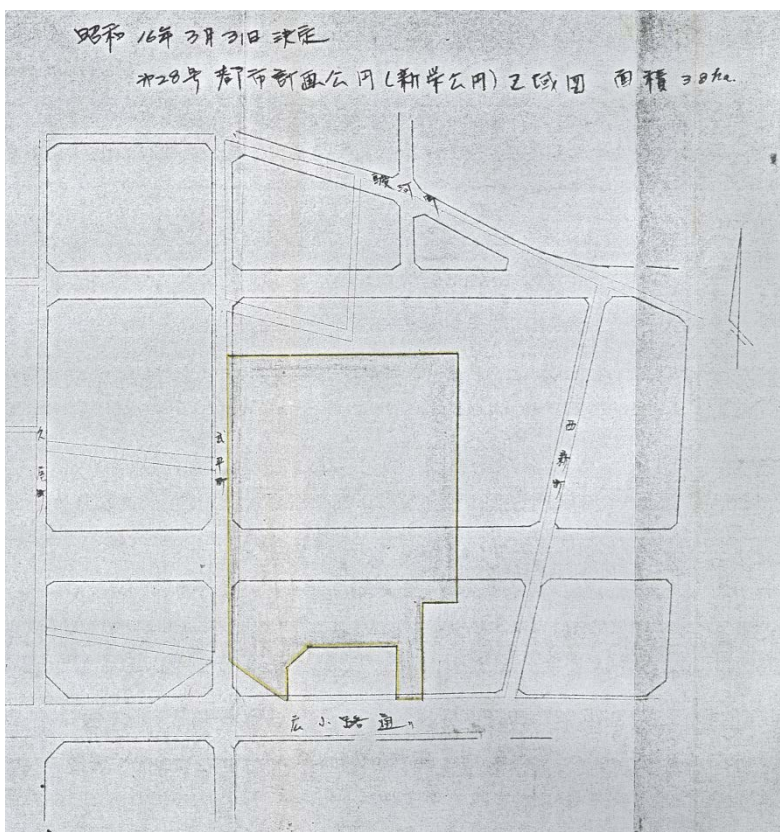
図-14 第28号県庁舎跡公園 区域図

名古屋都市計画公園並風致地区配置図(昭和18年11月30日発行)より
図中では「県庁跡公園」とあり、下図に対し南にずれて印刷されている



図-15 第28号県庁舎跡公園 区域図

本図は復興土地区画整理事業の新旧対照街区及び県庁舎跡公園の区域を表示した図である(名古屋資料より)



¹⁷ 「土木局重要施設ノ概要」(名古屋市)土木局 昭和16年4月

を含めその南のブロックを含むところまでの区域と推定される、あわせて約 8.25haが決定された。戦前の区域の約 2.3 倍という意欲的な計画だった。しかし、昭和 25 年 6 月 5 日戦災復興都市計画事業の再検討により、公園計画も大幅な変更がされ、栄公園についても「一部を削除または廃止して復興土地区画整理事業に急速な完成を期せんとする」という理由で以て、現在の東桜小学校およびその北の三角ブロックが削除され、合計 3.22ha の削除となり、計画面積は約 5.03haに縮小された。

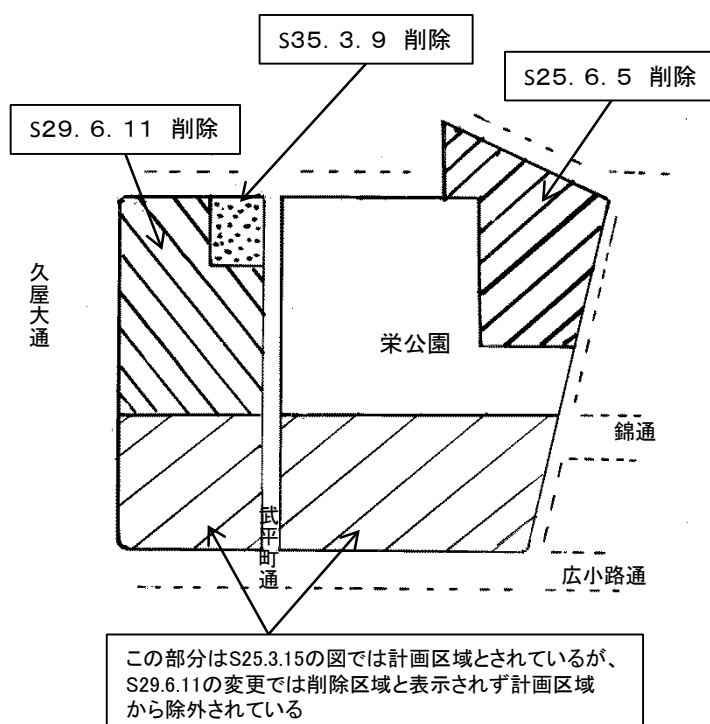
次いで昭和 29 年 6 月 11 日には、変更計画理由書に「栄公園については、これの設置ヶ所が本市の最も殷賑を極める地区に近接して居る関係等より、一層適切な土地利用を図るためそれぞれ本案のように変更しようとするものである」とあるように、当時計画中であった愛知県文化会館と、NHK 使用承認地を公園計画区域から削除するもので、合計 1.67ha の削除で、計画面積は約 3.36ha になり、都心の大公園計画が 1/3 近く公園に大幅に縮小された。なお、錦通を含み広小路通に至る一帯も、昭和 25 年 3 月 15 日の都市計画愛知地方審議会付議図(図-4 および巻末図集その 3 参照)によれば計画区域であり、図中に削除等の表示がされていないので、昭和 22 年当初からの計画区域であって、昭和 25 年の変更ないし昭和 29 年 6 月 11 日の変更のいずれかにおいて、図面等に表示はされていないが削除されたものと推定される。

これら栄公園の区域の変更経過は図-16 に示した。なお、昭和 21 年ないし昭和 22 年ごろは、高速度鉄道の経過地および地上・地下・高架のいずれの構造かも未定の段階であり、更に、錦通りは都市計画道路として決定は(現在も)されていない。一方、復興土地区画整理事業の計画において、昭和 22 年～29 年頃公園事業計画がどのような経過をたどったかは未調査である。

また、「栄公園」と呼ばれる公園区域には、都市計画公園区域の他に、復興土地区画整理事業の事業計画における公園予定地と、都市公園法で管理される都市公園区域の三者がそれぞれの事情で変遷している。ここでこれら三者の区域がそれぞれに変遷した原因の一つである、県文化会館設置の経過を、参考のため以下に簡単に記す。

昭和 27 年夏ごろ愛知県から「文化センター建設用地として栄公園の一部を使用したい」旨の申出があったが、当時の課題を公園サイドからまとめると 3 点あり、①当地が都市計画公園であること、②当地が復興土地区画整理事業において公園予定地に指定されていたこと、③当時、都市公園法がなく(都市公園法は昭和 31 年に制定された。当時まさに国において法文を検討中であつた)、文化センターの公園としての取扱いが未定であつた(法制定時に当

図-16 第17号栄公園 変更説明図



該施設が法に適合する公園施設たりうるかどうか、その際の制約条件は如何(例えば建ぺい率など)、公園施設で無ければ占用物件たりうるか、また占用の基準は如何?などの様々な疑問があるが、基準は未だ検討中だったことが挙げられる。その他に県と市の間には、市が県から買収した土地(県庁舎跡地)に県施設を建設すること、土地の使用形態、現地の既存支障物件をどう扱うかなど様々な課題があったようである。

そして、県と市の調整と、国の意向も聞いたうえで、昭和 29 年 2 月 24 日愛知県知事に対し、(復興土地区画整理事業者であり、将来の公園用地管理者である)名古屋市長から、土地区画整理の換地処分の日までの「愛知県文化会館」の土地の使用(無料)が承認された。なお、当該地内に存在する国の施設等の移転および名古屋市立栄図書館(矢田績氏の寄付に係る名古屋公衆図書館を前身とする)の移転などは県の責任で行うことなどが条件とされた。

また、このとき別途並行し北側隣地に NHK 放送会館の立地協議がされ、復興土地区画整理事業における公園予定地の使用承認(昭和 28 年 2 月 27 日)がされていた。都市計画公園としては、この両者の結論を導き出したうえで、計画区域から県文化会館のブロックと、NHK 敷地を削除したものである。

次の栄公園の変更は、昭和 35 年 3 月 9 日である。昭和 29 年の変更の際残されていた課題の一つであった、計画公園区域に残る NHK 使用承認地の東側の NHK 拡張用地が、都市計画公園から削除された。なお、この都市計画変更の際にも、別途復興区画整理区域内の公園を追加することで、名古屋都市計画公園全体の増減の均衡を図っている。ただし、この追加と、NHK と市と復興土地区画整理事業上の用地交換等の整理とは、関連していない。

なお、県文化会館に関する復興土地区画整理事業における公園予定地の取扱いおよび都市計画公園としての取扱いの最終決着は、昭和 57 年に愛知県知事が新文化会館構想を打ち出し、その実現のため栄公園と久屋大通公園との一体化ための都市計画公園の変更(昭和 61 年 5 月 30 日)や、市と県と NHK の土地の交換などが行われ、新文化会館を公園施設として包含した新しい公園が建設されるまで持ち越された。

(5) 呼続公園の変更(昭和 37 年 2 月 12 日)

昭和 37 年 2 月 12 日に呼続公園のうち、新郊中学校の校庭として使用されている区域を、都市計画公園から削除し、その代替として宝公園(南区)を決定した。この場合も、公園用地が学校に使用され、結果的に公園が外されてしまった例の一つであるが、さかのぼって経過をたどってみる。変更経過図は図-9 に示したので参照されたい。

呼続公園は、呼続耕地整理組合(設立大正 11 年 11 月 27 日、施行面積約 140.4ha)により、公園用地 16,240 坪(=約 5.4ha)が留保され、昭和 17 年に始まる防空緑地公園事業にて施設整備されつつあったが戦争にて被弾し荒廃していた。戦後の、昭和 20 年代前半に、公園用地の一部にて中学校の校舎および校庭が建設された。昭和 33 年 2 月 15 日には市域拡張に伴う都市計画の見直しにより、都市計画公園の内、北側の都市計画道路(東海橋線)沿いのブロックが公園から削除された。その結果として同中学校校舎は都市計画公園区域外となったが、校庭は公園区域を使用したままとなった。

本論の第 1 章 4「(2)公園と学校との関係」にて触れたように公園内に立地した学校の取扱いは他の公

園の事例も含め、公園決定権者である国(建設大臣)を始め関係者の了解が得られる解決策を見つけることが難しいことが多かった。昭和 30 年代前半においても、第 3 号土古公園および第 5 号松陰公園、第 28 号呼続公園の 3 公園が、土地区画整理組合等で確保された公園用地に学校が設置されているという、類似の状況にあり、それらを併せて解決すべく調整が行われていた。そして、そのなかで呼続公園においては公園内にある校庭部分を都市計画公園から削除し、その代替としてほぼ等積の公園を別途確保できる目途が立ち、またその方針で進むことが国を始め、県あるいはその他関係者の了解が得られたため、都市計画変更が行われたものである。よって、昭和 37 年 2 月 12 日校庭と、その外周の公園との境界部に設置する区画道路分について(道路を介在させることは当時の都市計画決定権者である建設省の指導があった模様である)、都市計画公園から削除された。削除した面積は約 1.02ha であり、代替として決定したのは同じ南区内で約 2km 南西に立地する宝公園であり、面積は約 0.94ha であった。なお、建設を予定していた外周区画道路はその後整備されず、結果として校庭西の呼続公園内広場と校庭とは現在一体利用されている。

また、このとき同時に調整されていた土古公園および松陰公園は条件が整わなかった模様で、変更されなかった。

10 土地区画整理事業による公園整備

昭和 30 年代半ばを過ぎると、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による区画整理事業も進捗し、公園の区域も確定するとともに、公園整備の要望が地元にて出始めるようになった。

さて、土地区画整理事業による公園用地確保については、戦前から大きな課題があった。それは、①土地区画整理事業で確保できる公園面積は、通常、昭和 8 年の都市計画標準が示され事業地区面積の 3%を確保することとなり、昭和 15 年 3 月 31 日の都市計画法改正で第 15 条ノ 3 が追加され「土地区画整理の施行により道路…公園其の他の公共の用に供すべきものと為りたる土地は…国又は公共団体の所有地に之を編入す」という事で公園用地の公共団体への帰属が規定されたが、そのことは逆に言うと、地区面積の 3%を超える大規模な既決定公園を事業に取り込むことは難しいということ、②土地区画整理事業で留保する公園は地元住民に身近な小公園が優先され、大公園の一角のみを含めることは歓迎されないというような事情があったことである。

無論、戦前の西志賀土地区画整理事業と志賀公園の関係の事例のような、都市計画公園区域内に一般宅地を換地するような取扱い、土地区画整理法も施行される中で許されることではなかった。しかし、既決定公園の整備は名古屋市にとって必要なことであったし、また通常、公園の都市計画決定は狭い農道等を境界に決定されていたため、土地区画整理事業としても公園の境界部を事業区域に取り込み、区域及び地形を整正し境界に区画道路を設ける必要がある場合が多かった。このことから昭和 30 年代後半に、既決定の公園緑地について積極的に土地区画整理事業に取り込み、その一角のみにしろ、公園整備を進めていくという方向に踏み出した。

以上のことから地元密着の小公園の都市計画決定と、既決定の公園の区域の全部または一部を区画整理事業区域に取り込み、周りを道路で区切り、区域を整正する都市計画変更が昭和 30 年代後半から、実際には昭和 37 年以降毎年行なわれるようになった。

(1) 昭和 37 年 7 月 31 日の追加

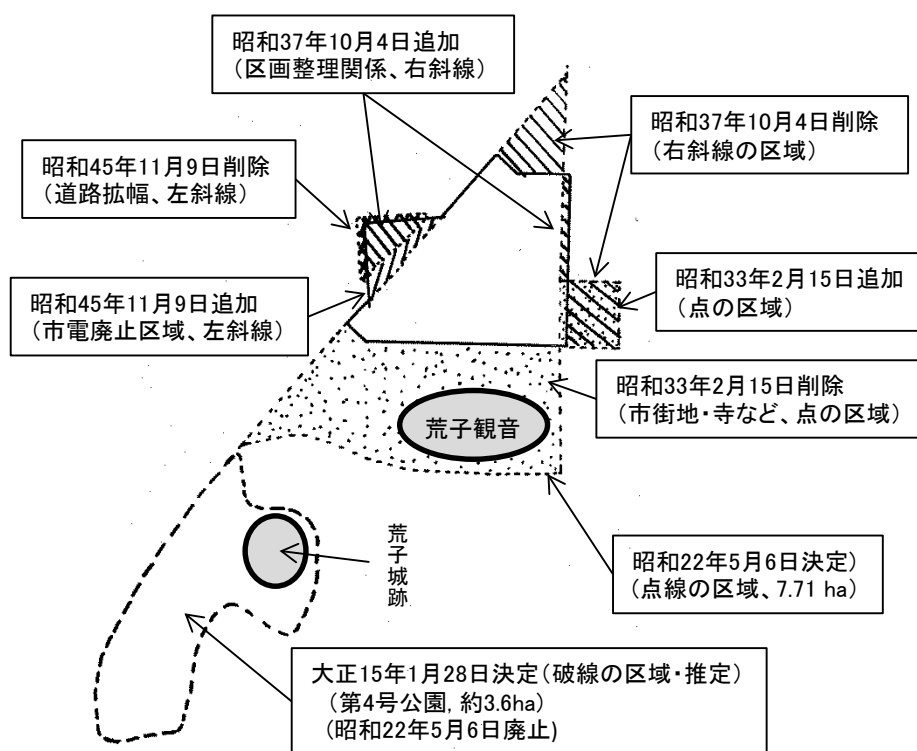
新福寺公園は庄内土地区画整理組合(設立昭和 16 年 4 月、換地処分昭和 34 年 9 月、施行面積 64.4ha)(以下「土地」を省略し区画整理組合と呼ぶ)にて留保された用地に、買収取得を加え、地元の公園整備要望に応え都市計画に追加し、都市計画事業を行ったもの。現在の公園分類では近隣公園相当規模だが、理由書には児童公園の整備のためとしている。

(2) 昭和 37 年 10 月 4 日の変更

荒子公園は大正 15 年に第 4 号公園として荒子城跡を含む区域で決定されていたが、戦後区域を北に移し、荒子観音寺を含む区域に決定された。そして、荒子第三区画整理組合(設立昭和 37 年 10 月 4 日、施行面積 21.82ha)の区域内に取り込む前提で、都市計画公園区域を変更し、同時に組合の設立が認可された。

荒子公園の区域の変遷は図-17 に模式的に示した。なお、同図の大正 15 年決定区域は複数の図から推定したものである。

図-17 第7号荒子公園区域変遷図



(3) 昭和 38 年 10 月 4 日の追加

昭明公園及び細米公園は、それぞれ小

碓区画整理組合((設立昭和 4 年 12 月 21 日、面積 68.2ha)及び荒子区画整理組合(設立昭和 18 年 12 月 21 日、面積 97.1ha)にて留保された公園で、追加と同時に事業決定された。

このとき上記 2 組合にて留保された的場公園、松年公園、須成公園、小碓公園も追加された。

(4) 昭和 38 年 11 月 4 日の変更

戦災復興区画整理事業の事業調整の中で、夜寒公園内鳥居部分の削除と代替地の追加を行った。

(5) 昭和 39 年 3 月 28 日の追加

南区、中川区及び港区内の区画整理組合にて留保された、桜公園を始めとし、近隣公園規模 7 公園及び児童公園規模 25 公園、合計 32 公園、19.58ha を追加した。

また、戦災復興区画整理事業の調整中、専売公社の入口変更により矢田第二公園を変更した。

(6) 昭和 40 年 3 月 23 日の変更、追加

楠公園は昭和 33 年 2 月に追加決定されていたが、如意区画整理組合(設立昭和 40 年 4 月 26 日、面積 195.66ha)の計画に合わせ昭和 40 年 3 月 23 日に区域を縮小しつつ整正した。(図-18 参照)

東宿公園はじめ 39 公園は戦前に始まる耕地整理組合(東郊、瑞穂の各組合(以下「の各組合」の表現略))によるもの 2 公園、および区画整理組合(東宿、日々津、名西、中村、下中、岩井線、同朋、稲葉地、鍋屋上野、茶屋ヶ坂、瓶杣、田代、弥富、八事南部一区、南浜)によるもの 30 公園、並びに猪高西山区画整理事業(計画決定昭和 31 年 3 月 5 日、施行面積 105.6ha)により留保されていた 7 公園を決定したものである。

宮ノ腰公園は、昭和 15 年 9 月 24 日に第 27 号(宮ノ腰)公園として決定されたが昭和 22 年に一旦廃止された。しかし、その公園区域のうちの一部分が存続し、県から名古屋市に引継がれ、公園となっていたものを都市計画に追加したものである。その他、岩塚南部公園および五反城公園がその他の理由で確保され決定された。

(7) 昭和 40 年 8 月 28 日の変更

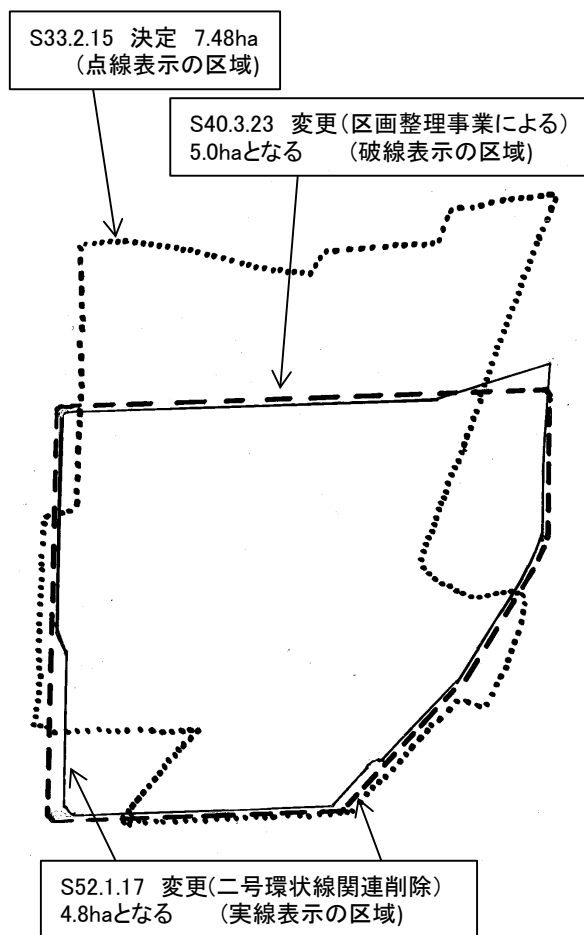
戦災復興区画整理事業の調整の中で、西大須、前津、金山公園が区域変更された。

また、昭和 40 年 1 月 27 日に追加された雨池公園(この経過は後述する)を、大森土地区画整理組合(設立認可昭和 41 年 12 月 24 日、面積 243.54ha)設立の計画協議に合わせ、このとき都市計画区域変更した。しかしそのすぐ後、雨池公園は区画整理施行区域からはずれたため、公園用地の確保整備が難しくなるとともに、公園区域の後ろ盾となる道路計画などがなくなったが、公園計画はそのままとなった。

(8) 昭和 41 年 3 月 16 日の変更

富田公園は春田区画整理組合(設立昭和 42 年 9 月 20 日、施行面積 58.00ha)との協議の中で、区域

図-18 第144号 楠公園の決定、変更



整正を行った。

源兵衛公園の拡大変更を行った。また、一つ山第一公園はじめ 12 公園は、区画整理法による区画整理組合(新法による組合と呼ばれている)から 2 公園(島田区画整理組合)、耕地整理法によるもの 1 公園(広路耕地整理組合)、耕地整理法準用による都市計画法(旧法の区画整理と呼ばれている)によるもの 9 公園(忠道、中野、野立、中野本郷、中野新町東部、西郊、白鳥線、志賀の各区画整理組合)という内訳で留保され追加された。

(9) 昭和 42 年 11 月 9 日の変更

大手公園はじめ 8 公園の追加である。内訳は新法による組合(荒子第二、稲葉地西部の各区画整理組合)から 2 公園、旧法の組合(中川西、岩井線、上名古屋の各区画整理組合)から 4 公園、その他の出自によるもの 2 公園である。

(10) 昭和 42 年 12 月 15 日の変更

戦災復興区画整理事業の調整の中で、八幡公園が縮小され、古渡、六ツ野が追加された。

(11) 昭和 43 年 7 月 26 日の変更

新法による組合(岩塚、山下第 1 の各区画整理組合)により留保された宮塚公園及び金屋第二公園を追加した。

(12) 昭和 44 年 5 月 20 日の変更

新法による組合(烏森南部、岩塚東部、山下第一、高針、下八事、笠寺東部、星崎の各区画整理組合)から留保された長田公園はじめ 8 公園と、稲生公園はその他の出自によるものである。

11 昭和 30 年代半ば以降の名城公園の変更

(1) 昭和 37 年 12 月 10 日の変更

大津町線および新出来町線交差点北西部分を道路線形に合わせた整正追加、及び大津町線に係る外堀部分の削除である。変更区域の概略は図-6 を参照されたい(次項以下同じ)

(2) 昭和 38 年 10 月 4 日の変更

護国神社西側国有地部分の削除と追加

(3) 昭和 39 年 3 月 28 日の変更

都市公園法は昭和 31 年 4 月制定、同年 10 月施行されたが、下水道施設の占用については第 7 条 2 号で「水道管、下水道館、ガス管その他これらに類するもの」であって、政令に定める一定以上の土被りがあるもののみ認めると規定されていた。従って、当該地に計画された名城下水処理場は都市公園法上許可されないものであったため、都市計画公園区域を縮小削除することとなり、昭和 39 年 3 月 28 日に変更

告示した。

なお、このことがあった翌年の昭和40年4月8日には都市公園法施行令が改正(昭和40年政令第120号)され、さらに昭和41年3月9日その運用を規定する同法施行規則が改正(昭和41年建設省令第7号)され、一定の条件を満たす場合(一定の条件とは、8ha以上の公園で、1/4以下の占用面積であることなど)には下水道施設の公園地下占用が認められることとなった。この規定を受け、都市公園としての久屋大通公園が昭和45年に設置され、その前津公園部分の地下に堀留下水処理場が建設された。

さらに、同法は昭和51年に改正され、公園と河川、道路、下水道等が相互に効用を兼ねる場合は兼用工作物の管理協定を結び管理できるという緩和条項が追加された。

(4) 昭和40年8月28日の変更

特別史跡保存のため、大津町線以东の名古屋城外堀東土塁を追加した。

12 第2次公園緑地の見直しについて

昭和33年2月市域及び都市計画区域の拡大に伴う新たな公園緑地の追加に合わせ、既決定公園緑地の見直しを行い都市計画変更を行った。しかしその際積み残したのものや、その後課題となってきたものについての見直しが必要とされていた。すなわち、公園整備事業の見直し、都市計画制限、土地地区画整理事業との関係や見直し、その他個別課題などがあった。また、時代趨勢とともに全般的な都市における緑地のあり方の検討が必要とされるようになり、都市公園法が制定され、従来は大公園・小公園・普通公園といった公園種別分類をしてきたがその見直しや、公園誘致圏の観点からの公園配置の検討なども含めた、公園緑地の分類や配置などの計画論からの見直しも、検討が必要と考えられるようになっていた。

検討作業は昭和30年代半ばから始められていたようだが、具体的課題等としては、

- i. 守山市、鳴海町、大高町、有松町の合併による市域拡大に伴う新規公園緑地の追加の動き
- ii. 昭和40年12月の建設事務次官通達、いわゆる「河川敷地占用許可準則」により河川敷地を都市計画緑地とし、都市公園として占用と整備が可能となる動きが出たこと
- iii. 土地地区画整理事業が各地で本格化してきたため、既決定公園緑地との区域の境界整正や土地地区画整理の区域を公園緑地に取り込んだうえでの区域変更
- iv. 土地地区画整理事業で留保される公園の新たな都市計画への追加
- v. その他これまでの個別課題

などがあった。従って、昭和33年2月15日に行った公園緑地の変更等のような一斉変更はせず、それぞれについて一定の方向性を出しつつ、調整がとれたところで各々都市計画公園緑地の見直し変更が順次行われた。

なお、この見直しの中で土地地区画整理事業に関連する変更については前々項の10に先行して述べたように、児童公園の確保とともに、富田公園はじめ大公園や緑地の一角を土地地区画整理組合に取り込み公園緑地の整正変更を進めた。

13 守山市、鳴海町合併に伴う追加及び新茶屋川公園、明德公園の変更（昭和 40 年 1 月 27 日）

昭和 38 年 2 月 15 日に守山市を合併し、同年 3 月 26 日には守山都市計画区域を名古屋都市計画区域に変更した。また、昭和 38 年 4 月 1 日に鳴海町を合併し、同年 10 月 18 日に鳴海都市計画を名古屋都市計画に名称変更した。これに伴い、守山市の区域では大森、雨池、北屋敷、宝勝寺、廿軒家、守山、瓢箪山、喜多山の以上計 8 公園、鳴海町の区域では戸笠、熊野、細根、千句塚、螺貝、要池、通曲、水広、鳴海の以上 9 公園が昭和 40 年 1 月 27 日追加された。これらのうち、ため池を中心とする水辺地を指定したものは雨池、戸笠、螺貝、要池、通曲、水広、鳴海の各公園である。古墳や城跡などの史跡地を指定したものは、宝勝寺、瓢箪山、喜多山、千句塚などであり、社叢林や地区でいわれのある緑地等を中心とする展望のきく樹林地等を指定したものは大森、北屋敷、熊野、細根などである。廿軒家および守山は水道幹線の通っている敷地の地上部を公園としたものである。

また同時に、東名高速道路建設に伴う関連道路計画のため明德公園の北部区域を修正した。新茶屋川公園では、翌年度公園事業着手に向け北部区域の区域変更を行った。

更に、鳴海都市計画の名古屋都市計画への名称変更に伴い、鳴海都市計画第 1 号～第 5 号公園の番号を名古屋都市計画公園の 198 号及び 207 号～210 号に改めた。

14 既決定公園の変更と追加（昭和 40 年 12 月 28 日、昭和 43 年 8 月 3 日）

昭和 40 年 12 月 28 日の変更では、名古屋工業大学の教養部拡張整備のため、鶴舞公園の東部地区のうち花田公園部分を残し削除した。削除分の代替として、戦災復興土地区画整理事業の中で、名古屋刑務所を三好町へ移転させた跡地の一部を、新たに吹上公園として都市計画公園に追加した。

またこのとき、名四国道、東海橋線の拡幅整備のため沿道の弥次衛、元塩、鶴里公園の一部削除を行った。

更に鶴舞公園について、昭和 43 年 8 月 3 日の変更において愛知県労働会館敷地となっていた部分は鶴舞公園から削除し、国鉄中央線沿線で道路を隔てて北側に分かれてあった約 0.3ha の鶴舞公園敷地について、名古屋大学付属病院敷地とすべく、鶴舞公園から削除した。その際、戦災復興土地区画整理事業の中で熱田区に六野公園を追加するとともに、千種区の愛知県がんセンター隣接地に鹿子公園を追加し、鶴舞公園削除の代替とした。

15 大高町、有松町の合併に伴う追加(昭和 41 年 10 月 13 日)

大高町、有松町の合併に伴っては 3 公園が追加されたが、そのうち鷺津砦公園および大高城跡公園は名称が示す通り戦国時代ゆかりの地であり、国の史跡に指定されている場所である。また、鷺津砦公園には神社境内に愛知県環境指標林に指定されている、この地方の特徴となる樹林地があり、大高城跡公園も緑豊かな高台を形成している。桶狭間公園は史跡ではないが、豊かな社叢林とため池のある場所が指定されている。

16 名古屋環状 2 号線に関連する変更（昭和 42 年 3 月 17 日、昭和 43 年 8 月 23 日）

昭和 42 年 3 月 17 日の名古屋環状 2 号線決定および関連街路として茶屋線の変更に伴い、新茶屋川

公園から当該計画道路に係る部分が削除された。結果として新茶屋川公園は 2 号環状線を東西に挟む形となった。

またこのとき上野町内に決定されていた南脇公園も道路に係る部分を削除変更した。

昭和 43 年 8 月 23 日には、昭和 40 年 8 月に始まった新茶屋川公園事業について、本来整備を行っていた区域に修正すべく、都市計画区域の変更を行った。また同時に、従前の都市計画公園事業を廃止し、新たに決定した区域で都市計画公園事業を開始した。

17 昭和 44 年 5 月 20 日の変更（稲永東公園他）

戦後の住宅難に際し、昭和 29 年 6 月稲永公園の一部が削除され、市営南稲永住宅などが立地していたが、その後稲永南住宅が移転建替えにより除却され、従前削除した公園区域の一部が公園に返還されることになったため、改めて公園の都市計画をすることとなったが、今回は稲永公園とは都市計画道路などで離れた位置になるためと推定されるが、水辺の運動公園という稲永公園とは別の普通公園として、昭和 43 年 8 月 23 日に第 284 号稲永東公園として決定された。以上の一部は前述(3 (2))と重複する内容である。

また、昭和 43 年 8 月 23 日の稲永東公園の決定では公園区域が都市計画道路で 2 分割されていたが、昭和 44 年 5 月 20 日には公園を分断していたあたりの都市計画道路が廃止されたため、公園として一体の区域に拡大変更したものである。

また城跡公園は都市計画公園事業を始めるに当たり、現地で公園として利用できる区域を含め、公園区域を拡大したものである。

以上の参考に昭和 42 年 4 月 1 日現在の面積 2ha 以上の公園の一覧表を表-2 に示した。

追記

以前、浪越公園に関して書いたレポート、「戦前の名古屋都市計画公園史について」(2013.3 名古屋都市センターレポート(青木公彦))において、その設置年を「公園金収支一件」(自明治 12 年至同 22 年 愛知県産業課地理係)に基づき、過去の説の消去法により明治 10 年説を採ると記した。しかしこのほど、富屋均氏の調査により明治 42 年代の新聞記事が見いだされた。すなわち、扶桑新聞(中日新聞の前身の一つ)の明治 42 年 3 月 30 日の記事には、明治 42 年県議会が浪越公園廃止決議したことに関し、明治初年頃浪越公園設置に尽力した人のひとりとして名前の挙がっている「高瀬杲之助」が、「この公園は明治 9 年内務省に公園設置願いを差出し、同 11 年 3 月 14 日認可ありたれば～」という願書を名古屋市長に提出したという記事がある。また、同紙の明治 42 年 6 月 5 日記事には、「浪越公園の今昔」(3)と題した記事で「斯くて明治 11 年 3 月 15 日可惜の林泉を打毀した跡へ浪越公園が出来た、～」とある。両記事には 1 日の違いはあるが、明治 11 年 3 月という部分は一致している。これを、年度でいえば「明治 10 年度」であり、これが明治 10 年設置説の根拠であろう。

表一2 都市計画公園一覧(2ha以上、昭和42年4月1日現在)

番号	名 称	位 置	告 示 日 年 月 日	告示番号	面積(ha)	番号	名 称	位 置	告 示 日 年 月 日	告示番号	面積(ha)
1	稲永公園	港 区	22. 5. 6	戦 69号	36.6	140	日光川公園	港 区	33. 2.15	建 193号	10.0
3	土古公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	7.9	141	新茶屋川公園	〃	33. 2.15	建 193号	12.3
4	多加良浦公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	8.5	142	船頭場公園	〃	33. 2.15	建 193号	8.7
5	松陰公園	中 川 区	22. 5. 6	戦 69号	5.4	143	富田公園	中 川 区	33. 2.15	建 193号	9.0
6	昭和橋公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	4.9	144	楠 公 園	北 区	33. 2.15	建 193号	5.0
7	荒子公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	3.2	145	明德公園	千 種 区	33. 2.15	建 193号	21.2
8	松葉公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	5.6	146	天白公園	昭 和 区	33. 2.15	建 193号	26.1
9	米野公園	中 村 区	22. 5. 6	戦 69号	4.7	195	大森公園	守 山 区	40. 1.27	建 125号	5.5
10	中村公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	13.6	196	雨池公園	守 山 区	40. 1.27	建 125号	6.6
11	押切公園	西 区	22. 5. 6	戦 69号	2.7	198	新海池公園	緑 区	33. 3.14	建 357号	15.2
12	志賀公園	北 区	22. 5. 6	戦 69号	5.2	199	螺貝公園	〃	40. 1.27	建 125号	2.5
13	名城公園	中区・北区	22. 5. 6	戦 69号	81.7	200	戸笠公園	緑区・昭和区	40. 1.27	建 125号	8.8
14	葵公園	東 区	22. 5. 6	戦 69号	5.5	201	熊野公園	緑 区	40. 1.27	建 125号	16.5
15	木崎公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	5.2	202	要池公園	〃	40. 1.27	建 125号	3.0
16	白川公園	中 区	22. 5. 6	戦 69号	9.0	203	通曲公園	〃	40. 1.27	建 125号	2.9
17	栄公園	東 区	22. 5. 6	戦 69号	3.3	204	水広公園	〃	40. 1.27	建 125号	4.5
18	千種公園	千 種 区	22. 5. 6	戦 69号	5.8	205	鳴海公園	〃	40. 1.27	建 125号	2.2
19	城山公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	4.6	206	細根公園	〃	40. 1.27	建 125号	9.9
20	東山公園	千種区・昭和区	22. 5. 6	戦 69号	265.8	227	稲葉地公園	中 村 区	40. 3.23	建 726号	3.2
21	川名公園	昭 和 区	22. 5. 6	戦 69号	3.9	250	弥富公園	瑞 穂 区	40. 3.23	建 726号	2.2
22	鶴舞公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	25.4	254	吹上公園	千種区・昭和区	40.12.28	建3583号	4.8
27	瑞穂公園	瑞 穂 区	22. 5. 6	戦 69号	33.2	267	桶狭間公園	緑 区	41.10.13	建3404号	8.3
28	呼続公園	南 区	22. 5. 6	戦 69号	7.8	268	鷺津砦公園	〃	41.10.13	建3404号	2.4
29	笠寺公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	8.7	269	大高城跡公園	〃	41.10.13	建3404号	2.3
30	道徳公園	〃	22. 5. 6	戦 69号	4.8	301	廻間公園	知多郡上野町	36. 3.23	建 620号	2.9
32	茶屋ヶ坂公園	千 種 区	26. 4.23	建 321号	10.3	302	平池公園	〃	36. 3.23	建 620号	8.1
98	前津公園	中 区	29.11.18	建1535号	2.1	303	大池公園	〃	36. 3.23	建 620号	26.1
138	熱田公園	熱 田 区	30.12. 9	建1425号	7.6	304	加家公園	〃	36. 3.23	建 620号	5.3
						305	上野公園	〃	36. 3.23	建 620号	15.3

名古屋都市計画公園配置図 昭和42年4月発行より

第2章 緑地の都市計画

1 戦前の緑地の計画

第2次大戦前及び大戦中の、名古屋都市計画区域における緑地の決定および変更の経過や面積等は、「戦前の名古屋都市計画公園史について」(2013.3 名古屋都市センターレポート、青木公彦)に述べたので、ここでは昭和15年当初都市計画決定の際の緑地の名称、面積と、計画理由書、および同時に行われた都市計画緑地事業決定の理由書を通じ、当時の名古屋に決定された「緑地」に対する考え方を紹介したい。

昭和15年12月7日都市計画決定告示

①庄内川緑地	i 横井山	面積 約 33.06ha	(約 10 万坪)
	ii 庄内	〃 約 79.33ha	(約 24 万坪)
	iii 水分橋	〃 約 52.89ha	(約 16 万坪)
②小幡緑地		〃 約 165.28ha	(約 50 万坪)
③牧野ヶ池緑地		〃 約 190.41ha	(約 57 万 6 千坪)
④相生山緑地		〃 約 125.62ha	(約 38 万坪)
⑤大高緑地		〃 約 179.51ha	(約 54 万坪)

次に、昭和15年12月7日都市計画決定の理由書を以下に引用する。

「工業大都市たる名古屋市に於ける防空施設として環状緑地帯を造成し、以て都市防備の用に供し、戦時下における生産力の円滑なる運行を図ると共に、平時に於いては市民の保健休養に資し、体位の向上を図らんとするものなり」(原文カタカナ旧漢字。読点を追加した(筆者))

この理由書からは、緑地の目的を端的に言って以下の3点でとらえていることが判る。

- ①防空施設である
- ②環状緑地帯として市街地を圍繞するものである
- ③市民の保健休養体位向上に利用される施設である

以上3点を補強する意味で、都市計画決定と同時に行われた緑地事業決定の理由書を以下に引用する。

「名古屋市は工業都市として、支那事变目的完遂上重要都市なるに拘らず、防空施設に至りては、未だその緒につかざるの状況にあるを以て、ここに決定を見たる都市計画緑地中、総地積約195万9000坪の緑地を設置し、以て戦時下における都市防衛の拠点となし、併せて過大都市の防止を図るとともに、市民の保健、休養に或は学生、青年の心身修練に資し体位の向上を図らんとするものにして、之を昭和15年度より昭和24年度に至る10ヶ年継続事業として愛知県知事をして執行せしめんとするものなり」(原文カタカナ旧漢字。読点を追加した(筆者))

緑地事業決定の目的も、緑地の都市計画決定目的の3点と同じだが、具体的な内容においては、「防空」に力点が置かれ、都市の外縁的拡大防止目的はさりとらえ、市民の保健休養と、戦時に備えるためであろうか、青年の心身修練と国民体位向上の目的が前面に出た理由書となっている。

また参考までに、昭和43年に改正されるまでの旧都市計画法では、都市計画決定および都市計画事業及び毎年度執行すべき都市計画事業は主務大臣が決定し、内閣が認可する規定になっていたが、緑

地事業決定の理由書中にあるように事業執行者も併せ指定されていた。

なおこの際、都市計画決定された 5 緑地のうち、庄内川緑地の水分橋緑地と相生山緑地の事業執行は将来の問題として事業着手が保留され¹⁸、それ以外の緑地は事業決定理由書にあるように愛知県事業として着手され、急速に事業が進められた模様である。

しかし、昭和 18 年以降国内情勢緊迫による事業の遅れが生じ、また食糧増産のために農地部分の都市計画緑地からの一部削除や、都市防衛上の完璧を期す為などの理由で昭和 20 年 4 月 9 日に都市計画緑地の区域の見直しがされた。事業についても区域の見直しと期間の短縮を行うため、横井山、小幡、牧野ヶ池、大高の各緑地について、都市計画事業の変更がされた。数値等は前記レポートを参照されたい。

2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代、見直し遅れる)

(1)都市計画緑地の見直しが遅れた理由について

名古屋都市計画区域においては、戦後の都市計画緑地の本格的見直しは、昭和 33 年に至るまでの 10 数余年行われなかった。名古屋都市計画公園は、昭和 22 年に旧計画を廃止し新計画を決定し、墓地についても公園と同時に新しく決定している。一方、緑地については、愛知県内でもまったく新規に緑地を計画した豊橋、岡崎、一宮の各都市計画区域では、昭和 22 年に決定している。戦前に都市計画決定を行った名古屋市で、戦後に緑地の見直しが遅れた理由について明らかにした記録等は確認していないので、ここでその理由を推定してみたい。

その① 名古屋市域を超える広域都市計画のなかで、「緑地地域」の検討とあわせ、都市計画緑地の取扱いが検討され、その結論が出るのに時間を要した

その② いわゆる「農地改革」により自作農創設特別措置法(昭和 21 年法律第 43 号)に基づき、これまでに緑地用地として確保された土地の多くが、現況農地の場合自作農地化され、結果として緑地の区域を一旦見直さざるを得なくなったが、その結論を出すまでに時間がかかった
などが主な理由として考えられる。では、まず理由その①について若干考察したい。

緑地地域とは、「特別都市計画法」(昭和 21 年 9 月 11 日法律第 19 号)第 3 条に定められた制度で、「土地利用規制の面から都市の過大膨張を抑止し、かつ市民の健康を保全するための制度」であるが、「(東京緑地計画協議会が昭和 14 年に環状緑地帯を位置づけた頃の)当初の考えは、住居地域としてではなく、農耕地としてこれを都市周辺に圍繞しようとするグリーンベルト構想から発し」¹⁹ していたが、制度制定にあたっては「防空法の防空空地帯の代替物として考え、その目的は防空空地帯の避難、災害の軽減ということから、都市の平面的連檐を防止するものとして考えられた」¹⁹ というものである。従って緑地地域に指定された地域は、東京都の場合の外環状防空空地帯がほぼ同じであるように、空地帯に指定されていた場所となった。なおここで、「防空空地帯」とは、防空法が改正され、それに基づき昭和 17,18 年ごろ、「空地帯及び防空空地」の設定について閣議決定や、設定要綱、決定標準などが定められる中で使われた用語と思われる。

¹⁸ 「名古屋大緑地計画について」(愛知県都市計画課長 真坂忠蔵、「公園緑地」昭和 15 年 11 月)

¹⁹ 「日本公園緑地発達史 上巻」佐藤昌 1977.1.1 発行 p485、p487、p508

名古屋の都市計画緑地も、前項の都市計画決定理由書に「防空施設として環状緑地帯を造成し、…」とあるように、防空法(昭和 12 年法律第 47 号)に基づく防空緑地の性格を色濃く持っていた。そのため、戦前に決定した都市計画緑地と、防空空地帯から発展した制度である、特別都市計画法に基づく緑地地域とあわせて、計画を検討する道を探ったものではないかと推測される。更に、本論「はじめに 2 第 2 次大戦後の都市計画」で触れたように、昭和 21 年 3 月発表の「名古屋市復興計画の基本」でも名古屋市は緑地地域の指定を目指していた。しかし、緑地地域の指定について「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター、平成 11 年 3 月発行 p319)によれば、名古屋市の発展を考えた場合の市域外周の位置についての考え方は、昭和 21 年頃と昭和 20 年代半ば過ぎ頃とは大きく変化があり、また市域合併に係る愛知県との見解の相違などもあって、緑地地域の指定は昭和 30 年代初めに見送られた。

さらに、参考までに名古屋市の検討した緑地地域のことについて付け加えると、昭和 29 年の「廃置分合処分申請書」²⁰ 中「合併後の諸計画の概要」の公園緑地の項に「緑地地域を確保したい」旨の記述がある。

また、その頃検討されていた緑地地域の区域については、昭和 30 年作成の「大名古屋将来構想図」²¹ がある。この図は昭和 30 年当時に名古屋市及び周辺部における将来構想を検討したときの図であるが、この図に具体的に緑地地域の指定区域が示されている。これらから、名古屋市では昭和 30 年時点では緑地地域の指定を具体的に考えていたことが判り、その図について、都市計画史編者の解説によると「周辺 6 町村合併の際に緑地地域指定を断念し、公園緑地計画の再検討が行われ…」とある。

次に、都市計画緑地の変更が遅れた理由その②にかかわるが、第 2 次大戦中に国庫補助も得て取得した緑地用地は、戦時食糧増産の為などから耕作地とされ、戦後の農地改革の際、緑地用地も(公園管理者側から;筆者注)農林省に買い上げられ、自作農地として払い下げられた。²² これにかかわる緑地は庄内川緑地(横井山、庄内)が中心で、大高緑地も周辺部が開拓農地として対象となっていた。このことについて、かつて名古屋市の都市計画行政にも携わっていた職員の著作から引用する。

「大高緑地と小幡緑地はその大半の区域が幸い山林であったこと、また牧野ヶ池緑地は米軍用ゴルフ場として利用されていたこと等があり、この農地解放から免がれ現在もその大半が残り、立派な都市公園として利用されている。

一方、庄内緑地と横井山緑地はそのほぼ全域が耕地となっていたため、農地解放の対象となり緑地として確保されていた用地を失うが、庄内緑地は昭和 43 年以降名古屋市の手で都市計画事業として再度用地を買収し整備されたほか、横井山緑地は土地区画整理組合の施行区域に包含され、計画区域の一部縮小を行なって用地を確保し、都市公園として利用されている。」²³

大高緑地の周辺部に関することは昭和 44 年 5 月の変更の項で述べる。

以上 2 点と推定される理由から、都市計画緑地の見直し変更は、昭和 30 年 4 月及び 10 月の名古屋市への町村合併、昭和 31 年 9 月の名古屋市の政令指定市への移行、昭和 31 年 12 月の名古屋都市計画区域の拡大などの一連の動き以降となった。(表-3 参照)

²⁰ 「廃置分合処分申請書」昭和 29 年 11 月 20 日、愛知県知事氏名あて名古屋市長はじめ 12 市町村長名、p359

²¹ 「名古屋都市計画史 図集編」((財)名古屋都市センター、p101～p102)

²² 「日本公園緑地発達史 上巻」佐藤昌 1977.1.1 発行 p428

²³ 「大風の吹いたあと 名古屋・是非善悪 part1」大山邦雄 1993.11.21 p7

(2) 牧野ヶ池緑地の拡大

「戦後 5～6 年を過ぎ、名古屋財界では、名古屋市を世界に通用する国際都市に発展させていくためには、ゴルフ場というスポーツ施設は、どうしても必要との思いを強く持っていた。しかし、当時唯一のゴルフ場であった「名古屋ゴルフ倶楽部和合コース」が、米軍に接収され外人専用となっており、……もう一つゴルフ場を造りたいと考えていた。またその当時の愛知県では、戦後の復興と開発が名古屋市を中心にして急速に進んでおり、市内にある牧野ヶ池緑地を、隣接する地域との間に設ける自然を大切にしたい緑の緩衝地帯として、将来にわたってその緑を守っていききたいとの思いを持っていた。……緑を守るためと国際都市を目指す名古屋のスポーツ施設としてのゴルフ場建設の動きが高まり、建設の具体的活動が始まった。」²⁴

とのことで、1951 年 11 月に東山ゴルフ倶楽部(のち改名して愛知カンツリー倶楽部)発起人会が発足し、1953 年 6 月社団法人として設立認可され、1954 年 10 月に 9 ホールで仮開場している。おそらくこの動きを受けてであろう、昭和 28 年 10 月 27 日に牧野ヶ池緑地の東南部一帯の樹林地約 12.5ha を追加し、計画面積を約 163.2ha とした。

3 昭和 30 年代の変更(大幅見直しと追加)

(1) 街路決定に伴う変更(昭和 32 年 9 月 24 日)

昭和 30 年 4 月 5 日愛知郡猪高村、天白村、同年 10 月 1 日海部郡南陽町、富田町、西春日井郡山田村、楠村が名古屋市と合併し、また、昭和 31 年 12 月 24 日に名古屋都市計画区域が拡大(合併後の名古屋市の区域と西春日井郡西枇杷島町、知多郡大高町、上野町の区域)したのを受け、用途地域の変更等と共に都市計画街路の追加と変更がされた。その際、街路の追加及び変更に支障する公園、緑地及び墓地について見直しがされた。緑地では、第 1 号庄内川緑地のうち水分橋緑地は、2.1.9 如意水分橋線、2.1.14 水分橋線の追加に係る分の削除がされた。同じく横井山緑地は、2.2.6 横井町五月通線の延伸に係る分の削除と追加、相生山緑地は 1.3.5 東海橋線、1.3.16 引山野並線、2.2.49 桜ヶ丘南下線の延伸に係る分の削除を行った。

表-3 都市計画緑地の変更変遷表

昭和15年12月7日 内務省告示第622号 (単位;ha)			昭和20年4月9日 内務省告示第102号 (単位;ha)	昭和32年9月24日 建設省告示 第1176号(単位;ha)	昭和33年2月15日 建設省告示第197号				
					番号	名称	面積(ha)	摘要	
1	庄内川緑地	1横井山	33.06	18.18	20.61	1	戸田川緑地	60.78	追加
		2庄内	79.33	変更なし	変更なし	2	横井山緑地	20.61	番号名称変更
		3水分橋	52.89	変更なし	52.19	3	庄内緑地	79.33	番号名称変更
2	小幡緑地		165.28	232.39	変更なし	4	洗堰緑地	44.60	追加
3	牧野ヶ池緑地		190.41	150.74	変更なし	5	水分橋緑地	35.20	番号名称変更、縮小
4	相生山緑地		125.62	変更なし	123.44	6	小幡緑地	232.39	番号変更
5	大高緑地		179.5	168.92	変更なし	7	猪高緑地	81.58	追加
						8	牧野ヶ池緑地	163.20	番号変更
						9	荒池緑地	60.06	追加
						10	相生山緑地	123.44	番号変更
						11	大高緑地	168.92	番号変更

注:昭和28年10月28日建設省告示第1385号牧野ヶ池緑地の変更
(150.74ha→163.2ha)は本表から省略した

注:昭和28年10月28日建設省告示第1385号牧野ヶ池緑地の変更
(150.74ha→163.2ha)は本表から省略した

²⁴ 「一般財団法人 愛知カンツリー倶楽部」ホームページより(<http://www.aichicc.jp> 2016.6.30 閲覧)

この時点では緑地の本格的見直しはされず、先行して見直しされた街路計画に支障する部分のみが変更された。

(2) 戦前決定緑地の見直しと合併市域における緑地の追加(昭和 33 年 2 月 15 日)

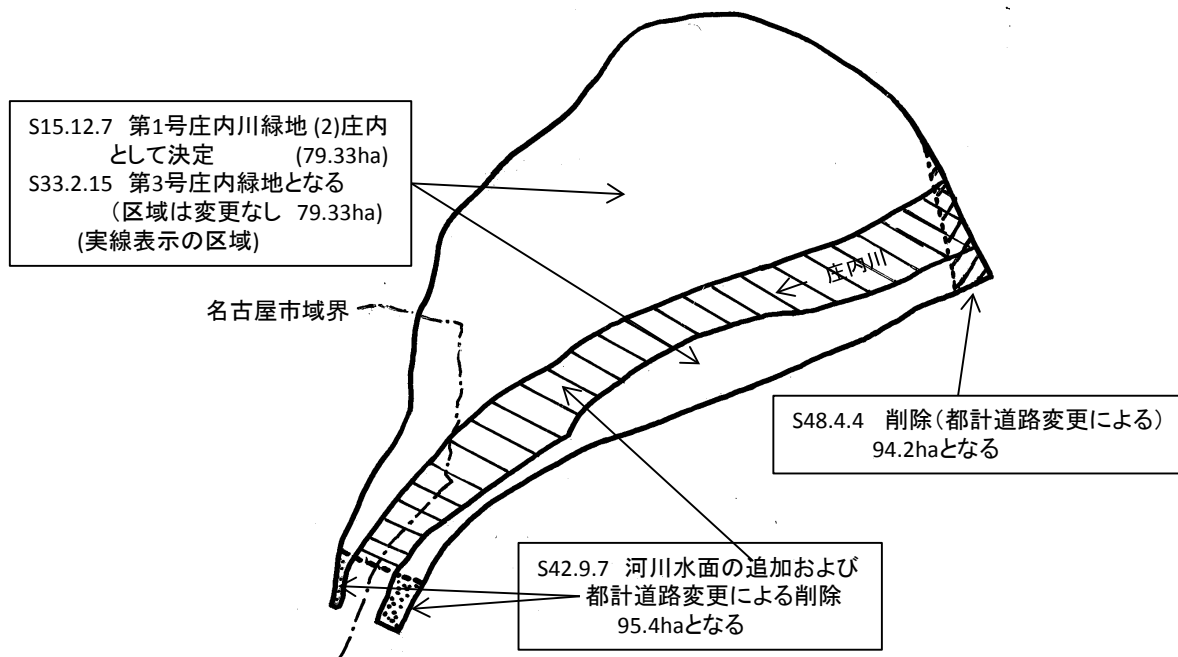
第 1 章 6 都市計画区域及び名古屋市域の拡大に伴う変更に至る経過 及び前項に述べたように、名古屋市では昭和 30 年代初頭に市町村の合併、都市計画区域の拡大変更、政令指定都市となり都市計画に関する事務の一部委譲があり、名古屋市長期計画の策定も進められる中で、従来の都市計画の見直しのなかで、公園および緑地の全般的な検討が進められた。その当時の公園緑地に関する検討課題の主なものは、①緑地と公園の性格についての整理、②市域および都市計画区域全体における公園緑地の配置目標量、③新市域における新規公園緑地の配置決定等から始まっている。そういった基本的なところから見直しが進められ、緑地については一旦既定計画 5 緑地 7 箇所のすべてを、昭和 22 年の公園の見直しと同様な方法で見直し、さらに新市域での緑地の配置を検討したうえで、都市計画決定権者である国や県と協議を進めた模様である。

その結果、まず戦前からの緑地中庄内川緑地と一括されていたものを 3 緑地に分け、横井山緑地、庄内緑地、水分橋緑地とした。更に合併した新市域に、戸田川緑地、洗堰緑地(図-20 参照)、猪高緑地、荒池緑地の 4 緑地を新たに配置した。そして、全体配置は名古屋市域の外縁を取り巻く形とし、南西部の戸田川緑地を第 1 号とし、時計回りに番号を振り、最後は第 11 号大高緑地とした。

変更、追加された結果の緑地の一覧を、それまでの経過も併せて表-3 に示した。

各緑地の決定区域は、新規名称と呼ぶと第 2 号横井山、第 3 号庄内(図-19 参照)、第 6 号小幡、第 8 号牧野ヶ池、第 10 号相生山、第 11 号大高の各緑地は従前区域のままの決定となった。

図-19 庄内緑地の決定、変更



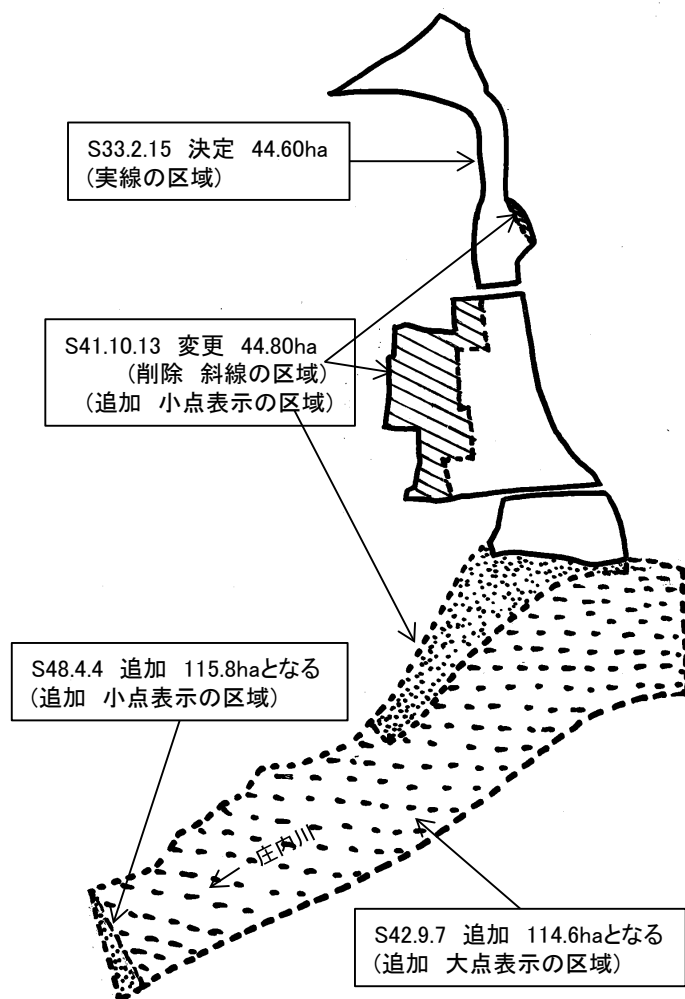
第 5 号水分橋緑地については庄内川右岸を全面削除し、庄内川と矢田川と東側は道路にはさまれた三角地のみとし、従前に比べると約 2/3 の面積となった(図-22 参照)。既決定緑地の計画区域は、農地改革に伴う諸事情はあったが、この時点での見直しにおいては、水分橋緑地を除いては従前区域が守られた。

新たに追加された緑地は、いずれも市域の外縁部に位置し、緑地地域検討の考えも引継いでいるが、市街地と郊外地を緑地を以て画する形の配置となっている。また、追加された戸田川緑地は戸田川を核としその兩岸の田園地を区域としている。洗堰緑地は庄内川と新川を連絡し庄内川の溢水を新川方面へ流す洗堰となっている河川敷地を中心としつつ、西区側の一般宅地(現況田畑)も一部取り込む計画区域である。この一般宅地部分は後に土地区画整理事業の区域に含まれ、昭和 41

年の緑地変更時に大幅に緑地区域を削除したが、一部のみは緑地用地が確保された。猪高、荒池の両緑地も名古屋市の東部外周に位置し比較的展望の好い丘陵地であって、豊かな樹林地及びため池を含む水辺地を主体とする区域である。なお、荒池緑地には秋葉山慈眼寺(秋葉神社とも呼ばれる)や針名神社の境内地と樹林も区域に含まれている。

ここで、緑地に決定された区域の土地所有関係にふれると、従前決定されていた緑地中、横井山、庄内については農地改革により自作農地化されたところについても引続き緑地の区域とされたため、改めて緑地としての買収が必要となった。戸田川、洗堰については河川敷地の区域以外は何らかの形で土地取得が必要であり、小幡、牧野ヶ池についても計画区域内に県有地以外の土地が存在し、それらの土地取得が必要とされた。大高は計画区域周辺部に農地改革ないしは開拓農地として自作農地化されたところがあり、それらの土地の整理と都市計画区域の整正は懸案として残り、後の昭和 44 年 5 月 20 日に区域変更された。相生山、猪高、荒池についてはため池などごく一部の公有地を除き、取得が必要な民有地の区域に決定された。

図-20 第4号 洗堰緑地の決定、変更



(3) 小幡緑地の変更(昭和 38 年 3 月 23 日)

昭和 38 年に小幡緑地の区域変更を行った直接のきっかけは、都市計画決定理由書には記載がない。しかし、計画図から見ると昭和 38 年 3 月 23 日の小幡緑地の変更の理由は 2 つある。一つ目は、緑地に隣接して城山土地区画整理組合(62.92ha)が昭和 37 年 2 月 6 日に設立認可され、外周区画道路整備に合わせ区域を整正する必要が出来たためである。二つ目は、都市計画道路が、守山市の時期の昭和 31 年 8 月 13 日に決定され、その他の道路と共に区域の重複等を解消する必要があったためである。具体的には守山都市計画道路 2.2.3 山ノ手通線、主要地方道名古屋多治見線、県道松本鳴海線(瀬戸都市計画道路 2.3.16 号と計画図に記載があるが道路名不明)と小幡緑地の重複を解消するとともに、はみ出しを削除した。また、都市計画道路 2.2.6 竜泉寺線に公園出入口を確保するための追加を行った。

(4) 昭和 39 年度末の追加及び変更(昭和 40 年 1 月 27 日)

昭和 39 年度末には守山、鳴海、大高、有松の合併を受け、緑地の検討を行った結果、勅使池緑地が追加された。同緑地は概ね愛知用水以東市域界までの細長い帯状の緑地で、名古屋市域の東南端を画する緑地となっている。名前の由来となる勅使ヶ池は市域を接する豊明市内に存するため池である。

市町村合併に伴う緑地の見直しや変更は、主に以上の昭和 32 年度と昭和 39 年度の、2 回の変更に集約されている。

またこのとき、東名高速道路の路線決定に伴い、猪高緑地および小幡緑地の区域のうち同道路と重複することになる部分を単純に削除する変更を行っている。

4 昭和 40 年代の変更(主に河川敷緑地)

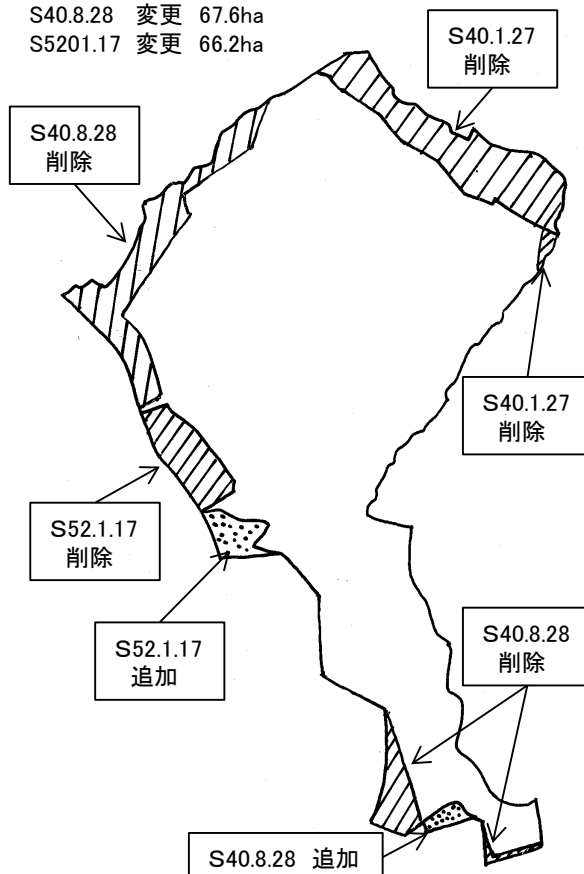
(1) 猪高緑地の変更(昭和 40 年 8 月 28 日)

昭和 30 年代前半に名古屋市東部丘陵において猪高西山土地区画整理事業が行われて以降、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて、市東部丘陵において土地区画整理事業が続々と立ち上がった。そして東部丘陵の大規模公園緑地の整備も課題となり、昭和 30 年代後半から、名古屋市は既決定の大規模公園緑地を積極的に土地区画整理事業区域に取り込み、その区域を整正しつつ公園緑地の整備を進める方針をとった。

この方針のもと、猪高緑地では上社土地区画整理組合(昭和 40 年 10 月 2 日設立認可、面積 200.59ha)及び極楽土地区画整理組合(昭和 41 年 8 月 12 日設立認可、面積 42.17ha)の施行区域に、

図一21 第7号猪高緑地の決定、変更

S33.2.15	決定	81.58ha
S40.1.27	変更	73.98ha
S40.8.28	変更	67.6ha
S5201.17	変更	66.2ha



計画緑地の一部を取り込んだ。そして、土地区画整理組合から事業施行面積の3%以上(なお、この割合は名古屋市では昭和48年8月設立認可以降の土地区画整理組合については5%とされた)を公園緑地用地として留保する制度により、児童公園等の他、猪高緑地用地の土地区画整理組合関係分について確保した。この際、周辺の土地区画整理による土地造成や、幹線道路及び区画道路などの整備に合わせ、緑地区域も土地の筆界や農道境界などであったものを整形化し、境界はできるだけ区画道路を配置するよう協議し、それに合わせ緑地の都市計画区域の変更を行った。猪高緑地の区域変更は図-21に示した。

(2) 河川敷緑地の位置付けと追加(昭和41年10月13日の変更および追加)

明治29年制定の河川法が、昭和40年にいわゆる新河川法(昭和39年7月10日法律第167号)として改正施行され、更に従来から懸案であった河川敷地の管理に関し昭和40年11月10日付河川審議会の答申を受け、「河川敷地の占用許可について」(昭和40年12月23日建設省河発第199号建設事務次官通達)の中に「河川敷地占用許可準則」が定められたことにより、都市における占用の特例として、都市内河川の敷地を公園緑地等として占用許可される道が開けた。

このいわゆる「河川準則」が定められた翌年の、昭和41年10月13日に河川敷を公園緑地として利用するため、名古屋市で初めて「河川敷緑地」と分類される緑地の決定がされた。この決定においては洗堰緑地および水分橋緑地の変更と、矢田川に係る天神橋、矢田川橋、宮前橋、千代田橋の各緑地の追加が行われた。

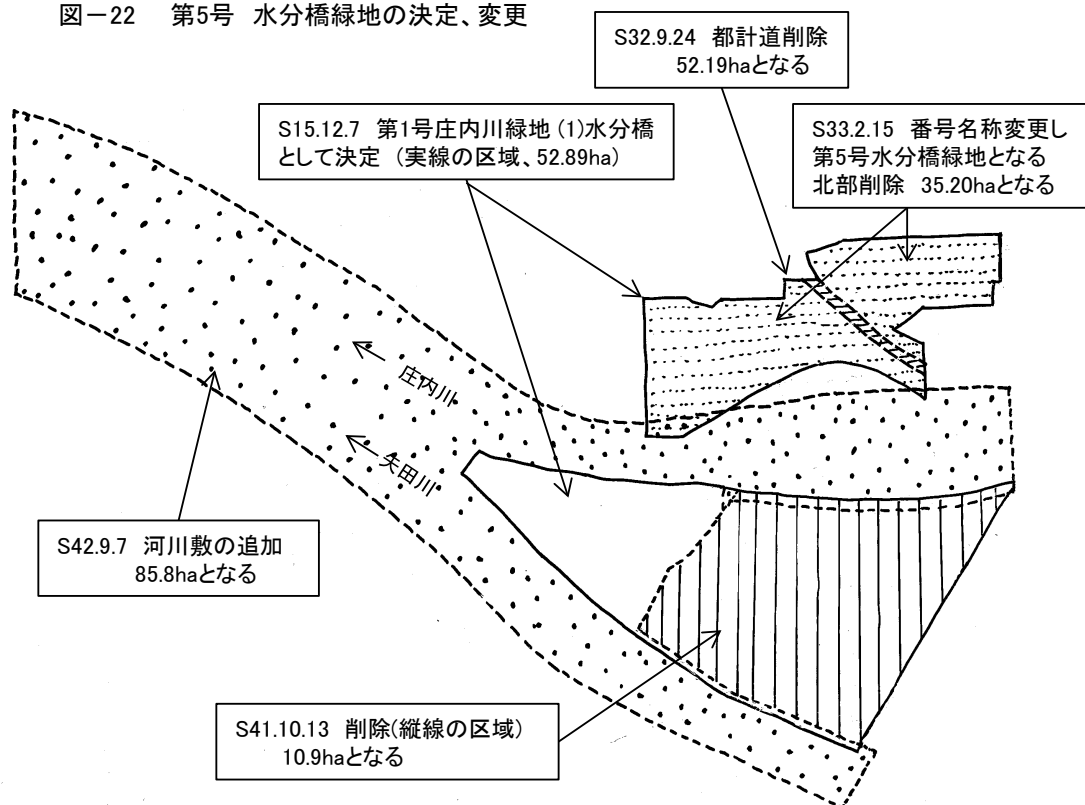
河川敷緑地の場合、都市計画決定する区域は原則として堤防道路の堤外地側(川が流れている側)の法肩から対岸の同じく法肩まで、又は川の中央の市域界ないし行政区界までである。また上流、下流の境界は、そこを横断する都市計画道路の境界である。ただしここでは、便宜上(位置が分かりやすく、緑地名称も橋梁名から採っているため)都市計画道路名称でなく、そこにある橋梁名で説明した。一方、実際に公園緑地として整備し占用利用するのは洪水敷き部分のみである。

この変更において洗堰緑地は、西区内の計画区域のうち一般宅地部分の多くを削除し、その代替措置と思われる、削除面積を若干上回る区域を本緑地に接する西区内の庄内川本流河川敷に追加決定した。また、西区内の残りの一般宅地部分については、大野木土地区画整理組合(昭和35年3月4日設立認可、施行面積93.38ha)および比良土地区画整理組合(昭和37年1月30日設立認可、施行面積130.92ha)の2組合から公園用地として確保した。(図-20参照)

水分橋緑地は昭和33年の縮小変更以降も、更に決定されていた区域のうち堤内地側に当たる部分の大部分を削除し(のちに守山下水処理場等が立地した)、計画面積は35.20haから10.9haへと約1/4に縮小され、ほぼ堤外地側のみ(つまり河川敷地)が計画区域となった。この回の都市計画変更では河川敷への緑地の大幅な拡大が予定されていたため、このような大胆な縮小が出来たのではないかとと思われる。この変更により、水分橋緑地は一般緑地から河川敷緑地へと性格を変えた。変更区域図は図-22を参照されたい。

河川敷緑地は河川管理者と協議のうえ、河川側で一定の整備計画がまとまり整備が進んだ地区から緑地の決定を進めた。従って、河川敷緑地の決定には、概ね同時ないし直後に緑地の都市計画事業の決

図-22 第5号 水分橋緑地の決定、変更



定を伴っている。そして、河川敷緑地の決定は、初年度としては公園緑地としてすぐに整備が可能で市民に親しまれやすい立地の場所から進められた、あるいは河川整備計画および同事業がそういったところから、既に優先して行われたため緑地整備もそうなったようである。昭和 41 年の河川敷緑地決定においては、河川準則が発せられて 1 年足らずという事で、準備期間も短くすぐに緑地事業が可能な箇所に限って都市計画の追加を行った模様であり、先ず矢田川の、庄内川の合流点からすぐ上流にある三階橋から上流に向け順に三階橋から天神橋間、天神橋から矢田川橋間、矢田川橋から宮前橋間、宮前橋から千代田橋間の、緑地として計画可能な区域のうちそれぞれ小面積であるが、河川管理者と協議が整った部分についてのみ決定された。緑地名称はそれぞれ上流側の橋の名称が採られた。

庄内川および矢田川で都市計画緑地決定からはずれた部分については、引き続き河川側と協議が進められ、次項で説明するように、翌年度の昭和 42 年に矢田川に係る 4 緑地と庄内川に係る 2 緑地は、河川敷の堤外地側全区域が緑地に都市計画変更され、併せて 1 緑地が追加されている。

(3) 河川敷緑地の変更と追加(第 2 回、昭和 42 年 9 月 7 日)

いわゆる河川準則が定められ、その翌年の昭和 41 年に第 1 回目の河川敷緑地が決定されたが、その翌々年には既決定河川敷緑地の拡大と追加がされた。

庄内緑地は本章冒頭で述べたように昭和 15 年に防空緑地として決定され、戦中には食糧増産のための畑として利用され、戦後は農地改革の中で、公共用地となっていた部分も自作農地化されていた。しかし昭和 33 年の緑地見直しでも庄内緑地は都市計画緑地から削除されることなく、従前区域が継続された。そして昭和 40 年代となり、河川管理者は庄内川の洪水対策として庄内川本流の右岸に越流堤を設け、

その北側を囲繞堤と越流堤で囲まれた小田井遊水地(約 42ha)として洪水調節機能を持たせる計画とした。そして、河川準則により、遊水効果を損なわない限りで公園整備が可能となった。

これを受け、まず庄内緑地の計画区域を見直し、庄内川橋から新名西橋までの庄内川堤外地全域を計画区域に変更した(右岸下流部は西枇杷島町に属する区域である)。都市計画緑地としては水分橋緑地と同様、河川敷緑地の性格としたこととなる。そして翌昭和 43 年 12 月に名古屋市は都市計画事業として、かつて自作農創設事業として払い下げられた土地の用地買収に着手した。

洗堰緑地は、前回の変更で庄内川河川敷の本流右岸側の一部を追加したが、今回は河川敷部分を大幅に拡大し、矢田川および庄内川の本流全域を、新川中橋から庄内川橋まで計画区域に追加した。(図-20 参照)

水分橋緑地も、今回の変更では河川敷地を大幅に拡大し、矢田川については三階橋から下流へ、庄内川は水分橋から下流へ、各々新川中橋までを計画区域とした。

矢田川についても、昭和 41 年の決定では天神橋緑地は右岸(守山区側)の一部、矢田川橋緑地は右岸の一部(守山区側)、宮前橋緑地は左岸(東区側、旧大幸公園の区域を中心とした)の一部、千代田橋緑地は右岸(守山区側)の一部がそれぞれ決定されたにとどまっていたが、昭和 42 年 9 月の変更ではそれぞれ同じ順で、天神橋緑地は三階橋から上流へ天神橋まで(鉄道橋梁部を除く)、矢田川橋緑地は天神橋から上流へ矢田川橋まで(鉄道橋梁部を除く)、宮前橋緑地は矢田川橋から宮前橋まで(鉄道橋梁部を除く)、千代田橋緑地は宮前橋から千代田橋までの堤外地全体が計画区域に変更された。

名西橋緑地は庄内緑地の下流に続く緑地であるが、新名西橋から枇杷島橋に至る区間が、新たに名西橋緑地として追加された。なお本緑地も庄内緑地と同じく右岸は西枇杷島町に属し、2 市町にまたがる緑地である。

(4) 天白川緑地の追加(河川敷緑地の追加の第 3 回、昭和 42 年 12 月 15 日)

矢田川、庄内川に引き続き、昭和 42 年度には天白川についても河川敷緑地が追加された。天白川緑地は、昭和 42 年 12 月 15 日に追加された。野並橋から上流へ新島田橋までの総延長距離約 3.3km、瑞穂区、南区、昭和区(当時、のち天白区に分区)の 3 区にまたがるもので、芝生地やサイクリング道を整備することとした。なお、天白川緑地の場合は、矢田川や庄内川のように橋梁ごとに決定するのではなく、天白川に係るすべてを一括し天白川緑地とすることで都市計画が進められた。

(5) 横井山緑地の変更(昭和 43 年 8 月 23 日)

横井山緑地は、大正 15 年 1 月 28 日に第 6 号公園(横井山)(面積 52,000 坪、約 17.16ha)として庄内川河川敷も河道中央あたりまで含む区域で決定されたが、昭和 15 年 12 月 7 日に公園から変更削除され、防空緑地の位置付けで、「一、庄内川緑地」の内の「1、横井山」として面積約 33.06ha(計画区域は河川敷を大きく削除し、東側の農地を追加した)で決定された。²⁵ そして、昭和 20 年 4 月 9 日に面積は約 18.18ha に縮小変更された(縮小された区域は不詳)。そして戦後の昭和 32 年 9 月 24 日に都市計画道路

²⁵ 名古屋都市計画史図集編、p58 および p62 の図参照。なお同編 p66 の図は、見出しは昭和 20 年とあるが、昭和 18 年 11 月発行の地図であり、図中の横井山緑地の区域が昭和 20 年 4 月変更には、面積から見ても対応していると思えない。

(2.2.6 横井町五月通線)決定関連で区域変更され、面積は約 20.61ha となった。昭和 33 年 2 月 15 日の変更は番号と名称で、区域、面積の変更はなかった。

昭和 43 年 8 月 23 日の変更では都市計画緑地の区域は図-23 に示したように大きく縮小され、面積も約 20.61ha から約 4.6ha へと大幅に減少した。横井山緑地では、前々項「2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代)」にて述べたように、緑地として戦中に買い上げられた箇所も、戦後の農地改革により自作農地として払下げられていた。そして、今回の変更においてそうした農地の区域が都

図-23 横井山緑地変更図
(昭和43年8月23日変更、点線の区域が昭和32年9月24日計画区域)



市計画緑地から大幅に削除され、その削除された区域を中心に横井土地区画整理組合(昭和 44 年 5 月 7 日設立認可、施行面積約 31.60ha)が施行された。更に、新しい横井山緑地の区域のうち約 4ha が、都市計画変更と同日付で都市計画事業決定され、翌年にはその区域が横井土地区画整理組合の区域に含まれ、緑地用地として土地区画整理組合から留保された上で、公園施設が整備された。

(6) 河川敷緑地の追加(第 4 回、昭和 43 年 12 月 28 日)

庄内川河川敷のうちこれまで枇杷島橋から上流が緑地に追加されていたが、昭和 43 年 12 月 28 日に枇杷島橋から下流へ 4 緑地が追加された。

枇杷島橋緑地は枇杷島橋(都市計画道路広路 6 号伏見町線)から豊公橋間で、河川左岸側の西区、中村区にまたがる名古屋市内部分のみ(但し鉄道橋梁部は除く)とし、右岸の西枇杷島町の区域は決定されなかった。

豊公橋緑地は、豊公橋から大正橋の間、庄内川左岸側の名古屋市中村区内が追加された。

大正橋緑地は、大正橋から万場大橋(1.3.5 万場大橋線)の間一部は庄内川左岸のみ、途中から兩岸にわたり名古屋市中村区及び中川区富田町の区域が追加された。なお、都市計画基本図上は堤体部に若干であるが海部郡大治町の区域が入っているようにも見えるが、計画上は特に触れていない。

万場大橋緑地は万場大橋(1.3.5 万場大橋線)から 2.2.21 横井町五月線(後に架橋され横井大橋)の間の庄内川兩岸、名古屋市中村区及び中川区にまたがる区域が追加された。

これより下流の庄内川に係る河川敷緑地は、昭和 48 年 1 月 19 日に追加された横井橋緑地がある。

(7) 昭和 44 年 5 月 20 日の変更(戸田川、牧野ヶ池、大高の各緑地)

昭和 44 年 5 月の変更は主に都市計画道路に係る変更である。

戸田川緑地は昭和 33 年追加されて以来初めての変更である。隣接して計画されていた名古屋環状 2 号線の線形変更と、併せて昭和橋線の拡幅変更に係る縮小変更である。

牧野ヶ池緑地は昭和 28 年の変更以来の区域変更で、やはり環状 2 号線に重複する区域と、その道路から西にはみ出る区域を削除する変更である。

大高緑地は昭和 15 年 12 月 7 日に面積約 179.51ha で当初決定され、昭和 20 年 4 月 9 日に約 10ha 縮小変更されて以来の変更である。今回の変更は、緑地の東側の環状 2 号線に係る区域の削除および戦後の農地改革に係る緑地周辺の区域整理である。

さて、区域整理についてそれに至る当地の経過を概略述べる。当緑地では 第 2 章 2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代) にて述べたように第 2 次大戦中に国庫補助により取得した緑地用地のうち、戦時食糧増産の為などから耕作地とされ、戦後の農地改革の際自作農地として払い下げられた経過のある開拓農地が存在していた。ここで開拓農地とは大戦後の食糧難や、戦災者、海外引揚者、離職失業者等に対して緊急開拓施策として旧軍用地、国有地、買上げ民有地などへ入植を進めた際の対象土地で、未墾地や山林等を含むものである。名古屋市内でも志段味、小幡ヶ原、森孝、天白、鳴海などで行われ、大高緑地地区は都市公園用地 34.1ha が解放された。(「愛知県開拓史」愛知県、昭和 55 年 3 月より)

そして、昭和 37 年に愛知県は「大高緑地整備計画」を策定し、大高町や地元関係者に対し緑地事業について説明を行ったところ、地元関係権利者からは「やっと手に入れた農地等を買上げられるのは困る」との趣旨の約 200 名連署の嘆願書が提出され、それらの用地を含めた緑地区域の整理が必要とされていたため、今回(昭和 44 年)の変更で緑地の区域のうち環状 2 号線に係る変更区域を除く、北、西、南側の区域が全般的に若干ずつ削除整正する変更がされた。この事項は大高町合併に絡む墓苑の変更とも一部関連するとみられ、そのことは第 3 章 4(1)に記述した。

なお、この後大高緑地では昭和 53 年 1 月 25 日の左京山土地区画整理組合との関連の区域整正などの区域変更がされている。

勅使ヶ池緑地の変更は、都市計画道路(現平手豊明線)の経路と終点の変更に係る、区域の削除と追加である。

勅使ヶ池緑地の変更は、都市計画道路(現平手豊明線)の経路と終点の変更に係る、区域の削除と追加である。

昭和 44 年度末の緑地一覧を表 4 に示した。

表 4 都市計画緑地一覧 (昭和44年度末)

番号	名称	位置	告示年月日	告示番号	面積(ha)
第一号	戸田川緑地	港・中川区	33. 2.15	建 197号	59.5
第二号	横井山緑地	中 村 区	15.12. 7	内 622号	4.6
第三号	庄内緑地	西区・西枇杷島町	15.12. 7	内 622号	95.4
第四号	洗堰緑地	西区・北区	33. 2.15	建 197号	114.6
第五号	水分橋緑地	北・守山区	15.12. 7	内 622号	85.8
第六号	小幡緑地	守 山 区	15.12. 7	内 622号	226.8
第七号	猪高緑地	千 種 区	33. 2.15	建 197号	67.6
第八号	牧野ヶ池緑地	千種・昭和区	15.12. 7	内 622号	150.3
第九号	荒池緑地	昭 和 区	33. 2.15	建 197号	60.1
第十号	相生山緑地	◇	15.12. 7	内 622号	123.4
第十一号	大高緑地	緑 区	15.12. 7	内 622号	120.4
第十二号	勅使池緑地	◇	40. 1.27	建 128号	115.8
第十三号	天神橋緑地	守 山 区	41.10.13	建3406号	19.3
第十四号	矢田川橋緑地	守山・東・北区	41.10.13	建3406号	19.2
第十五号	宮前橋緑地	東 区	41.10.13	建3406号	11.4
第十六号	千代田橋緑地	守山・東・千種区	41.10.13	建3406号	24.7
第十七号	名西橋緑地	西区・西枇杷島町	42. 9. 7	建2834号	27.5
第十八号	天白川緑地	昭和・南・瑞穂区	42.12.15	建4263号	39.1
第十九号	枇杷島橋緑地	西・中村区	43.12.28	建4004号	52.8
第二十号	豊公橋緑地	中 村 区	43.12.28	建4004号	12.7
第二十一号	大正橋緑地	中村・中川区	43.12.28	建4004号	36.3
第二十二号	万場大橋緑地	◇	43.12.28	建4004号	48.9

第3章 墓地の都市計画

1 墓地の都市計画決定前の経過

都市計画法は昭和43年6月15日に大改正されたので、それ以降のものを新都市計画法、それ以前の大正8年4月5日に制定されたものを旧都市計画法とここではよぶ。旧都市計画法では、都市計画法施行令第21条(収用できる施設の指定)に「～墓地、火葬場～」の言葉があり、「墓地」も都市計画できるものとなっていた。しかし、名古屋市では墓地は戦前・戦中を通じて都市計画決定されていなかった。

あえて類似施設のことを言えば、忠霊塔という名称で第2次大戦中に戦死者のための施設を建設するため、昭和18年5月27日に東山公園北端部が追加変更され、公園整備として都市計画事業が実施された。さらに昭和19年1月26日にその区域を更に拡大変更し、都市計画事業が実施されている。

なお、実体としての墓地に関する設置維持管理等の法律である「墓地及び埋葬取締規則」(明治17年太政官布達第25号)や「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)などの経過、および墓地に関する都市計画の「標準」のことなども、「都市計画史Ⅱ」の「都市緑化編、第2章墓園」にゆずり、ここでは触れない。

さて、昭和22年5月6日に名古屋都市計画墓苑が2箇所決定されたが、その前後の経過などについてから述べたい。まず決定前に次のようなことがあった。

昭和21年3月に発表された「名古屋市復興計画の基本」の具体案が公表されていく過程での記事と思われるが、昭和21年8月30日付中部日本新聞の記事によれば、大見出しは「緑に蔽ふ大中京、公園都市へ構想成る」とし、内容としては「名古屋市では復興計画の一環をなす緑地計画はこのほど完成すでに復興院との下協議を終り復興委員会に提出することになったが」として主要な公園計画を紹介する中で、「海の公園と墓地公園」の小見出しの中で「墓地公園は千種区猫ヶ洞三十一万坪のほか、新しく中村区横井山十五万坪を加える。」とある。

同紙の同年9月5日に記事にも、「廃墟今や復興の大道へ」と題し、「大名古屋再建の大構想」として復興計画の計画区域、道路網、高速度鉄道、盛り場、商店街と住宅街、緑化計画、工業地帯、…と紹介されており、その「緑化計画」中には、「墓地公園 千種区猫ヶ洞三十一万坪のほか、中村区横井山十五万坪を加えて行楽参詣のできるようにする。」とある。

2 墓地の都市計画決定（3か所の墓地構想）

名古屋市の都市計画墓地の決定は、復興土地区画整理事業との関連が大変深い。しかし同事業のことは「名古屋都市計画史」(名古屋都市センター発行、平成11年3月、p299～p302 平和公園の項)に詳しいのでここでは詳細は触れないで進めたい。

さて、前項にも紹介した「名古屋市復興計画の基本」などを受け、かつ復興土地区画整理事業の動きもあわせ、墓地の都市計画案が作成され、昭和21年10月25日付で内閣総理大臣から都市計画愛知地方委員会(昭和22年1月23日開催)に付議された。その都市計画案は「名古屋復興都市計画公園及び墓苑決定の件」と題し、公園の廃止と決定並びに墓地を決定しようとするものであったが、その案のうち、墓地の計画案を以下に引用する。

「復興都市計画墓苑の部

第 1 都市計画墓苑番号(名称)位置、地積左の如し

番号 第 1 号(東墓苑)

位置 千種区田代町地内(別紙図面表示の通り)

地積 約 144.13「ヘクタール」 (この数字は上書き訂正し 114.05 と修正してあった;筆者注)

番号 第 2 号(西墓苑)

位置 中川区岩塚町横井町野田町、海部郡富田町地内(別紙図面表示の通り)

地積 約 20.46「ヘクタール」

番号 第 3 号(南墓苑)

位置 知多郡上野町大高町大府町地内(別紙図面表示の通り)

地積 約 72.60「ヘクタール」

そして、理由書のうち墓地に関する記述は

「なほ市内に於ける戦災墓地面積は約 155,000 坪に及び、之が整理移転のため、新たに郊外部に公園式墓苑を都市計画として決定し、近代都市にふさはしい施設整備を図らうとするものである。」(読点を加えた;筆者注)

となっている。この 3 墓苑構想のうち東および西墓苑は、前項で紹介した新聞記事の「大名古屋再建の大構想」に符合するもので、都市計画案は記事の「大構想」にさらに第 3 号南墓苑を加えた計画案となっている。しかし、どういう経過で第 3 号南墓苑が構想されたかはよく分からない。

また、昭和 22 年 1 月 23 日に開催された都市計画愛知地方委員会には、同時に「昭和 22 年 1 月 10 日戦復第 2463 号内閣総理大臣付議名古屋復興都市計画土地区画整理及び同事業変更の件」も付議された。この復興土地区画整理の変更は、復興土地区画整理区域内の墓地を東部丘陵地に移転するため、当該地 115.7ha を区画整理施行地に追加する内容を含むものであり、変更は同年 2 月 10 日告示された。これにより、第 1 号東墓苑の都市計画決定に先立ち、当該墓苑予定地が復興土地区画整理の区域に編入された。

公園及び墓地の決定告示は少し遅れ、昭和 22 年 5 月 6 日であったが、墓地について決定告示されたのは、委員会に付議された都市計画案から 1ヶ所が削除され、「第 1 号東墓苑 約 114.05ha」および「第 2 号南墓苑 約 72.60ha」の 2 墓地であった。

第 2 号(西墓苑)について決定手続中にどのような議論があったのか、都市計画地方委員会の議事録等の所在を発見していないので不明であるが、結果として第 2 号(西墓苑)は外され決定されなかった。

ちなみに第 2 号(西墓苑)の計画された位置は、当時計画されていた「1 庄内川緑地 1 横井山」の南隣、現在の町名では中村区横井二丁目、八社二丁目、中川区横前町あたりと推定される。したがって、西墓苑が決定されなかった背景には、隣接する横井山緑地について緑地の項で説明したように当時すでに農地解放の議論が始まっていたところであり、それが大きく影響した可能性が考えられる。

3 か所の墓地構想があったことを語る資料としてもう一つ挙げる。

名古屋市の復興区画整理事業にあたって、墓地移転は最大の課題であり、目玉でもあったが、その実現に大変功績のあった人のひとりに挙げられるのは、戦災復興墓地整理委員会の初代委員長も務めた

雲龍山乾徳寺住職の高間宗道師であろう。その高間氏の東墓園建設にかかわる論文²⁶が残されている。

その論文は昭和 22 年 4 月 8 日付のもので、「1 墓地移転の理由、2 墓地整理事業の概要、3 宗教平和公園の新構想、4 無言の墓地をして世界平和発祥の根源地たらしめよ！」以上の 4 章からなり、復興土地区画整理の中で墓地移転を成し、理想の墓地公園を建設しようと熱く語っているものである。その論の中の 1 節を引用する。

「～理想からすればこの際市内の寺院に付属する墓地その他市営墓地以外に散在するあらゆる墓地を網羅し整理するに越したことはないが、復興事業の限界及び移転経費充当財源等の関係から右のごとく限定せざるを得ないのである。墓地の移転予定地としては将来のものとして西部に於ては中川区横井山、南部に於ては市外大高町の緑地を予定しておくが早急の事業化が困難であるので此度の千種区田代町猫が洞東角新池元忠霊塔建設敷地背面に至る一帯の自然丘陵地 31 万 7 千余坪^{1ヶ所}といったしたのである。現地は一部には立派な松林や耕地もあるが大体小松其の他の灌木に蔽はれ、なだらかな起伏をもつ風光明媚な土地で云々」

というようなことであるが、この論文は書かれた日付から見て、墓地は都市計画の決定手続中で、復興土地区画整理は昭和 22 年 2 月 10 日の計画変更及び事業変更の告示直後のものである。その文中で、高間氏も東墓苑の他に、「中川区横井山」「大高町の緑地」(これが「大高緑地」を指すのか「南墓園」を指すのか、または「大高風致地区」といった広域の地域制緑地等を言っているのかは不明)の 2 か所に言及しているのである。そして高間氏が述べているように、当面は東墓苑に傾注するので、その他は将来のものとするとされたのである。それは、当初市内墓地の全面移転を考えていたものから戦災区域の墓地に限る方向に転換したため、移転先墓地の必要面積が東墓苑で足りることとなったのではないかと推定されるのである。都市計画の手続き中あるいは都市計画愛知地方委員会に於いてどのような議論があったのか分からないが、西墓苑は取止め、南墓苑はそのまま決定されたという事である。

3 東墓苑の変更(昭和 31 年度～昭和 33 年度)

東墓苑は当初決定以降昭和 44 年までに、昭和 31 年度、昭和 32 年度、昭和 33 年度の各年度に変更されている。

まず、昭和 32 年 3 月 23 日の変更は、その理由について計画書の決定理由書が見つからないので、戦災復興史を見ると、「都市計画墓園第 1 号東墓園(通称、平和公園)を、より総合的に整備し、充実させるために、町村合併(昭和 30 年 4 月施行)により、新たに市域となった隣接地 48,000 坪(15.9ha)を追加編入した。」²⁷ とある。おそらく東墓園の北園側に市内墓地をまとめて移転させる造成を行っていく中で、区域面積としても地形的にも旧猪高町側に広げる必要があったものと推定される。猪高町側が墓地拡張変更に応じるに至った理由などは不明である。

次に、昭和 32 年 9 月 24 日の変更は、昭和 30 年の市町村合併とそれに伴う昭和 31 年の名古屋都市計画区域の拡大により、多数の都市計画道路が追加され、そのうち墓地計画区域内を通過する 2 路線

²⁶ 論文は「名古屋市における宗教平和公園の建設について」名古屋市平和公園建設委員長 高間宗道」と題するもので、全文手書き、21 ページに及ぶものである。名古屋市市政資料館に所蔵されている。

²⁷ 「戦災復興史」昭和 59 年 3 月 30 日発行、名古屋市計画局 p57

(現在の都市計画名では 3.5.118 池内猪高線及び 3.4.123 猫ヶ洞藤森線)について墓地から削除したものである。なお、現計画道路名でいう 3.3.65 茶屋ヶ坂牛巻線については、昭和 22 年のころにはその前身となる都市計画道路の経過地が図面等で詳細には確定されていなかったかもしれないが、昭和 32 年時点では東墓苑の区域に猫ヶ洞池の南側で重なることは判明していたもの推定される。しかし、墓苑の区域からこのときは削除されていない。

昭和 33 年 12 月 13 日の変更は、同日に東山公園も変更されており、その説明の中で既に述べたように、当地区に東山工業高校を建設するために、東山公園とともに東墓園も削除したものである。以上 3 回の変更経過を図-24 に示した。

また、昭和 44 年には復興土地区画整理事業の施行区域から東墓園南部地区(概ね猫ヶ洞藤森線以南の区域)を除外する変更がされている。これは土地区画整理事業上の都合によるもので、都市計画墓地としては変更等されていない。

4 南墓苑の変更

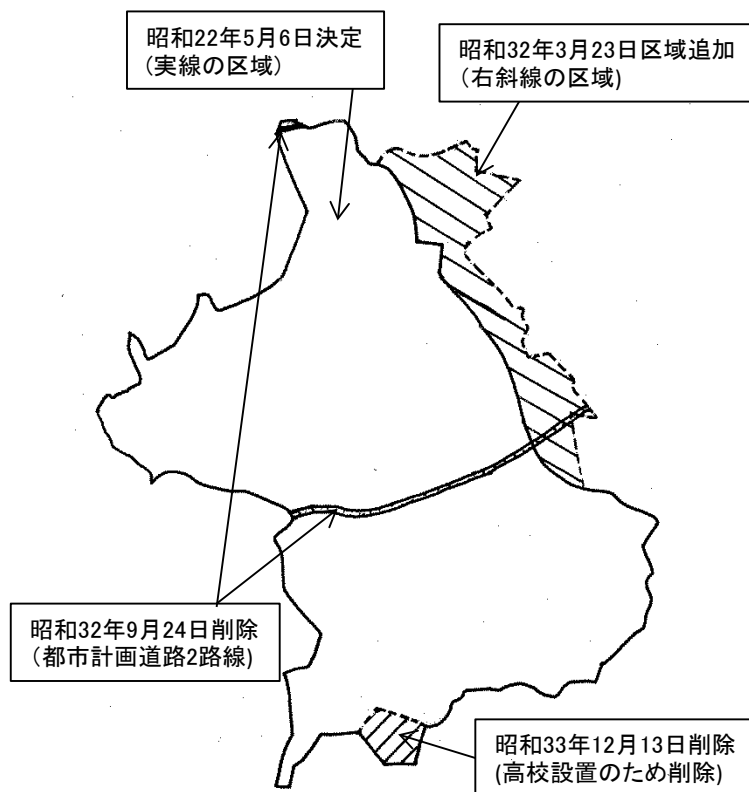
(1) 南墓苑の変更に至る経過

墓園変更と関係すると思われる、昭和 30 年代後半の大高町とその隣接の上野町の公園計画のことにから述べたい。

昭和 30 年代初め名古屋港では「名古屋港長期計画」を策定し²⁸、広大な海岸部の埋立てと重化学工業地化を図ることとし、昭和 34 年には東海製鉄が上野町に立地することも決まり、一帯の重化学コンビナート建設が進められはじめた。この動きに呼応したものではないか考えられるものとして、昭和 36 年 3 月 23 日に天白川を挟む名古屋市と対岸の、知多郡上野町の臨海部に決定されていた第 31 号港南公園(約 62.70ha)が廃止された。あわせて、同町内の内陸部に代替の 6 公園が決定された。ちなみに、大高町および知多郡上野町は昭和 14 年から名古屋都市計画区域である。

そして、昭和 37 年に大高緑地の都市計画緑地事業を進めている愛知県が、大高緑地について新たな緑地整備計画を策定し地元へ説明する中で、地元耕作者等から大高緑地の一部除外歎願の動きが起

図-24 第1号東墓苑区域変遷図



²⁸ 「名古屋港開港 100 年史」名古屋港管理組合、平成 20 年 3 月発行、p110

た。(第2章4(7) 昭和44年5月20日の変更の項参照)

同時期の昭和37年8月から9月にかけて、南墓苑についても、大高町長及び大高町議会から建設大臣、愛知県知事、都市計画愛知地方審議会会長など宛てに、南墓苑の変更・廃止の陳情書や要望書が提出された。その趣旨は、①墓苑の決定は町も町関係者もあずかり知らなかった。②墓園計画地は、町の発展のため土地利用上住居地として市街化する必要のある地区である。というものだった。

なお参考にこの頃の大高町の区域は約844haであるが、大高風致地区は約764.29ha(大高風致地区の区域は大高町と上野町にまたがっていたが、その面積内訳は不明である)であり、大高緑地は約168.92ha、南墓苑は約72.6ha(大高町分は約29.2ha)指定されていた。つまり、図面から見たおおよそではあるが、町の区域の約8割ほどが風致地区に指定され、また、町の区域の約23%が緑地と墓苑に指定されている状況となっていたという事である。

さて、以上のような状況の中で、大高町が名古屋市と昭和39年12月1日に合併するにあたって事前に15項目の合併協議事項が妥結しているが、その一つに南墓苑の廃止に関することが盛り込まれているので、以下に引用する

「14、南墓苑

昭和22年5月大高町地内に計画決定された南墓苑は、名古屋港東南部臨海工業地帯の急激な発展に伴い、墓苑として不適当と思われるにいたったので、関係機関との折衝を保ちつつ、名古屋市全体の都市計画とにらみあわせて廃止の処置をする。」²⁹

なお、この「廃止の処置」のことは、次項に述べる合併直後の昭和41年の南墓苑の都市計画道路分の削除変更時には未だ実現されず、さらに10年余を経過した昭和53年5月24日になって南墓苑は廃止された。それに至る経過は「都市計画史Ⅱ」都市緑化編 第2章墓園 に述べる。

(2) 昭和41年10月13日の変更

昭和41年10月13日の第2号南墓苑の変更は、昭和39年12月の大高町、有松町の名古屋市との合併に伴い都市計画全般が見直し追加されるなかで、都市計画道路(現計画道路名 3.4.94 西大高線)が南墓苑を縦断する形で決定されることにあわせ、墓苑区域から削除したものである。

²⁹ 「大高町史」大高町、昭和40年3月20日発行 pp58～60

第4章 風致地区

1 戦前の風致地区について

(1) 風致地区制度とは

風致地区は大正 8 年に制定された都市計画法に最初から規定されていた、わが国特有の地区制度である。³⁰ その風致地区について戦前に国が行った定義ないし解説には主に二つあり、一つが「都市計画法釈義」³¹ である。これは内務省都市計画局が大正 11 年 5 月に発行したもので、都市計画法全般及び各事項について解説している。この資料は入手しにくいものなので、以下に風致地区についての解説部分を引用する。

「イ 風致地区

風致地区は史蹟名勝、天然記念物等を保存する目的を以て指定せらるるものであって、之を自然の儘に放任するときは、土工を加えまたはその土地に相応せざる建築物等を建築して、為に風致を損じ歴史的価値を減殺するに至ることを虞れたる結果この制度が生れたのである。此のことは必ずしも都市計画法に抛らず史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8 年法律第 44 号)によって其の目的を達することが出来る。風致地区の効果に関しては法第 11 条において規定してある」(以上p83)

「風致地区又は風紀地区についても、単に之を指定するのみにて其の地区内に於ける建築物又は土地に関して制限する所がなければ、是れ亦指定の効果が甚だ薄弱と謂わねばならぬ……風致地区内にある建築物若は土地に関する工事又は権利に関し、都市計画上必要な制限を為し得ることを認めた所以は茲に在る(法第 11 条)」(以上pp85～86) (カタカナをひらがなにし、句読点を加えた;筆者注)

風致地区の定義の二つ目は、「都市計画調査資料及計画標準に関する件」(昭和 8 年内務次官通牒)である。これは手に入りやすい資料なのでここで引用は略すが、風致地区とは、イ、各種風景地、ロ、公園、社寺苑、水辺、林間など、ハ、史的、郷土的意義ある土地、ニ、樹木に富める土地、ホ、眺望地、ヘ、以上の土地の付近地、として、大正 11 年の解説に比べると、風致地区の指定対象をかなり広げている。

また、「風致」とは何かについては、内務省技師北村徳太郎が「都市公論」³² で論じたものがある。

(2) 八事保勝会について

名古屋市では、都市計画法に基づく風致地区指定以前、すでに現在の八事風致地区にあたる一帯に於いて豊かな樹林地や地形を保存しつつ宅地開発を進めていくという、八事保勝会の考えを明治時代末に発想し、「山林都市」を創作しようとする動きがあった。その後、その一帯では耕地整理組合や区画整理組合が設立され、実際に自然や地形を生かした開発整備が行われ、八事保勝会が設立され、その後八事風致協会と名称を変更し風致の保護などの活動が進められた経過があった。これらの詳しい経過は、例えば、「八事耕地整理の経過と土地区画整理に対する希望」笹原辰太郎(都市創作 3 巻 10 号大正 15 年 10 月)、「土地区画整理施行状況」小島浩(都市創作 1 巻 1 号大正 14 年 9 月)、「八事懷顧」木島

³⁰ 「日本公園緑地発達史」(上巻)佐藤昌、p474

³¹ 「都市計画法釈義」内務省都市計画局 大正 11 年 5 月 31 日発行 p83、pp.85～86 (国立国会図書館蔵書)

³² 「風致地区に就いて(其の 1)」(都市公論 10 巻 4 号 昭和 2 年 4 月 pp.2-7)

死馬(糸太郎)(都市創作 3 卷 10 号昭和 2 年 10 月)、「八事紹介」(都市創作 3 卷 11 号昭和 2 年 11 月) pp.68-90、「八事風致協会」(公園緑地 1 卷 5 号昭和 12 年 5 月)p18 などに詳しく、また「都市計画史Ⅱ」(都市緑化編、第 3 章都市緑化に係る地域地区)に記述するのでここでは略す。

2 戦前・戦中の風致地区の決定、追加及び規制について

(1) 風致地区の決定

昭和 14 年 2 月 24 日に名古屋都市計画風致地区 23 カ所、2,454.19ha (9,241,071 坪)が指定された。区域説明図として、昭和 17 年の変更の際の計画図が参考となるので、その図の部分拡大図を、図 25～27 に示した。なお、その全体図は巻末図集その 5 であるので参照されたい。

決定理由を要約すると、「名古屋市には社寺地、名勝地、旧蹟地など多く残されているがその中には鬱蒼たる樹林に富めるものや、風光明媚な景勝地も多い。殊に断夫山、名古屋城、東山八事一帯の樹林など、優れたものがある。一方近代産業都市としての発展は急激なものがあり、風致ある樹林の滅却の恐れも多いため、風致地区を指定し、風致維持に影響ある行為を取締り、市民の保健衛生並びに情操教化に資するものである。」といったものである。

決定された風致地区の内、第 18 号丸山は都市計画公園を区域に含まず、また、第 3 号松蔭、第 9 号名古屋城は公園予定地ないし準公園を含む区域であったが、その 3 地区以外の 20 カ所はすべて都市計画公園を含むものだった。また、第 15 号城山、第 16 号東山、第 19 号萩山の 3 箇所は当時の名古屋市の東部丘陵地の

図-25 名古屋都市計画風致地区(昭和14年決定)部分図
昭和17年の都市計画変更案付図より切り取った部分図である。
全体図は巻末図集その5参照



図-26 名古屋都市計画風致地区(昭和14年決定)部分図
昭和17年の都市計画変更案付図より切り取った部分図である



ほとんどを蔽う形の広域な風致地区であった。

なお、愛知県内で名古屋都市計画風致地区の決定は、豊橋都市計画区域(昭 11.6.10 決定、昭 16.9.3 追加)、刈谷都市計画区域(昭 12.4.9 決定)に次ぐ決定である。県内で戦前・戦中の期間においては、他に津島都市計画区域(昭 14.5.25 決定)、岡崎都市計画区域(昭 16.9.4 決定)で風致地区が決定された。

名古屋都市計画区域での風致地区決定の、決定理由書には表現していないもう一つの動機がある。それは前掲の決定理由の最後のくだりの「取締り」という言葉に込められたものである。

名古屋都市計画区域では全国に先駆け公園系統の考え方で24か所の都市計画公園を決定したが、決定後10数年経過してもほとんどの公園で都市計画事業の見通しは立たず、名古屋市には公園整備費も無く、都市計画法には都市計画施設の事業決定前の建築規制条項はなかった。建築規制は、昭和16年1月になって初めて都市計画法

第11条ノ2および同施行令第11条ノ2として改正施行されている。従って、愛知県(都市計画愛知地方委員会)では県独自の建築規制指導を行っていたが、それに上乘せし、あるいは規制の裏付けを得るために、風致地区を指定し建築等の行為の規制を行いたいと考えていた。このことについて当時都市計画愛知地方委員会技師の石神甲子郎がこのように論じている。

「公園指定後満10年以上を経て、市当局の公園事業の進展が、すこぶる遅々たるものがあるので、公園指定地内地主に不平の声多く、公園指定地再吟味問題もあるが、指定地の変更等は大きな問題であって、目下のところ公園指定地はことごとく、近く指定せらるべき名古屋風致地区の地域に編入して、取締りの便法としたいと思つて居る。」³³

この方針もあって昭和14年の風致地区決定となった結果、昭和14年時点の都市計画公園24カ所の内、第20号(熱田)公園(熱田神宮の外周を決定した公園)、第25号(鳴尾)公園(海浜公園である)を除く22公園が風致地区の決定区域に含まれ、その規制を受けることになった。

図-27 名古屋都市計画風致地区(昭和14年決定)部分図
昭和17年の都市計画変更案付図より切り取った部分図である



³³ 「名古屋都市計画公園指定の効果」石神甲子郎、「造園雑誌」第3巻第3号、昭和11年12月

(2) 風致地区の規制

愛知県の風致地区に於いては、「風致地区取締規則」(昭和 11 年 8 月 4 日県令第 58 号)及び「告示第 818 号」により、風致地区内での許可対象行為と許可申請手続き、行為完了手続き、罰則など、及び前記規則中許可不要行為を規定し取締りが実施されている。(巻末資料その 1 参照)

風致地区の取締実施にあたり京都府や神奈川県などでは、規則中に段階規制を定めていたが、愛知県での実情はこれまで詳細は不明だった。しかし、本執筆にあたっての調査で、「戦災地復興計画基本方針等資料 昭和 20 年乃至同 21 年」と題する名古屋市の資料集を確認でき、その資料中に「風致地区取扱に関する標準」という名称の、風致地区の具体的な許可基準や、4 段階に分けた区域分け、4 段階毎の許可基準などを規定する「標準」の存在が確認できた。おそらく、戦前に運用されていたものの写しと思われるものであるが、愛知県における風致地区の運用の一端を知る参考資料として、全文を次ページに表-5 として紹介する。

さて、この「標準」の規定では、建築物は 3 階建て以上は不許可とし、地区を 4 段階に区域分けするうちの「保護区域」は緑地施設以外の行為は不許可、「特別区域」、「普通区域」、「緩和区域」は順に規制が緩くなり、「空地保留」制度を規定しそれぞれ 7 割、6 割、5 割に指定し、事実上の建ぺい率指定を行うものであった。しかし、各区域がどこに指定されていたのかを表す位置乃至図面は見つかっていない。但し文面から見て「保護区域」は主に都市計画公園区域を中心に指定されていたのではないかと推定でき、これが都市計画公園の規制の裏付けとなっていたのではないかと考えられる。

(3) 風致地区の追加(昭和 17 年)

昭和 17 年 3 月 13 日には、当時市域外であったが名古屋都市計画区域に入っていた猪高村、天白村、大高町、上野町(現東海市の一部)の区域に、猪高、植田、相生山、大高、上野の 5 風致地区、合計約 3,286.58ha を追加した。区域は 巻末図集その 4 及びその 5 に示したように、従来の東山丘陵地のもう一つ東側の丘陵地、および大高から上野町に広がる南部丘陵地を広域に指定したものである。

決定理由は、名古屋都市計画区域は昭和 14 年 5 月 17 日に名古屋市に加え西春日井郡西枇杷島町、愛知郡天白村、同猪高村、知多郡大高町、同上野村の区域となっていたため、編入区域における社寺、名勝、旧蹟地その他樹林に富み風光明媚の景勝地を追加するものであるとなっている。しかし、昭和 15 年 12 月 7 日に決定した都市計画緑地 5 緑地の内、河川敷地である庄内川緑地とほぼ国有地であった小幡緑地を除く、牧野ヶ池、相生山、大高(但し大高緑地の内、鳴海町に属する区域は風致地区決定区域に入っていないので、風致地区外と思われる)の各緑地を守り規制する意図もあったものではないかと推定される。

なお、風致地区ごとの変更経緯は表-6 にまとめたので参照されたい。

表－5 「風致地区取扱に関する標準」の写し

(昭和 11 年 8 月 4 日県令第 58 号風致地区取締規則に付属のもの)

本表は「昭和 20,21 年」の資料集に、昭和 11 年の「風致地区取締規則」の付属として収められていたものの内容を写したもので、元の資料は名古屋市用箋に手書きのものである。(カタカナ表記をひらがな表記に改め、漢字もいくつか改めた;筆者)

風致地区取扱に関する標準

1. 風致地区取扱標準左の如く定む

但し風致上支障なきものは此の限りに非ず

1. 風致に影響を及ぼす行為には補償として植樹せしむ
2. 広告物、看板類は不許可とす
3. 意匠、配色、形状、材料等にして風致維持上支障ありと認むる施設は不許可とす
4. 煤煙、騒音、悪臭、有毒瓦斯、有毒廃液等発生の工作物は不許可とす
5. 階数三階以上の建築物は不許可とす

2. 風致地区を左の如く区分す

1. 保護区域 社寺境内、史跡名勝地、保安林、公園、遊園地、運動場及之等予定地等
2. 特別区域 風致景勝優良部分
3. 普通区域 風致地区内一般部分
4. 緩和区域 取締を緩和すべき市街部分

3. 各区域の取扱を左の如く定む

但し従前よりの利用並に之が附属的施設若は特別なる理由あるものは此の限りに非ず

1. 保護区域(現況保存及緑地施設を目的とする区域)

- イ. 緑地施設関係以外の工作物は不許可
- ロ. 緑地施設関係以外の土地開墾、掘鑿及水面埋立は不許可とす
- ハ. 緑地施設関係以外の竹木、土石類採取は不許可とす

2. 特別区域(個人利用を認むるも風致維持上留意すべき区域)

- イ. 樹木皆伐は不許可とす
- ロ. 空地保留は七割とす
- ハ. 土地の開墾、掘鑿、水面埋立、竹木土石類の採集は許可を厳にし跡地処理に十分留意せしむること

3. 普通区域(風致地区内一般区域)

- イ. 土地の開墾、掘鑿、水面埋立、竹木土石類の採集許可は跡地処理を適宜考慮せしむること
- ロ. 空地保留は六割とす

4. 緩和区域(市街地密住区域)

- イ. 空地保留は五割とす
但し市街地建築物法空地制限迄は許可する事を得
- ロ. 風致地区取締規則適用も成可く緩和す

3 戦後の風致地区について

(1) 戦後から昭和 31 年の見直しまで

第 2 次大戦も半ばとなった昭和 18 年に、風致地区の規制取締は停止された。すなわち、「都市計画法及同法施行令戦時特例」(昭和 18 年 12 月 27 日勅令第 941 号)第 3 条に基づく昭和 19 年 1 月県令第 5 号により愛知県ではその取締規則の適用を停止し、その停止は戦後においても、昭和 21 年勅令第 153 号都市計画法及同法施行令臨時特例第 3 条によって継承されたが、昭和 21 年 10 月 12 日勅令第 476 号で同特例の第 3 条が削除され、昭和 21 年県令第 111 号により昭和 21 年 12 月 7 日からその適用が復活した。名古屋市では大戦中、市街地内の都市計画公園は空襲などで相当にその相貌を変えたが、戦災区域内の風致地区も同様であったことは想像に難くない。従って戦後風致地区の取締りが復活したのちに、名古屋市でどのような規制や取締りが行われたのか知りたいが、記録は見つからない。

都市計画緑地が昭和 30 年代に入ってから本格見直しされたと同様に、名古屋都市計画風致地区が大戦後に見直し変更されるのは昭和 30 年代に入ってからである。

風致地区の見直しが遅れた理由として考えられるのは、おそらく昭和 20 年代前半は戦災により焼失等した地域も多く戦災復興にかかりきりであったろうし、昭和 20 年代終わりごろには、名古屋市の市域の範囲(つまり市町村合併の範囲のこと)や、大都市制度としての政令指定都市としての権限の範囲なども様々に議論されていた時であり、愛知県と名古屋市あるいは名古屋市周辺市町村との話し合いや調整が進められていたためであろう。その中で風致地区のように市域内外にわたる都市計画は、緑地の見直しと同様広域の課題として検討されていたものと考えられる。

更に、風致地区および都市計画緑地に大きく関連する制度として緑地地域があった。緑地地域のことおよび名古屋市における検討経過は、第 2 章緑地の都市計画 2 戦後の緑地の計画(昭和 20 年代)に述べたので繰り返しになるが、緑地地域は「特別都市計画法」(昭和 21 年法律第 19 号)に規定された制度で、「防空法」(昭和 12 年法律第 47 号、昭和 21 年法律第 2 号で廃止)に定める防空空地帯の代替として考えられ、建ぺい率 1 割に抑えるなどし農耕地として都市周辺を圍繞しようとする制度だった。³⁴ 名古屋市においても緑地地域の指定が昭和 30 年代初めまで具体的に検討されていたが、愛知県との調整や周辺市町村との関係などから結果として指定されなかった。

風致地区、都市計画緑地、緑地地域の三者は緑に関連し、名古屋市のみにとどまらない広域都市計画であることから、市町村合併の方向が定まり、政令指定市制度もできるなかで方向性が定まり、緑地地域の指定断念と、都市計画緑地だけにとどまらず都市計画公園も含めた全体見直し再検討の開始、及び風致地区の見直しを進めることとなり、同時に風致地区の取締り事務や都市計画公園緑地内の建築規制事務などが名古屋市に委譲されるという、昭和 30 年代前半の一連の流れとなったものと思われる。

(2) 戦後第 1 回目の見直し(昭和 31 年 8 月 11 日の変更)

昭和 31 年になり戦後第 1 回目の風致地区の見直し変更が行われた。このときは、名古屋市が政令指定都市となり県から都市計画規制事務等の委譲を受ける直前であったためか、次回の昭和 33 年の変更と比較すると小幅な見直しとなっている。

³⁴ 「日本公園緑地発達史」(上巻)佐藤昌 1977.1 発行より

都市計画の理由書によると「指定以来現在に至るまでの間の長年月の経過及び戦災並びに戦災復興事業により街路及び公園等の都市施設の変更が行なわれた等の事情があつて風致の損傷したものが少なくないので既定の風致地区全般について再検討した」とある。都市計画変更の区域は、巻末図集その6に変更計画図を掲げたので参照されたい。

主な変更内容は、第6号横井山、第10号押切、第11号庄内の3風致地区は廃止し、第1号～第5号、第7号～第9号、第12号～第23号までの20地区について、区域をほぼ同じないし半減までに様々に見直した。第4号荒子は面積は約3割減少だが、区域は荒子観音を含む南側の地区から、荒子観音を含む北側の新しい都市計画公園の区域(図-17 第7号荒子公園区域変遷図 参照)に変更された。そして、第1号鴨浦、第5号篠原、第20号熱田は名称も見直し、順に稲永、松蔭、断夫山に変更された。そして新たに熱田神宮の区域を第29号熱田神宮風致地区として追加した。廃止した3地区のうち、押切は戦災による市街地の焼失と復興土地区画整理事業実施による理由が特に大きかったものと思われ、横井山、庄内は緑地の章で述べた農地改革関連が大きかったのかと推定される。

なお、昭和17年に追加の、当時名古屋市周辺町村であつた区域に指定された、第24号猪高から第28号上野までの5風致地区は見直し変更はされなかった。

(3) 風致地区規制事務の委(移)譲

地方自治法の一部改正(昭和31年法律第147号)により昭和31年9月1日同法施行令の施行により名古屋市は政令指定都市となり、都市計画事務の一部も県から移譲された。それに従い名古屋市は昭和31年11月1日に「名古屋市風致地区取締規則」昭和31年名古屋市規則第61号)を制定施行した。

この規則を制定するときの市の記録によれば、制定する規則は、公布前に建設大臣の認可を受ける必要があり、その認可にあたって、「今般の事務移譲は愛知県で施行されていた条例、規則及びこの事務取扱を準用する建前になっており・・・」とあり、基本的に県が行っていた規制取締事務を、名古屋市はそのまま引き継いだものとみられる。

規則等についての県と市の主な相違点は、準用すべき県規則は「第1条 本令は都市計画法第10条第2項の規定に依り指定せられたる風致地区に之を適用す」となっているのに対し、市規則では「第1条 この規則は、都市計画法施行令(大正8年勅令第482号)第13条の規定に基き、風致地区内における風致維持に影響を及ぼすおそれのある行為の制限に関し必要な事項について定めることを目的とする」とある点で、その他はほぼ同じである。また、「許可を要しない事項」について県告示では、第6項、第7項で森林法関係の条項となっていたが、名古屋市告示ではその内容は削除され、第6項に非常災害の応急措置に関する規定が追加されている。

前項で紹介した愛知県の「風致地区取扱に関する標準」も、昭和31年時点では大幅に改正されていた様子である。改正経過や、各区域の適用関係など具体的な運用関係が不明なので、**巻末資料その2**として「写し」を掲げるにとどめる。

(4) 戦後第2回目の見直し(昭和33年10月3日)

昭和43年改正以前の都市計画法では、都市計画の決定は主務大臣が行い内閣が認可するものであり、

県は行政庁としてその手続き事務を執り、また、県は都市計画審議会令(大正 8 年、勅令第 483 号)に基づき都市計画愛知地方審議会を置き、幹事として庶務を行っていたものである。従って、地方自治法の改正による指定都市制度施行により行われた都市計画事務の委譲事務以外に、都市計画決定手続きにおいて、委譲前と比べ何か名古屋市に事務が任されることがあったのか、あるいは以前と変わらなかったのか具体的には不明である。しかし、公園緑地の本格的見直しを、実態として名古屋市が主体となって昭和 32 年に行ない、それを受けた公園緑地の変更等の決定告示が昭和 33 年 2 月 15 日に行われていることから、その約半年後に告示された風致地区の見直し変更等も、名古屋市がより積極的に都市計画にかかわり、市の考えを基調とする計画となったものではないかと考えられる。

昭和 33 年 10 月 3 日の風致地区変更、追加並びに廃止の理由書では「本市の風致地区は昭和 31 年に地区の一部を変更したが、その後の人口増加とともに、土地の市街化がいちぢるしいので、再検討の結果本案のように一部を変更し、一部を廃止し、新たに地区を追加し、都市の環境保全に備へようとするものである」とある。

まず、廃止されたのは第 1 号稲永、第 2 号土古、第 4 号荒子、第 5 号松葉、第 7 号中村、第 8 号白川、第 12 号志賀、第 23 号道德の各風致地区である。いずれも核となる公園が既に整備されたか整備の目途がたっていたと思われる地区で、概ね市街地内にある風致地区である。

地積変更により地区指定が継続されたもののうち、第 3 号松蔭、第 6 号建中寺、第 8 号木崎、第 18 号笠寺、第 19 号呼続、第 22 号鶴舞について若干の区域変更を伴いながらも地区指定が継続されたのは、市街地内にあるが、核となる都市計画公園の整備状況が進んでいなかったためであろうか。

第 21 号断夫山は都市計画公園第 138 号熱田公園とほぼ同一区域である。

第 4 号名古屋城、第 9 号丸山、第 10 号城山、第 12 号猪高、第 13 号東山、第 14 号植田、第 15 号萩山、第 17 号相生山、第 20 号熱田神宮は区域の 1 割程度までの拡大ないし縮小と番号変更であった。

そして新たに追加されたうち、第 1 号新茶屋川、第 2 号戸田川、第 5 号洗堰、第 16 号天白は、この風致地区変更の約半年前の昭和 33 年 2 月に追加された新茶屋川公園、戸田川緑地、洗堰緑地、天白公園と荒池緑地を核とし、第 7 号葵は昭和 22 年に決定された葵公園を核とする地区である。

また、第 11 号猪子石は、第 10 号城山地区と第 12 号猪高地区に挟まれた地区であって両地区の間を埋める将来一般市街地となるべき地区に指定された。これで現名東区の区域の大半は風致地区指定地区内となることとなった。

なお、大高町、上野町にまたがる第 27 号大高及び第 28 号上野の 2 風致地区は変更なしでそのまま存続した。

昭和 33 年の都市計画変更後の風致地区の区域図は、「名古屋都市計画史 図集編」(名古屋都市センター、平成 11 年、pp77～78)を参照されたい。

なお、昭和 14 年当初決定から、旧都市計画法時の最後の変更である昭和 33 年の変更に至る風致地区の経緯を表-6 に掲げた。

表一6 風致地区の決定、変更、追加、廃止の経過

決定、 内務省告示第77号 昭和14年2月24日			追加、 内務省告示第152号 昭和17年3月13日			名称・区域変更、追加及び廃止 建設省告示第1242号 昭和31年8月11日			番号・地積変更、追加及び廃止 建設省告示第1668号 昭和33年10月13日					
番号	名称	地積 (約,ha)	番号	名称	地積 (約,ha)	摘要	番号	名称	地積 (約,ha)	摘要	番号	名称	地積 (約,ha)	摘要
1	鴨浦	48.67	→				1	稲永	30.47	名称,区域	1	廃止		
2	土古	7.99	→				2	土古	7.92	区域	2	廃止		
3	松蔭	13.51	→				3	松蔭	7.07	〃	3	松蔭	7.15	地積
4	荒子	11.42	→				4	荒子	7.71	〃	4	廃止		
5	篠原	5.95	→				5	松葉	5.94	名称,区域	5	廃止		
6	横井山	30.06	→				6	廃止						
7	中村	20.86	→				7	中村	20.38	区域	7	廃止		
8	白川	7.34	→				8	白川	13.64	〃	8	廃止		
9	名古屋城	171.23	→				9	名古屋城	146.81	〃	4	名古屋城	145.93	番号、地積
10	押切	10.31	→				10	廃止						
11	庄内	32.72	→				11	廃止						
12	志賀	11.34	→				12	志賀	7.89	区域	12	廃止		
13	建中寺	11.63	→				13	建中寺	4.75	〃	6	建中寺	4.85	番号、地積
14	木崎	11.65	→				14	木崎	11.40	〃	8	木崎	5.22	番号、地積
15	城山	677.36	→				15	城山	616.80	〃	10	城山	711.27	番号、地積
16	東山	743.82	→				16	東山	695.52	〃	13	東山	818.28	番号、地積
17	鶴舞	33.85	→				17	鶴舞	46.65	〃	22	鶴舞	47.65	
18	丸山	48.51	→				18	丸山	40.23	〃	9	丸山	40.73	番号、地積
19	萩山	487.04	→				19	萩山	446.10	〃	15	萩山	420.29	
20	熱田	13.22	→				20	断夫山	7.58	名称,区域	21	断夫山	7.98	
21	呼続	13.93	→				21	呼続	9.87	区域	19	呼続	8.77	
22	笠寺	28.43	→				22	笠寺	23.50	〃	18	笠寺	12.71	
23	道德	13.26	→				23	道德	8.45	〃	23	廃止		
			24	猪高	752.72	追加	→				12	猪高	698.28	番号、地積
			25	植田	804.29	〃	→				14	植田	491.51	番号、地積
			26	相生山	280.99	〃	→				17	相生山	314.65	
			27	大高	764.29	〃	→				→			
			28	上野	684.29	〃	→				→			
							29	熱田神宮	19.22	追加	20	熱田神宮	21.50	番号、地積
											1	新茶屋川	17.07	追加
											2	戸田川	64.78	追加
											5	洗堰	49.08	追加
											7	葵	6.90	追加
											11	猪子石	389.23	追加
											16	天白	418.49	追加

注: 矢印(→) は変更無しを表す

注: 矢印(→)は変更無しを表す

(5) その後の風致地区の状況

戦前の名古屋風致地区を見ると大きくいくつかのタイプに分けられる。

- その 1. その地区に風致ある自然や史跡などがあり、その自然や史跡を保護するための目的とともに、その地区に指定された都市計画公園を実現するための規制手段として指定された地区

その 2. 八事保勝会などの歴史をもつ、地区に優れた地形自然等が存在し、それを生かした開発が行われた地区について、そのまま良好な住環境を形成しようとしていた地区

その 3. 都市の外周部に設ける緑地帯としての機能を持つ緑地(主に防空緑地の発想で定められた)を補完する機能を持つ地区

以上の 3 種類は、地区により明確に分類できるものも、複数の性格を併せ持つものもあると考えられる。

さて、昭和 30 年代前半に風致地区が全般的に見直し変更されたが、それ以降を概観すると、その 1 の性格が以前よりは弱まった印象を受ける。

では、現名東区や現天白区に昭和 30 年代新たに指定された地区はどのような意図で指定され、その意図をどう実現しようとしたのであろうか。風致地区の指導に関する具体的基準などは残されていない。

一方で、第 11 号猪子石、第 12 号猪高、第 14 号植田、第 16 号天白、第 17 号相生山の 5 風致地区の区域内で、風致地区が決定された昭和 33 年 10 月から、昭和 45 年 4 月に風致地区取締規則が廃止され条例に移行するまでの約 12 年間に、設立認可された土地区画整理組合は 20 組合である。更に、その 20 組合の区域はそれら 5 風致地区の区域のうち、都市計画公園緑地の区域を除いたほぼ全域である。このことは、仮説として、昭和 33 年の猪子石、猪高などの風致地区指定は、当面の開発を抑制しつつ、良好な開発計画が出た場合にはその開発指導を行うための手段として指定したものとも考えられる。

それでなければ、風致地区指定をしながらこのように積極的に宅地開発計画を誘導し、更に、昭和 45 年 6 月 15 日の新都市計画法に基づく風致地区の見直しに於いては、上記 5 風致地区の区域について都市計画緑地および都市計画公園(明德公園)の区域を除くほぼ全域を風致地区から削除してしまっている理由が見つからない。

付記すると、昭和 45 年の新都市計画法による風致地区見直しでは、新茶屋川、戸田川、松蔭、建中寺、葵、木崎、笠寺、呼続、断夫山、鶴舞といった都市計画公園緑地と重複する形の風致地区も廃止されている。

年表、資料、図集

年表その1 公園・緑地・風致地区の決定・変更(大正～昭和20年8月まで)

種別	告示番号 (内務省告示)	告示 年月日	計 画 内 容 (カッコ内数字は変更後の面積 単位: 約 ha)	計画理由、説明等
公園	公告 内閣総理大臣臨時代理 内務大臣 若槻礼次郎	大正15年 1月28日	第1号(鴨浦)(100,000坪)、第2号(土古)(24,000坪)、第3号(小碓)(18,800坪)、第4号(荒子)(11,000坪)、第5号(篠原)(18,000坪)、第6号(横井山)(52,300坪)、第7号(中村)(32,600坪)、第8号(白川)(22,200坪)、第10号(押切)(10,500坪)、第11号(庄内)(44,400坪)、第12号(志賀)(23,900坪)、第13号(建中寺)(34,500坪)、第14号(長母寺)(28,600坪)、第15号(城山)(39,600坪)、第16号(東山)(810,000坪)、第17号(鶴舞)(105,000坪)、第18号(萩山)(73,300坪)、第19号(田光)(28,300坪)、第20号(熱田)(19,600坪)、第21号(断夫山)(22,500坪)、第22号(呼続)(26,600坪)、第23号(笠寺)(13,800坪)、第24号(道德)(25,600坪)、第25号(鳴尾)(110,000坪) 以上の24公園の決定。	(要約) 都市将来の健全な発達に備えるため公園計画を定める。位置は現状や周囲の状況、地域制、道路、運河の計画を考慮し、水辺、樹林地、神苑地、史蹟、名勝地あるいは市街地内で公園とするに適当な土地であること。分布は、いずれかの公園に約半里(約2km)以内で到達できるようにする。計画区域に対し約3.4%強、予想人口に対しては一人当たり1.4坪弱(約4.6㎡)とし、公園の種類は自然公園1カ所、5万坪(約17ha) 以上のもの5カ所、1万坪(約3ha) 以上のもの19カ所とする。今回の計画は公園系統上の根幹となる1万坪以上のものにとどめ、将来小公園を配備する。
公園	第600号	昭和12年 10月8日	第18号(萩山)の面積を59,500坪に縮小変更する。第19号(田光)の位置を変更し運動公園とし、面積を15.6ha(約47,445坪)とする。	従来瑞穂耕地整理組合区域に計画していた第19号(田光)公園は実現不可能となったが、総合運動公園の設置は急を要するため、第18号付近(現瑞穂公園南半分あたり)に変更する。併せて第18号公園の区域を縮小する。
風致地区	第77号	昭和14年 2月24日	1.鴨浦(48.76ha) 2.土古(7.99ha) 3.松蔭(13.51ha) 4.荒子(11.42ha) 5.篠原(5.95ha) 6.横井山(30.06ha) 7.中村(20.86ha) 8.白川(7.34ha) 9.名古屋城(171.23ha) 10.押切(10.31ha) 11.庄内(32.72ha) 12.志賀(11.34ha) 13.建中寺(11.63ha) 14.木崎(11.65ha) 15.城山(677.36ha) 16.東山(743.82ha) 17.鶴舞(33.85ha) 18.丸山(48.51ha) 19.萩山(487.04ha) 20.熱田(13.22ha) 21.呼続(13.93ha) 22.笠寺(28.43ha) 23.道德(13.26ha) 以上23地区の決定	(要約)名古屋市の古来東西文化の中間で産業交通軍事上枢要地であるが、社寺地、名勝地、旧蹟地として残るものが多く、中には鬱蒼たる樹林に富める所や風光明媚な景勝地などが存する。殊に、断夫山、名古屋城、東山八事一帯の樹林など優れた場所がある。しかし、近代産業都市である名古屋市の産業隆昌は急激であり、風致ある樹林の滅却せらるる虞が多い。依って風致地区を指定し、風致維持に影響ある行為を取締り、市民の保健衛生と情操教化に資したい。
公園	第363号	昭和14年 6月24日	第21号(断夫山、別名熱田神宮) 7.4haを8.5haに拡大変更 第26号(高蔵)1.2ha、3,500坪追加決定	紀元2600年記念熱田神宮系域整備事業のための変更と追加である
公園	第485号	昭和14年 10月11日	第1号(鴨浦、別名稲永)33.04haを40.0haに拡大変更	防空公園として整備を進めるため変更
公園	第427号	昭和15年 7月18日	第16号(東山) 267.77haから312.3haに変更(39.7ha削除、83.3ha追加(差引不整合))	防空緑地公園事業のため変更
公園	第517号	昭和15年 9月24日	第27号(宮ノ腰)0.9haの追加	北部重工業地帯の防空防護のため追加
公園	第617号	昭和15年 12月7日	第6号(横井山)、第11号(庄内)の全面削除 第20号(熱田)の一部削除(6.5haから2.8haへ)	第6号、第11号は公園から削除し緑地として決定 第20号は熱田神宮奉賛会事業の熱田神宮境域拡張と都市計画街路のため一部削除
緑地	第622号	昭和15年 12月7日	1.庄内川緑地 1横井山 33.06ha、2庄内 79.33ha、3水分橋 52.89ha、2.小幡緑地 165.28ha、3.牧野ヶ池緑地 190.41ha、4.相生山緑地 125.62ha、5.大高緑地 179.5ha 以上5緑地の決定	名古屋市の環状緑地帯造成のために防空緑地として、また、平時は市民の保健休養体位向上のために決定
公園	第303号	昭和16年 5月19日	第28号(県庁舎跡、または栄) 3.6ha	本市中枢部に防空防護防災及び市民の体位向上保健慰楽のために追加
風致地区	第152号	昭和17年 3月13日	24.猪高 752.72ha、25.植田 804.29ha、26.相生山 280.99ha、27.大高 764.29ha、28.上野 684.29ha 以上5風致地区の追加	名古屋都市計画区域拡張に伴い、猪高村、天白村、大高町、上野町に於いて追加指定する
公園	第688号	昭和17年 11月21日	第18号萩山 削除・追加変更(19.6haから19.67haへ) 第19号運動 追加変更(15.6haから18.99haへ) 第22号呼続 一部削除(8.80haから7.72haへ)	第18号及び第22号は道路新設に伴う削除と追加。 第19号は第18号と連続する部分の追加
公園	第389号	昭和18年 5月27日	第16号(東山) 一部追加(312.30haから313.75haへ)	忠霊塔建設関連の変更
公園	第21号	昭和19年 1月26日	第16号(東山) 一部追加(313.75haから316.07haへ)	忠霊塔建設関連の変更
公園	第100号	昭和20年 4月9日	第19号 運動 一部追加(18.99haから23.11haへ)	南東部を追加したものと考えられる(詳細区域不明)
緑地	第102号	昭和20年 4月9日	1.庄内川緑地 1横井山 区域変更(33.06haから18.18haへ)、2.小幡緑地 区域拡大(165.28haから232.39haへ)、3.牧野ヶ池緑地 縮小(190.41haから150.74haへ)、5.大高緑地 変更(179.5haから168.92haへ)	横井山は河川区域を削除し一般田畑地を追加したものとされる。 小幡、牧野ヶ池、大高の変更区域は不明

年表その2 公園・緑地・墓地・風致地区の決定・変更(戦後～昭和44年まで)

公園	緑地	墓地	風致	告示番号	年月日(昭和)	計画内容 (カッコ内数字は変更後の面積 単位:約 ha)	計画理由等
●				戦復院 69	22.5.6	1号稲永(39.93)、2号港(5.61)、3号土古(7.92)、4号宝浦(9.50)、5号松陰(5.43)、6号昭和橋(7.00)、7号荒子(7.71)、8号松葉(5.94)、9号米野(6.07)、10号中村(10.76)、11号押切(4.85)、12号志賀(7.89)、13号名城(130.02)、14号葵(7.19)、15号木崎(9.44)、16号白川(13.64)、17号栄(8.25)、18号千種(39.60)、19号城山(13.07)、20号東山(315.51)、21号川名(3.86)、22号鶴舞(40.43)、23号高蔵(1.16)、24号白鳥(18.91)、25号熱田(5.45)、26号滝子(8.09)、27号瑞穂(41.91)、28号呼続(9.87)、29号笠寺(24.49)、30号道徳(8.45)、31号港南(62.70)、以上の31公園の決定。 既定都市計画公園の廃止	新都市構成上必要な31公園を全市に亘り新に復興都市計画として決定するものである。 大正15年から昭和20年までに決定された公園計画は全て一旦廃止された。 (新しい公園には、以前の計画公園区域と一部ないし全部重複するものもある。なお、都市計画決定計画図が確認できないため詳細区域不明の公園がある)
		●				第1号東墓苑(114.05)、第2号南墓苑(72.6、名古屋市、上野町、大高町、大府町)の決定	市内の戦災墓地は約155,000坪に及び、之が整理移転のため郊外部に公園式墓苑を決定し、近代都市にふさわしい施設整備を図ろうとするものである。
●				戦復院 77	22.5.27	第10号中村公園の一部削除(10.76→10.19)	S14法律78号寺院等は無償で貸付しある国有財産の処分に関する法律の改正(S22.4.12法律第53号)に伴い、中村公園内に存する社寺境内地の内、宗教活動に最小限必要な地域を、都市計画公園より解除するもの。(豊国神社、八幡社、常泉寺、妙行寺)(注:計画図が確認できず、区域不明)
●				建設省 449 (以下建設省をKと略す)	25.6.5	第8号松葉公園の一部削除(北部) 第9号米野(4.68)、第10号中村(20.38)、第11号押切(2.68)、第13号名城(110.91)、第14号葵(5.46)、第17号栄(5.03)、第18号千種(17.66)、第22号鶴舞(31.32)、第23号高蔵(1.68)、第24号白鳥(11.74)、第27号瑞穂(43.43)、以上11公園の区域、面積の変更 3公園の廃止(第2号港、第25号熱田(注:熱田神宮南部区域)、第26号滝子)	戦災復興都市計画事業の再検討に基き、事業の進捗のため、戦災による焼け残り家屋のある地区や区画整理の減歩率の高い地区、将来都市計画公園として不適当となった地区の公園を一部削除または全部廃止し、復興土地区画整理事業の急速な完成を期そうとするもの。
●				K321	26.4.23	第32号茶屋ヶ坂の追加(11.55)	名古屋市の東北方面の宅地化と人口集中は目覚ましく、地元も公園希望が多いので指定する。
●				K355	28.3.30	第33号道徳東部の追加(0.24)	道路整備、山崎川改修により周辺が急速に宅地化しているが付近に小公園が無いので計画する。
●				K1373	28.10.21	第13号名城の一部削除(87.6)、第27号瑞穂の変更(44.1)	名城公園は公館地区整備のため削除。瑞穂公園は主競技場東側の追加、北部は市大整備のため削除
	●			K1385	28.10.27	第3号牧野ヶ池の拡大(163.2)	厚生、慰楽施設の全きを期す為、東南部一帯の樹林地(12.5ha)を編入する
●				K1103	29.6.11	第1号稲永の縮小(30.47)、第17号栄の縮小(3.36) 34号弥次兵衛(0.44)、35号本城(0.29)、36号元塩(1.97)、37号源兵衛(0.34)いろは(1.17)の追加	稲永公園は河岸公園としての特殊性を発揮させるための区域変更、栄公園は本市の股賑を極める地区に近接するので適切な土地利用を図るため縮小。 既往の区画整理にて確保された5公園を整備するための追加
●				K1535	29.11.18	名城(85.95)、千種(5.84)、鶴舞(29.09)の縮小 39号六反はじめ復興土地区画整理事業による98公園の追加(計37.25) (公園名は後掲の追加公園一覧表参照)	名城公園は公館地区整備のため削除(現農水省等地区)、千種公園は旧軍施設残存部分の削除(北部および東部)、ともに国有地関連。 鶴舞公園は南西部一部削除(戦後復興) 復興土地区画整理事業で確保される内、98公園の追加(39号六反～136号稲荷)
●				K1425	30.12.9	白鳥(0.92)、下茶屋(0.64)の縮小、葉場(1.37)の拡大	復興区画整理事業進捗に伴い換地操作上の理由での変更。白鳥は大幅縮小(児童公園規模へ)、削除部分に新たに熱田(断夫山古墳等の区域)を追加。下茶屋は縮小し、葉場を拡大し、西川端を追加した
●					"	第137号西川端(0.15)、第138号熱田(7.58)廃止した25号公園とは別区域)の追加	

公園 緑地 墓地 風致	告示 番号	年月日 (昭和)	計 画 内 容 (カッコ内数字は変更後の面積 単位: 約 ha)	計画理由等
●	K1242	31.8.11	風致地区の変更(3地区廃止、1地区追加、20地区変更)。稲永(30.47)、土古(7.92)、松蔭(7.07)、荒子(7.71)、松葉(5.94)、中村(20.38)、白川(13.64)、名古屋城(146.81)、志賀(7.89)、建中寺(4.75)、木崎(11.40)、城山(616.80)、東山(695.52)、鶴舞(46.65)、丸山(40.23)、萩山(446.10)、断夫山(7.58)、呼続(9.87)、笠寺(23.50)、道德(8.45)以上20地区の区域・名称(一部)変更。熱田神宮(19.22)の追加。 横井山、押切、庄内の廃止	都市計画決定以降長年月を経過し、戦災や戦災復興事業により街路、公園等の都市施設の変更も行なわれる等の事情から、風致の損傷も少なくないので再検討した。併せて風致に富んだ熱田神宮を追加する。 猪高(752.72)、植田(804.29)、相生山(280.99)、大高(764.29)、上野(684.29)以上5地区は変更なし。 風致地区は総計26地区、5,464.48haとなった
●	K1709	31.10.27	清明山の縮小	復興区画整理にて、清明山の斜面地の削除と、隣接地に
●			第139号清明山第2の追加	清明山第2の追加
●	K220	32.3.23	東墓苑の拡大(東側追加、129.97)	旧猪高村地内の区域を拡大(15.92)
●	K501	32.3.30	昭和橋の縮小(6.75)	道路計画により削除
●	K1176	32.9.24	多加良浦・東山の削除(都計道)	都市計画道路決定のため多加良浦(名称変更、旧称宝浦)、東山、庄内川(そのうち、横井山および水分橋)緑地、相生山緑地、及び東墓苑について道路部分削除変更した。
●			庄内川緑地・相生山緑地の一部削除(都計道)	なお、今回変更の公園、緑地、墓地のすべてについて面積数値の見直し変更を行った。
●			東墓苑の拡大(猪高町、148.18)	
●	K193	33.2.15	稲永(29.97)、昭和橋(4.91)、荒子(5.56)、松葉(5.62)、中村(13.63)、志賀(5.20)、名城(79.97)、木崎(5.21)、城山(4.56)、東山(293.11)、鶴舞(30.27)、瑞穂(33.18)、呼続(8.83)、笠寺(8.70)、道德(4.75)、茶屋ヶ坂(10.97)の縮小および140号日光川(9.07)、141号新茶屋川(15.45)、142号船頭場(8.70)、143号富田(10.28)、144号楠(7.48)、145号明德(22.04)、146号天白(26.09)の追加	都市計画決定以降長年月を経過しているため、土地利用の現況、公園の利用価値等検討した結果、稲永公園はじめ16公園の区域を縮小した。また都市計画区域の拡大(南陽、富田、楠、猪高、天白の各町の名古屋編入)に伴い日光川公園はじめ7公園を追加した
●	K197	〃	庄内川緑地他4緑地の番号、名称変更。水分橋緑地の縮小(35.20)。戸田川(60.78)、洗堰(44.60)、猪高(81.58)、荒池(60.06)の追加	戦前からの緑地の番号、名称の変更。水分橋緑地の見直し縮小。都市計画区域拡大に伴い新市域に4緑地を追加した
●	K357	33.3.14	鳴海都市計画: 1号新海池(16.58)、2号汐田(0.12)、3号城跡(0.27)、4号岩(0.46)、5号神明(0.20)の決定	鳴海町において鳴海都市計画公園として、小公園4か所と、ポート池として親しまれてきた新海池を中心とする普通公園を決定
●	K1234	33.7.7	白川の縮小(8.95)	進駐軍接收(アメリカ村)の解除に伴い、復興土地区画整理事業により整備するに当たり、商業中枢部に立地する土地利用を考慮し縮小する
●	K1668	33.10.3	松蔭(7.15)、名古屋城(145.93)、建中寺(4.85)、木崎(5.22)、丸山(40.73)、城山(711.27)、猪高(698.28)、東山(818.81)、植田(491.51)、萩山(491.51)、相生山(314.65)、笠寺(12.71)、呼続(8.77)、熱田神宮(21.50)、断夫山(7.98)、鶴舞(47.65)以上16地区変更。 新茶屋川(17.07)、戸田川(64.78)、洗堰(49.08)、葵(6.90)、猪子石(389.23)、天白(418.49)以上6地区追加。 稲永、土古、荒子、松葉、中村、白川、志賀、道德以上8地区廃止	昭和31年に変更したが、その後の人口増加とともに、土地の市街化が著しいので再検討を行い一部を変更し、一部を廃止し、さらに6地区を追加する。 大高(764.29)、上野(684.29)は変更なし。 風致地区総計は24地区、6,151.37haとなった
●	K2126	33.12.13	稲永(36.58)の拡大、東山267.82)の縮小	土地利用上再検討の結果、稲永の一部を拡張し(南東部)、東山の一部を削除する(星が丘周辺、東山東部区画整理等実施)
●	K2129	〃	東墓苑の一部削除(146.53)	諸情勢変動し再検討の結果一部削除(東山工業高校敷地)
●	K1990	34.10.19	茶屋ヶ坂の縮小(10.66)	周辺で住宅団地の建設が進むなか、周囲の道路整備のため削除および区域整正を行う
●	K372	35.3.9	栄の縮小(3.29)、147号尼ヶ坂(0.21)、148号金山(0.18)の追加	土地利用等考慮し再検討の結果、栄公園を縮小し、2児童公園を追加した
●	K379	〃	鳴海都市計画: 新海池の縮小(15.16)	住宅団地建設に伴う土地区画整理事業のため区域整正
●	K2519	35.11.29	東山の縮小(267.06)	都市計画道路広小路線拡幅に伴う削除
●	K620	36.3.23	31号港南の廃止(上野町)、6公園(廻間、平地、大池、加家、上野、南脇)の追加(上野町)	上野町において製鉄所他の産業誘致が決定し、検討の結果、港南公園は廃止し、代替としての3公園と緩衝機能のある2公園を追加し、臨海工業地帯の環境整備を目指す
●	K258	37.2.12	呼続の削除(7.8)、149号宝(0.94)の追加	土地利用の整理を図るため呼続公園の一部を削除する。代替として宝公園を追加する

公園 緑地	墓地	風致	告示 番号	年月日 (昭和)	計 画 内 容 (カッコ内数字は変更後の面積 単位: 約 ha)	計画理由等
●			K705	37.3.22	茶屋ヶ坂の削除(10.3)	新設道路の線に沿い一部削除する
●			K1821	37.7.31	150号新福寺の追加(1.27)	市街化の進行に伴い児童公園の整備要望が強いので新たに計画する
●			K2549	37.10.4	荒子の縮小(3.24)	土地区画整理事業の施行に合わせ、一部区域の削除(北部、南部)と追加(市電の西側)を行う
●			K3059	37.12.10	名城の変更(79.98)	都市計画道路(大津町線)に係る区域整理
●			K699	38.3.23	東山の削除(265.8、正面入口)	正門付近の交通処理および便益施設管理上の変更(正門前ロータリー等の削除)
	●		K705	"	小幡の縮小(231.27)	計画区域を利用上の観点から変更した
●			K2571	38.10.4	名城の変更(79.98)	都市計画街路変更による(護国神社西側)
●			K2581	"	151号昭明(0.18)、152号細米(0.83)の追加	周辺市街化著しいため児童公園を整備する(土地区画整理による)
●			K2587	"	153号約場(0.42)、154号松年(0.21)、155号須成(0.20)、156号小碓(1.19)の追加	土地区画整理組合により留保された公園の追加
●			K2791	38.11.4	夜寒(0.1)の変更	土地利用上の区域変更(神社鳥居の削除と園路追加)
●			K962	39.3.28	名城の縮小(78.33)	下水処理場を建設しようとする区域の削除
●			K963	"	157号桜(0.30)はじめ32公園の追加(計19.58) (公園名は後掲の追加公園一覧表参照)	区画整理事業等により造成された公園の追加
●			K964	"	矢田第2の変更(0.24)	区域変更(専売公社入口変更による)
●			K125	40.1.27	新茶屋川(15.5)、明德(21.2)の変更 189号宝勝寺(0.9)はじめ17公園の追加(計70.1) 鳴海都市計画第1～5号公園を名古屋都市計画 第198号及び第207～210号に番号変更 (公園名は後掲の追加公園一覧表参照)	新茶屋は40年8月事業着手に向け北部区域変更 明德は土地区画整理事業及び猪子石線の変更による変更 宝勝寺はじめ17公園は守山・鳴海の合併による追加 番号変更は鳴海都市計画を名古屋都市計画に名称変更したこと(S38.10.18)に伴うもの
	●		K128	"	勅使池の追加(116.2) 猪高(74.0)	守山、緑(鳴海、大高、有松)の合併と、東名高速道路の建設に伴い、勅使池を追加し、猪高は道路と重複部を削除
	●		K129	"	小幡(226.8)の縮小	東名高速道路の路線決定に伴う一部削除
●			K726	40.3.23	楠の縮小(5.0) 211号東宿(0.1)はじめ43公園の追加(計21.3) (公園名は後掲の追加公園一覧表参照)	楠は土地区画整理事業上の整形化し縮小 戦前から直近迄の土地区画整理組合等で留保した公園等を整理し、中村・千種(現名東含む)・瑞穂区に於いて追加
●			K2491	40.8.28	西大須(0.5)、前津(2.1)、金山(0.6)の変更、 雨池の変更(6.6)	西大須はじめ3公園は、復興区画整理中の公園の区域変更 雨池は、大森土地区画整理事業の計画に合わせた区域変更(後、公園区域は区画整理事業区域から除外された)
●			K2499	"	名城の拡大(81.7)	特別史跡(東土壘)保存のため、大津町線以东の土壘を追加
	●		K2477	"	猪高の縮小(67.6)	土地区画整理組合設立に関連する区域の整理
●			K3583	40.12.28	鶴舞の縮小(25.4) 弥次衛(0.3)、元塩(1.7)、鶴里(0.7)の縮小 254号吹上の追加(4.8)	鶴舞は名工大拡張のため削除。弥次衛はじめ3公園は名四国道ほか都市計画道路関連の削除変更。吹上は以上の削除・縮小の代替として、名古屋刑務所跡地に計画
●			K681	41.3.16	富田の縮小(9.0)	土地区画整理事業に伴う区域縮小
●			K695	"	源兵衛(0.6)の拡大 255号一ツ山第一はじめ12公園(計3.7)の追加	土地区画整理事業により留保された公園の追加 (他の11公園名は、一ツ山第二、南分、忠道、神野、切戸、童子、熱田古新、西野、西町、白鳥西、東志賀)
●			K3404	41.10.13	267号桶狭間(8.3)、268号鷺津砦(2.4)、269号 大高城跡(2.3)の追加	大高、有松地区の市域合併に伴う追加
	●		K3406	"	洗堰の削除・追加(44.8) 水分橋の縮小(10.9) 天神橋(2.8)、矢田川橋(1.2)、宮前橋(3.0)、千代田橋(1.0)の追加	河岸緑地整備の一環として、既決定緑地の区域変更と新たな緑地を追加する
		●	K3407	"	南墓苑の一部削除(71.2、都計道)	都計西大高線分を削除
●			K685	42.3.17	新茶屋川(12.3)、南脇(上野町)の一部削除	新茶屋川は名古屋環状2号線および茶屋線決定に伴う削除
	●		K2834	42.9.7	庄内(95.4)・洗堰(114.6)・水分橋(85.8)・天神橋(19.3)・矢田川橋(17.8)・宮前橋(11.4)・千代田橋(24.7)の変更、名西橋の追加(27.5)	河川敷緑地整備計画の一環として、既決定緑地の変更と新緑地を追加する

名古屋都市計画公園緑地等の歴史(戦後～S44)

公園	緑地	墓地	風致	告示番号	年月日 (昭和)	計 画 内 容 (カッコ内数字は変更後の面積 単位: 約 ha)	計画理由等
●				K3754	42.11.9	270号大手(0.5)、271号吉良第一(0.2)、272号沖田(0.4)、273号稲西(0.4)、274号上名古屋(0.5)、275号川中(0.6)、276号成願寺(0.3)、277号稚児宮(0.2)の追加	土地区画整理事業により留保された公園の追加
●				K4251	42.12.15	八幡(0.2)の縮小、 279号古渡(0.2)、280号六ツ野(0.4)の追加	復興土地区画整理内において、公園利用上の縮小変更および追加
●				K4259	"	茶屋ヶ坂の縮小(9.7)、278号弁天(0.6)の追加	茶屋ヶ坂公園から弁天公園を分離し児童公園として決定
	●			K4263	"	天白川の追加(37.8)	天白川河川敷について緑地を決定する
●				K2063	43.7.26	282号宮塚(0.7)、283号金屋第二(0.2)の追加	市街化の進行により児童公園整備要望が強く、追加する。いずれも土地区画整理事業にて留保された公園である。
●				K2106	43.8.3	鶴舞(24.6)の縮小、六野(0.8)の拡大、 281号鹿子(2.4)の追加	鶴舞は労働会館削除、代替として六ツ野を拡大し、鹿子を追加した
●				K2389	43.8.23	284号稲永東の追加(10.0)	名古屋市西南部の産業立地と人口集中に対処するため追加
●				K2390	"	新茶屋川の変更(12.0)	整備中の区域に合わせ北部区域変更
	●			K2391	"	横井山の縮小(4.6)	土地利用を勘案し変更(縮小)する。(削除区域は土地区画整理施行)
	●			K4004	43.12.28	枇杷島橋(52.8)・豊公橋(12.7)・大正橋(36.5)・万場大橋(48.9)の追加(河川敷)	河川敷緑地整備計画の一環として追加する
●				K2351	44.5.20	稲永東の変更(10.3)	都市計画街路廃止に伴い公園区域拡大
●				K2353	"	城跡の拡大(0.3)	区域拡大(東側)
●				K2354	"	285号長田(0.3)、286号並木第二(0.4)、287号稲生(0.4)、288号守牧(0.3)、289号高針第二(0.2)、290号池見(0.4)、291号中砂(0.3)、292号杓子田(0.3)、293号阿原(0.5)の追加	土地区画整理事業により留保された公園の追加
	●			K2712	"	戸田川(59.5)・牧野ヶ池(150.2)・大高(120.4)の縮小	戸田川、牧野ヶ池、大高は名古屋環状2号線関連の削除変更。それに加えて大高は周辺農地関連の整理縮小
	●			K2713	"	勅使ヶ池の一部削除(115.8、都計道)	都市計画道路路線変更に伴う追加および削除

追加公園一覧表

昭和29年11月18日					
番号	公園名	面積(約. ha)	番号	公園名	面積(約. ha)
39	六反	1.01	89	仲の町	0.85
40	水主町	0.13	90	南久屋	0.59
41	西柳	0.15	91	岩井	0.49
42	牧野	0.26	92	那古野山	0.06
43	則武	0.17	93	裏門前	0.25
44	早苗	0.27	94	大須	0.08
45	巾下	0.40	95	三輪	0.14
46	菊井	0.52	96	大池	0.11
47	江西	0.29	97	老松	0.75
48	桜木	0.29	98	前津	2.52
49	榎	0.38	99	池田	0.47
50	南押切	0.41	100	新栄	0.45
51	浄心	0.10	101	千早	0.60
52	花の木	0.60	102	板橋	0.03
53	紙漉	0.08	103	松原	0.60
54	鷹匠	0.14	104	橋	0.50
55	城西	0.23	105	下茶屋町	1.06
56	新屋敷	0.09	106	正木	0.76
57	山神	0.10	107	古沢	0.52
58	数寄屋	0.11	108	葉場	0.92
59	清水	0.41	109	長岡	0.11
60	柳原	0.10	110	白金	0.44
61	大杉	0.29	111	高辻	0.59
62	船附	0.03	112	御所町	0.04
63	主税町	0.50	113	村雲	0.26
64	東白壁	0.46	114	新開	0.35
65	山吹	0.52	115	広見	0.25
66	七小	0.40	116	露橋	0.45
67	舎人	0.11	117	八幡	0.88
68	松山	0.16	118	八島	0.15
69	布池	0.39	119	廓	0.18
70	代官	0.09	120	荒江	0.22
71	東檀木	0.06	121	小山	0.23
72	建中寺	0.80	122	長町	0.26
73	黒門	0.39	123	明野	0.08
74	新出来	0.56	124	柳川	0.38
75	矢田	0.44	125	尾頭	0.22
76	矢田第二	0.16	126	夜寒	0.10
77	旭丘	0.56	127	桜田	0.30
78	六所社	0.19	128	三本松	0.38
79	萱場	0.34	129	花表	0.08
80	清明山	0.48	130	堀川端	0.10
81	上野	0.39	131	内田橋	0.44
82	大和	0.39	132	船方	0.32
83	内山	0.37	133	千年	0.22
84	仲田	0.25	134	港北	0.65
85	今池	0.31	135	港陽	1.43
86	中道	0.28	136	稲荷	0.29
87	本町	0.33			
88	下園	0.61			

昭和39年3月28日		
番号	公園名	面積(約. ha)
157	桜	0.30
158	中江	0.51
159	鶴里	0.70
160	粕畑	0.31
161	丹八山	0.31
162	鳴尾東	1.51
163	要	0.46
164	水袋	1.58
165	三吉	0.43
166	元柴田	0.74
167	白水	1.67
168	宝生	1.61
169	観音	0.24
170	四条	0.50
171	御替地	0.15
172	御替地東	0.07
173	戸部下	0.28
174	小塚	0.30
175	柳島	0.31
176	二女子第二	0.14
177	二女子第一	0.44
178	八熊	0.64
179	牛立	0.20
180	荒越	1.06
181	花塚	0.10
182	外新町	0.23
183	八釘	0.26
184	八家	1.10
185	北江	0.90
186	正徳	1.48
187	法華西	0.32
188	万場	0.73

昭和40年1月27日		
番号	公園名	面積(約. ha)
189	宝勝寺	0.9
190	二十軒家	0.5
191	守山	0.6
192	瓢箪山	0.4
193	北屋敷	2.0
194	喜多山	0.3
195	大森	5.5
196	雨池	7.8
197	千句塚	1.8
198	新海池	鳴海都計より
199	螺貝	2.5
200	戸笠	8.8
201	熊野	16.5
202	要池	3.0
203	通曲	2.9
204	水広	4.5
205	鳴海	2.2
206	細根	9.9
207	汐田	鳴海都計より
208	城跡	鳴海都計より
209	磐	鳴海都計より
210	神明	鳴海都計より

昭和40年3月23日		
番号	公園名	面積(約. ha)
211	東宿	0.1
212	諏訪	0.2
213	日比津	1.8
214	塩池	0.3
215	二ツ橋	0.1
216	里山	0.1
217	押木田	0.9
218	日吉	0.4
219	鈍池	0.4
220	五反城	0.1
221	鳥森	0.2
222	柳	0.3
223	岩塚南部	0.2
224	岩塚	0.2
225	鴨付	0.7
226	荒輪井	0.1
227	稲葉地	3.2
228	下方	0.1
229	宮ノ腰	0.1
230	金森	0.1
231	天満	0.2
232	赤坂	0.6
233	富士見	0.6
234	星ヶ丘	0.1
235	虹ヶ丘	0.9
236	代万	0.2
237	西山中	1.0
238	神丘東	0.1
239	神丘	1.8
240	西里	0.2
241	植園	1.0
242	西山	0.4
243	二ツ池	0.3
244	村内	0.1
245	丸山	0.2
246	竹田	0.1
247	田辺	0.3
248	下山	0.3
249	柏木	0.2
250	弥富	2.2
251	瑞穂ヶ丘	0.2
252	南浜	0.5
253	穂波	0.2

資料 その1

風致地区取締規則(愛知県)

本資料は、昭和11年8月4日制定、昭和21年10月28日改正の風致地区取締規則及び同規則第2条に基づく許可不要行為の告示の写しである。

地方自治法の改正により政令指定市の特例が定められ、都市計画事務のうちの一部も政令指定都市に委譲され、昭和31年11月1日に名古屋市が名古屋市風致地区取締規則を制定し施行するまでは、県内の風致地区の取締り事務は、以下の規則に基づき県が行っていた。

1-3 風致地区取締規則	
(昭和十一年八月四日県令第五十八号 昭和二十一年十月二十八日改定)	
第 一 条 本令は都市計画法第十条第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル風致地区ニ之ヲ適用ス	タル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留又ハ科料ニ処ス
第 二 条 風致地区内ニ於テ左ノ行為ヲ為セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ 但シ別ニ告示シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス	附 則 本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス
一 建築物其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築、移転、修繕、変更又ハ除却	この県令施行の際、現に建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、修繕、変更又は除却の工事を施行中のもので、この県令施行の日から、三週間以内に知事の承認を受けたときは、この県令の施行に拘らず昭和十一年八月風致地区取締規則を適用しない。
二 土地ノ掘削、盛土、水面ノ埋立其ノ他土地ノ現状ノ変更	前項の承認を受けようとするときは、左の事項を具備した申請書に、設計書、附近地の現況図及び設計の表示に必要な事項を具備した図面(平面図、立面図、断面図、意匠配色図等)を添付して、正副二通を提出しなければならない。
三 竹木、土石類ノ採掘	一、申請者の住所氏名
四 前各号ノ外風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行為	二、行為地の所在、地目及び地積
第 三 条 本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル申請書ニ設計書又ハ施行方法書ヲ添附シ正副二通ヲ提出スヘシ	三、承認を受けようとする行為及びその目的
一 申請者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名称、事務所又ハ所在地及代表者ノ住所氏名)	四、行為に着手並びに完了の予定期日
二 行為地ノ所在、地目及地積	五、前各号ノ外参考となる事項
三 許可ヲ受ケントスル行為及其ノ目的	昭和十九年一月県令第五号はこれを廃止する。
四 着手並ニ完了ノ予定期日	告示第八百十八号
五 前各号ノ外参考トナルヘキ事項	左ニ掲グル行為ハ昭和十一年八月県令第五十八号風致地区取締規則第二条ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケルコトヲ要セス
第 四 条 設計書又ハ施行方法書ニハ方位、縮尺ヲ記載シタル左ノ図面ヲ添附スヘシ	昭和十一年八月四日
一 附近地ノ現況図(行政区劃、道路、水路其ノ他地形ノ概略並ニ行為地ノ境界ヲ明示スルコト)	愛知県知事 篠原・英 太 郎
二 平面図(配座図ヲ含ム) 立面図、断面図、意匠配色図等設計又ハ施行方法ノ表示ニ必要ナル事項ヲ具シタル断面	一 公衆ノ目ニ触レル程度ニ於テ建築物其ノ他工作物ノ移転、修繕、変更又ハ除却ヲ為スコト
第 五 条 本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケヘキ行為ニシテ法令ニ依リ知事ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノニ付テハ当該法令ニ依リ許可又ハ認可申請書ニ前二条ノ規定スル事項ヲ附記シ本令ニ依リ許可ヲ件セ申請スルコトヲ得	二 公衆ノ目ニ触レル程度ニ於テ建築物敷地内ノ竹木ノ伐採又ハ土地ノ掘削、盛土ヲ為スコト
前項ノ規定ニ依リ申請スル場合ニ於テハ当該法令ニ依リ提出スル書類ノ外別ニ副本一通ヲ提出スヘシ	三 造林若ハ竹木類ノ植栽ヲ為シ又ハ其ノ保育ノ為下草刈、草打、草切、除伐、間伐ヲ為スコト
第 六 条 行為完了前許可ヲ受ケタル事項ヲ変更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ前三条ノ規定ニ準シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ	四 別ニ風致ヲ害スル虞ナキ程度ニ於テ社寺境内地ノ鳥居、燈籠若ハ墓地内ノ墓碑、墓石類及其ノ附屬工作物ノ新設、改築、増築、移転又ハ除却ヲ為スコト
許可ヲ受ケタル者以外ノ者ニシテ其ノ行為ヲ承継シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ	五 祭典、市立等ノ為露店其ノ他ノ目的ヲ以テ一時的施設ヲ為スコト
第 七 条 許可ヲ受ケタル行為ヲ完了シ又ハ中止シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出テ検査ヲ受ケヘシ	六 森林法第九条ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ得タル施業案又ハ施業要領ニ基キ施業ヲ為スコト
第 八 条 第二条又ハ第六条ノ規定ニ違反シタルトキハ知事ノ原状回復、修繕其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ	七 森林法第十条又ハ第二十七条及第三十七条ノ二ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル施業方法ニ基キ施業ヲ為スコト
第 九 条 第二条、第六条若ハ第七条ノ規定ニ違反シタル者又ハ前条ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ	

資料その2

本「標準」は、「名古屋市風致地区取締規則」制定時文書に添付の参考資料の写しである

「風致地区取締に関する標準

1. 風致地区の取締は左の標準とす

1. 工作物の形状、材料、意匠等に留意すること
2. 煤煙、騒音、悪臭、有毒瓦斯、不潔廃液等を発生放出する工作物は特にその構造に留意すること
3. 看板、広告の類は禁止すること

但し店頭若しくは軒先に設くる商店名を表示する看板広告類に就いては其の形状、意匠、色彩等を指示して之を認むること

4. 囲牆は亜鉛、鉄塀、鉄条柵、コールドールの塗り付けを避け生垣、土塀、ヨロヒ板塀、竹垣等環境に応ずる構造とせしむること

5. 道路に面して擁壁を設ける場合は其の材料、構造、色彩等に就き充分留意すること
6. 商店街以外の建築物は隣接敷地境界より1米以上の間隔を取らしむること
但し社寺、学校、公会堂、病院、アパート、寄宿舍、旅館、料理屋等多数人を収用する建築物に就ては別に考慮すること
7. 階数三以上の家屋の新築は許可せざること
前項但書の建築に就ては別に考慮すること
8. 特別区域に於ては長屋の新築は許可せざること
9. 工業地域内に於ける工場建築物の底角は建築線より 60 度以内に止むること
10. 都市計画公園内に於て利用を認めたる区域は其の土地の状況により特別区域に準じ取扱ふこと
11. 公園周囲の敷地は前面に前庭を取り囲牆は成る可く生垣とせしむること
12. 整理組合地区内の行為は組合長の承諾書を添付せしむること
13. 許可を受けたる場合は行為地に左記雛形の標札を竣功検査の終了する迄掲示せしむること

雛形省略(表示内容は、指令番号、許可年月日、期間、許可行為、行為者住所氏名である;筆者注)

2. 風致地区を左の通り区分す

1. 施設区域

社寺境内、史蹟、名勝地、保安林、公園、遊園地、運動場及之等の予定地にして現況保存及緑地施設を目的とする区域等

2. 特別区域

風致景勝地にして個人利用を認むるも風致維持上特に注意を要する部分及施設区域の周囲一定区域

3. 普通区域

風致地区内一般部にして既存の風致に既応して個人利用を認むる区域

4. 緩和区域

取扱上緩和を要する市街部分

3. 各区域の取扱左記に依る

1. 施設区域

イ. クラブハウス、ボートハウス、休憩所、売店、社寺付属建物等緑地施設に必要な工作物以外はこれを認めざること

ロ. 土地の形質の変更(開墾、掘鑿、埋立、干拓等)、竹木土石類の採取等にして風致を害する虞ある行為之を認めざること

2. 特別区域

イ. 土地の形質の変更(開墾、掘鑿、埋立、干拓等)、竹木土石類の採取、工作物の設置等の取締を厳にし跡地の処理に充分留意すること

ロ. 家屋の建築に就ては前庭を取らしむること

ハ. 空地保留は 6 割とす

3. 普通区域(風致地区内一般区域)

イ. 現存風致を活用し適当なる指導計画に基き優良なる住宅地として開発する様努むること

ロ. 空地保留は 5 割とす

4. 緩和区域(市街地密住区域)

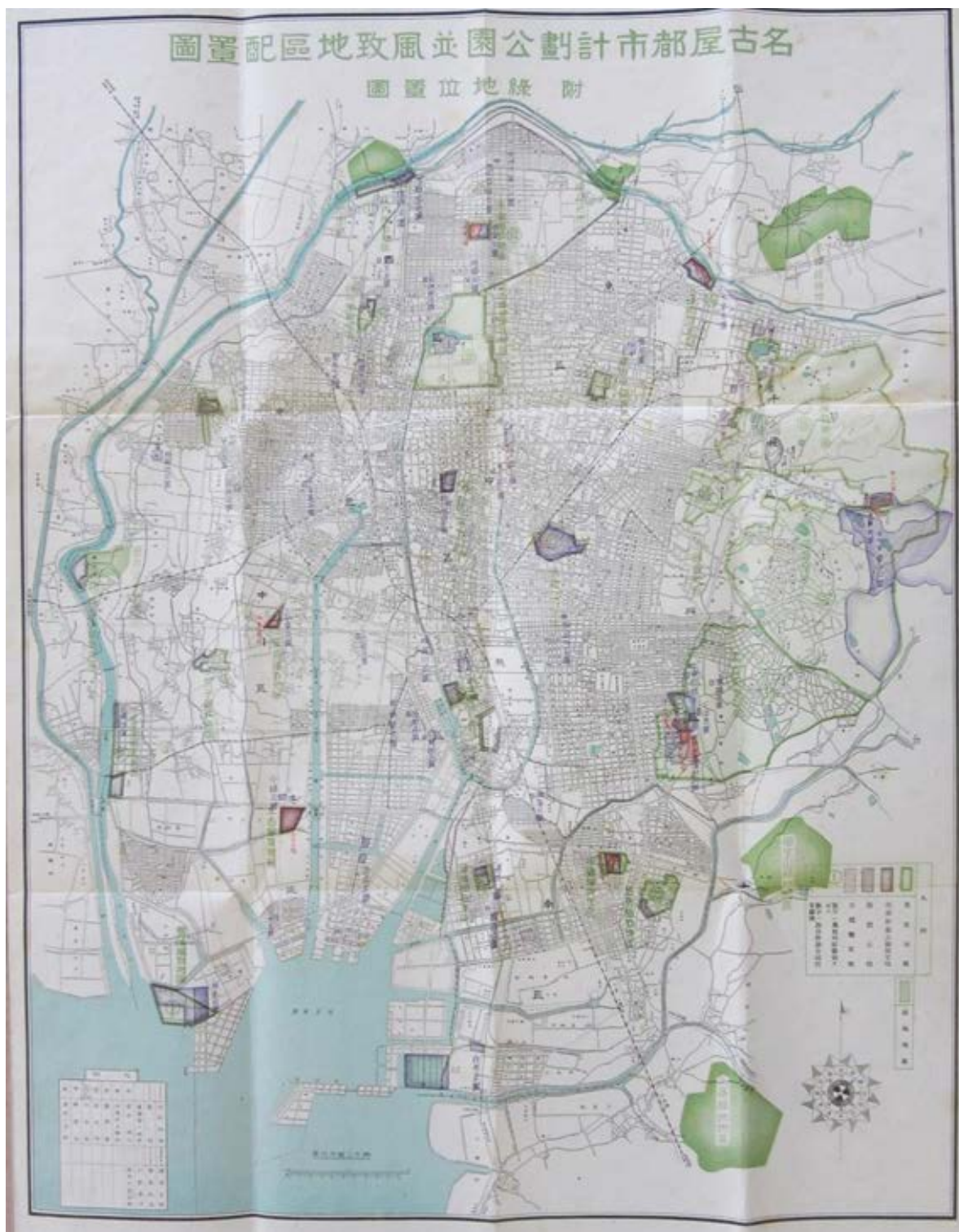
イ. 4戸以上の長屋は之を認めざること

ロ. 家屋の背面の構造についても風致を毀損せざる様留意すること 」 (カタカナをひらがな表記とした;筆者注)

図集その 1

名古屋都市計画公園、緑地、風致地区配置図(昭和 18 年 11 月 30 日発行)

本図は、昭和 18 年 11 月 30 日発行の図面に、昭和 20 年 4 月 9 日告示の篠原公園と志賀公園の事業決定区域、継続事業の区域及び名称を書き入れた都市計画図書である。

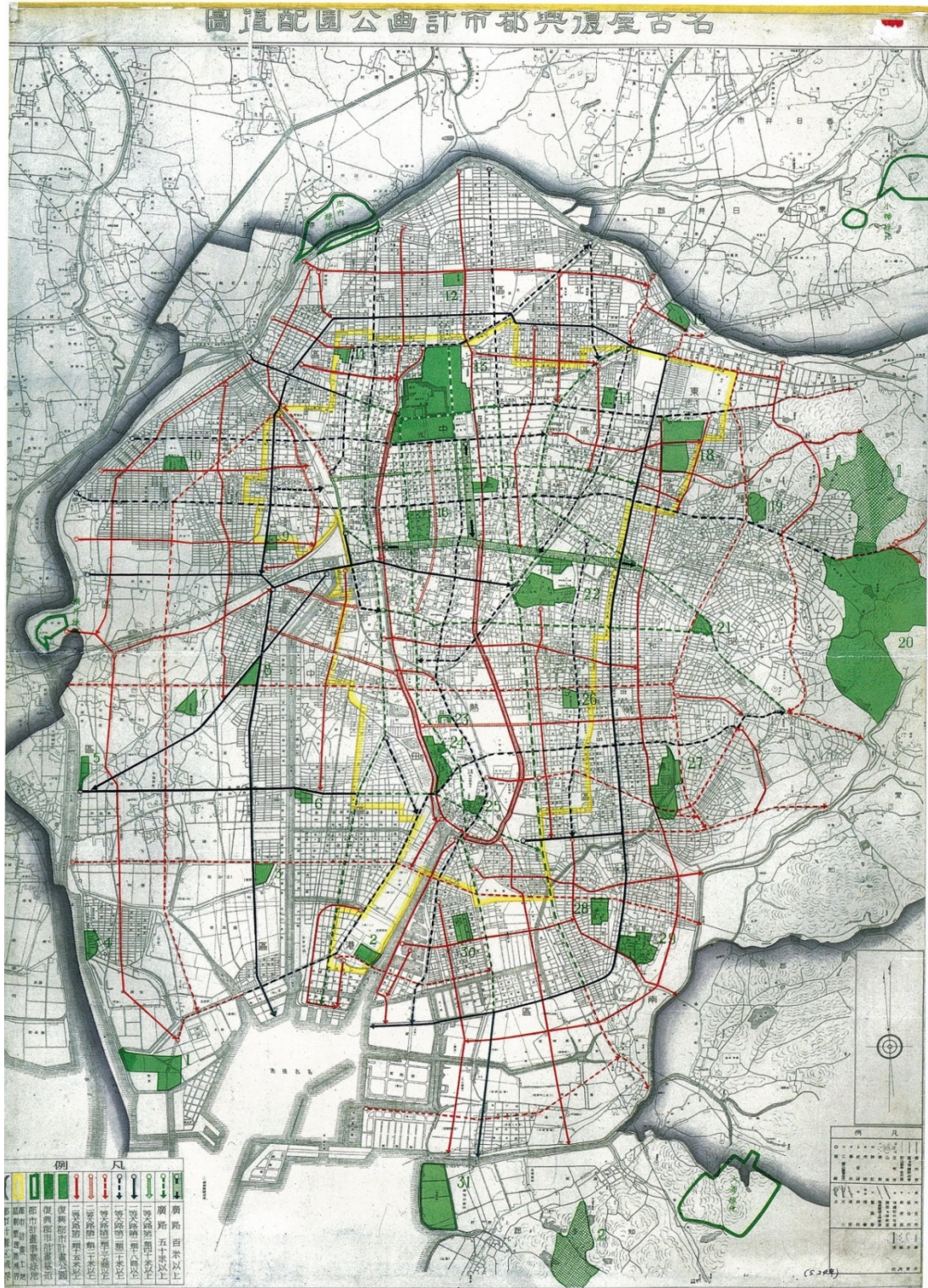


(愛知県公文書館所蔵文書より)

図集その 2

名古屋都市計画公園配置図(昭和 24 年、名古屋市復興局発行)

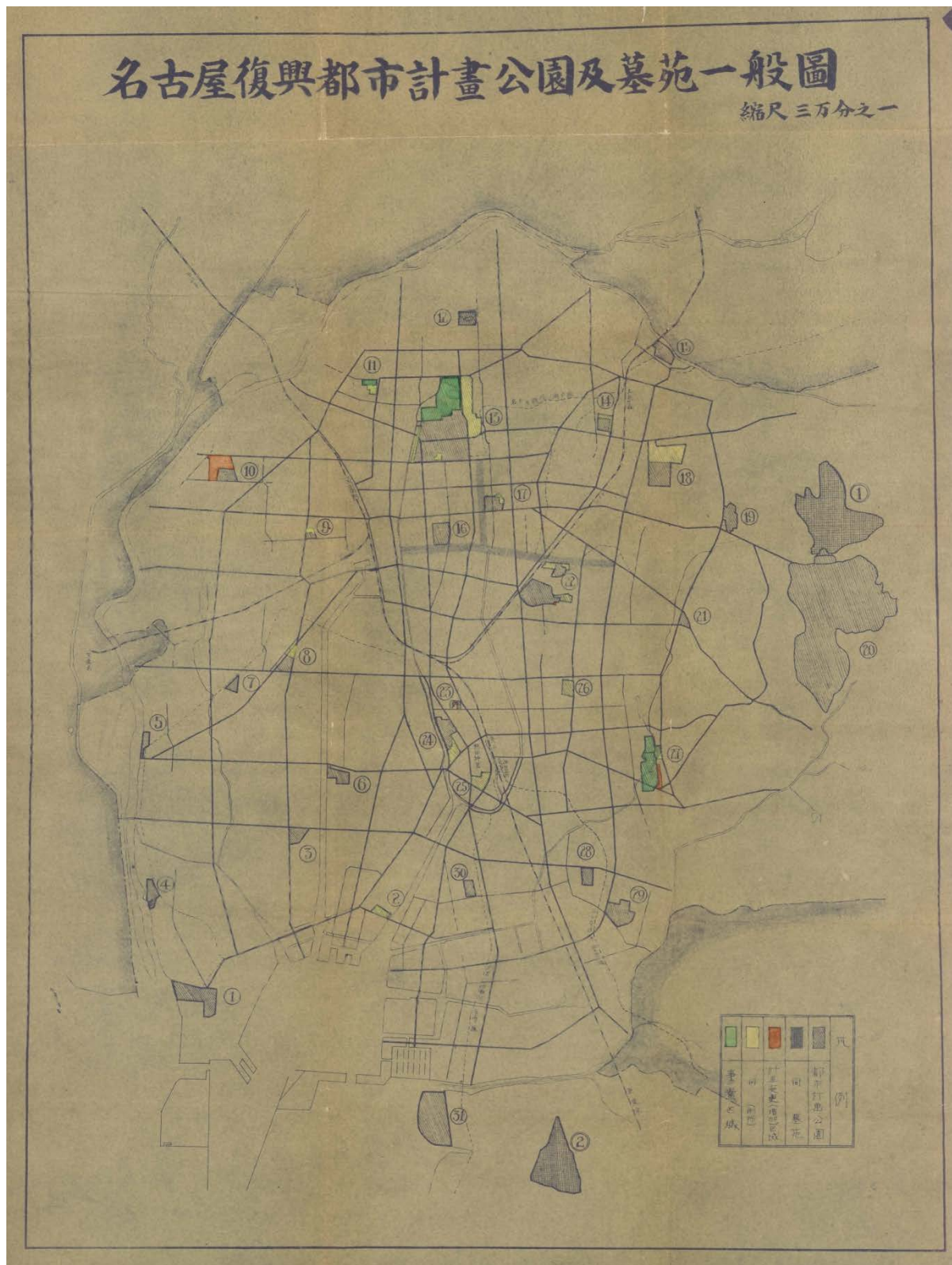
本図は昭和 24 年発行の配置図であり、昭和 22 年 5 月の当初決定公園の姿を忠実に表しているか疑問な部分がある



(名古屋都市計画史図集編 p70 より)

図集その3 名古屋復興都市計画公園変更並びに廃止の件(昭和25年6月5日決定告示)

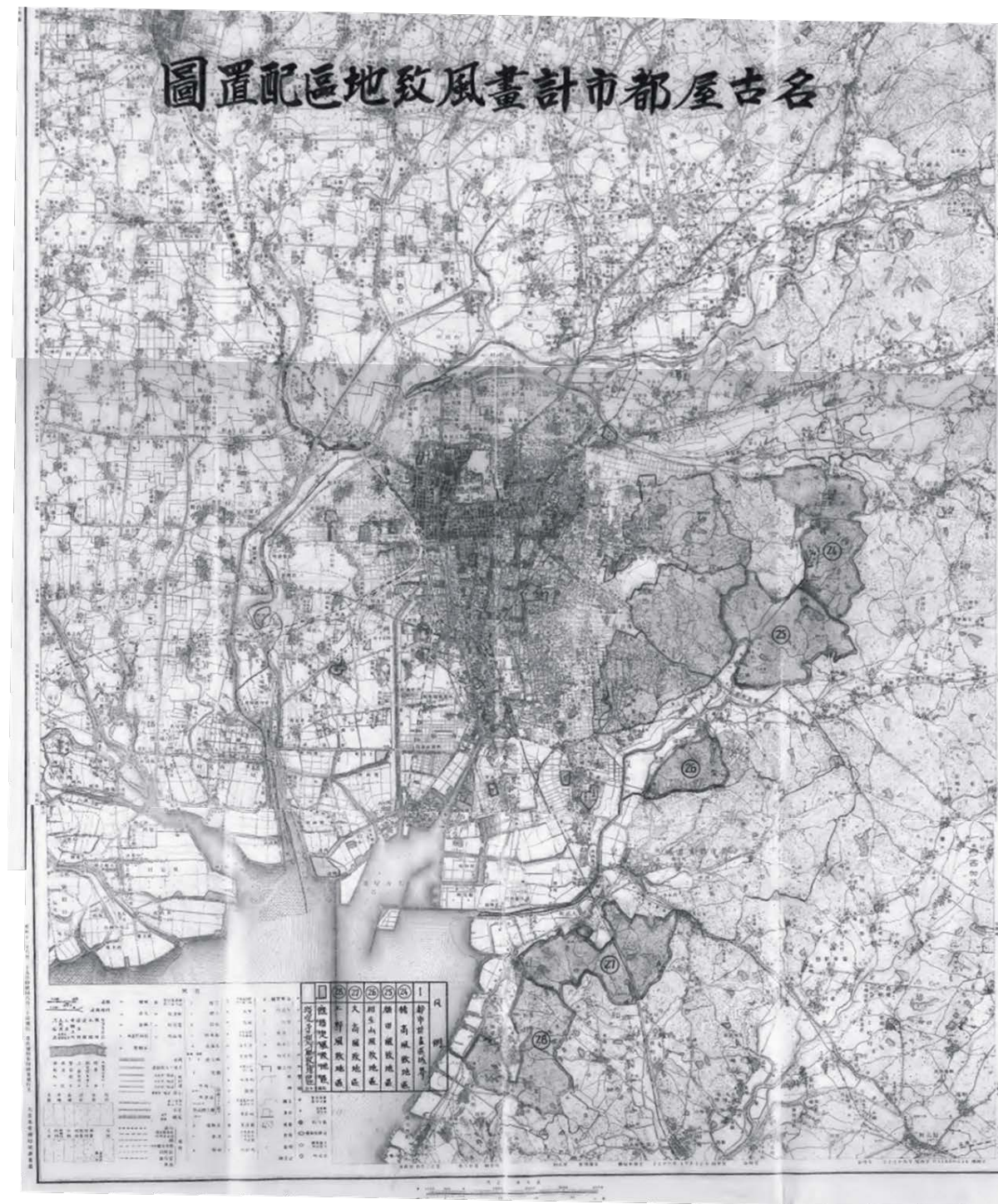
本図は、昭和25年3月15日開催の都市計画愛知地方審議会に付議された見出しの件の付図である



図集その 4

名古屋都市計画風致地区配置図 (昭和 17 年 3 月 13 日内務省告示第 152 号)

本図は国立公文書館所蔵文書をデータ取得し、つなぎ加工したものである(「名古屋都市計画風致地区追加指定」昭和 17 年 2 月 27 日より)



図集その5 昭和17年3月13日内務省告示第152号 名古屋都市計画風致地区 (大高町役場文書)

第24号猪高～第28号上野の5地区追加決定。本図は大高町役場に保管されていた都市計画愛知地方委員会付議図につき、決定告示においては27号大高風致地区に大高城跡公園あたりが追加された模様である。



図集その6 昭和31年8月11日告示 名古屋都市計画風致地区廃止、変更、追加一般図

本図は名古屋市全図であるが、第24号猪高、第25号植田、第28号上野風致地区は地図枠外に亘るため表示されていない。なお上記3地区及び第26号相生山、第27号大高の各風致地区は、この時変更されていない



書名：名古屋都市計画公園緑地等の歴史(戦後～昭和 44 年)

発行：平成 29 年 3 月

名古屋都市計画史編集実行委員会

(公益財団法人 名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター内(名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号))

著者：青木公彦 (名古屋都市計画史編集実行委員会事務局)

印刷：株式会社 荒川印刷